

平成 13 年度

包括外部監査の結果報告書

四日市市包括外部監査人

平成13年度 包括外部監査の結果報告書

目次

第1 外部監査の概要

1	外部監査の種類	1
2	選定した特定の事件（テーマ）	1
	（1）外部監査の対象	1
	（2）監査対象期間	1
3	特定の事件（テーマ）を選定した理由	2
4	外部監査の方法	2
	（1）監査の要点	2
	（2）実施した主な監査手続	3
5	外部監査の実施期間	3
6	外部監査人補助者の資格と人数	3
7	利害関係	3

第2 監査の結果

1	監査対象の全体概要	4
	（1）四日市市の出資等の状況と今回の外部監査の範囲	4
	（2）監査対象法人に対する四日市市の財政的関与の状況	5
	（3）情報公開条例と監査対象法人に関する情報公開	9
	（4）株式会社への出資の評価	11
	（5）財団法人への出捐について	12
2	株式会社三重県四日市畜産公社	15
	（1）出資法人の概要	16
	（2）過去3年間の主要財務数値及び財務分析	20
	（3）出納その他の事務の執行に係る指摘事項等	27

3	株式会社四日市市生活環境公社	35
	(1) 出資法人の概要	36
	(2) 過去3年間の主要財務数値及び財務分析	39
	(3) 出納その他の事務の執行に係る指摘事項等	45
4	株式会社ディア四日市	51
	(1) 出資法人の概要	52
	(2) 過去3年間の主要財務数値及び財務分析	56
	(3) 出納その他の事務の執行に係る指摘事項等	61
5	財団法人四日市国際交流協会	67
	(1) 出資法人の概要	68
	(2) 過去3年間の主要財務数値及び財務分析	73
	(3) 出納その他の事務の執行に係る指摘事項等	74
6	財団法人三重北勢地域地場産業振興センター	77
	(1) 出資法人の概要	78
	(2) 過去3年間の主要財務数値及び財務分析	82
	(3) 出納その他の事務の執行に係る指摘事項等	85
7	財団法人四日市市レジャー施設協会	93
	(1) 出資法人の概要	94
	(2) 過去3年間の主要財務数値及び財務分析	99
	(3) 出納その他の事務の執行に係る指摘事項等	104
8	財団法人四日市市文化振興財団	111
	(1) 出資法人の概要	112
	(2) 過去3年間の主要財務数値及び財務分析	117
	(3) 出納その他の事務の執行に係る指摘事項等	120
9	財団法人四日市市都市整備公社	127
	(1) 出資法人の概要	128
	(2) 過去3年間の主要財務数値及び財務分析	131
	(3) 出納その他の事務の執行に係る指摘事項等	134

・報告書中の表の合計は、端数処理の関係で、総数と内訳の合計とが一致しない場合があります。

・文中の【注意】【指摘】は外部監査の結果に係ることであり、【意見】は外部監査の結果に添えて提出するものです。

平成13年度包括外部監査の結果報告書

第1 外部監査の概要

1 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項、第4項及び四日市市外部監査契約に基づく監査に関する条例第2条第2項に基づく包括外部監査

2 選定した特定の事件（テーマ）

（1）外部監査の対象

四日市市の出資・出捐割合が当該法人の資本金・基本金の25%以上の法人（但し、平成12年度において包括外部監査の対象となった四日市市土地開発公社及び財団法人霞ヶ浦振興公社は除く）の出納その他の事務の執行及び所管課における当該法人に係る財務事務の執行

監査対象法人 ()内は以下の報告書上の略称	四日市市 所管課	四日市市の 出資・出捐比率	三重県の 出資・出捐比率
株式会社三重県四日市畜産公社 (畜産公社)	商工農水部 農林水産課	25.0%	25.0%
株式会社四日市市生活環境公社 (生活環境公社)	環境部 生活環境課	40.0%	-
株式会社ディア四日市 (ディア四日市)	商工農水部 商工課	31.1%	-
財団法人四日市市国際交流協会 (国際交流協会)	市長公室 国際課	100.0%	-
財団法人三重北勢地域地場産業 振興センター(地場産業振興センター)	商工農水部 商工課	31.9%	31.9%
財団法人四日市市レジャー 施設協会(レジャー施設協会)	商工農水部 商工課	48.6%	-
財団法人四日市市文化振興財団 (文化振興財団)	教育委員会 文化課	100.0%	-
財団法人四日市市都市整備公社 (都市整備公社)	都市計画部 都市計画課	100.0%	-

（2）監査対象期間

原則として平成12年度（必要に応じて、平成13年度及び過年度執行分）

3 特定の事件（テーマ）を選定した理由

平成13年9月に四日市市財政部がまとめた「中期財政収支見通し」（平成17年度までの4ヶ年）の財政収支試算によると、規模ベース、一般財源ベースとも平成14年度より財政収支赤字が見込まれています。この赤字補てんのため特例的な地方債や基金からの繰入を加味した試算表の中では、毎年25億円の特別地方債（借金）を発行して賄っていく考え方が示されています。このような厳しい財政状況の下での市政運営には、より一層の効率性や有効性が求められます。これは四日市市の部課だけでなく、関係の外郭団体も同様です。四日市市は多くの団体・法人に出資・出捐をしています。それら出資法人等の運営・管理が適切に行われているか否か、財務内容が健全であるかについては納税者である市民にとって大きな関心事と考えます。四日市市は出資法人等に対して人的、資金的な助成等を行っており、出資等の総額は平成12年度末において約29億円にのぼります。そこで、これらの外郭団体の内一定のものについて、出資等の目的が現在財務的に達成されているか、出資額が現在もその価値を有しているか、出資法人は経済的・効率的に運営されているか、今後も出資・出捐その他の助成を続ける経済合理性はあるかについて外部監査を実施する必要性を認めたためです。また同時に、これら出資法人の所管課の関連する財務事務が合规に、そして経済的・効率的に執行されているかどうかをも明らかにすることが有用と判断したからです。

4 外部監査の方法

(1) 監査の要点

出資法人の出納その他の事務の執行について

- ・ 出資法人の出納その他の財務事務は適切に執行されているか
- ・ 現在において四日市市からの出資額がその価値を維持しているか
- ・ 事業目的に沿って経済的・効率的に運営されているか
- ・ 施設等が効率的に使用されているか

所管課の当該法人に係る財務事務の執行について

- ・ 施設の使用料や目的外使用料等の収入は適切に収受されているか
- ・ 委託料・補助金等の支出は適切に執行されているか
- ・ 四日市市が今後も出資・出捐その他助成を続ける意味があるか
- ・ 四日市市に今後どのような財政的負担があるのか

(2) 実施した主な監査手続

監査対象の全般的把握のために、監査対象とした各出資法人及びその所管課の事業概要、予算書・決算書及びその関連資料等を閲覧し、監査対象出資法人及びその所管課に対してヒアリング等を行いました。

監査対象出資法人及びその所管課の個々の事項については、

- ・ 監査対象出資法人の財務に関する書類とその根拠資料との照合、質問、財務数値の分析及び関連規程への準拠性の吟味等を行いました。
- ・ 現金・預金及び有価証券等の実査や人件費等経費の出納に関する事務処理の合規性の吟味等を行いました。
- ・ 経済性・効率性に関する統計数値の分析等を行いました。
- ・ 所管課の監査対象出資法人に対する財務関連事務事業の執行状況についての質問と関係書類による確認を行いました。

但し、具体的な監査の実施に当たっては、外部監査の効率性の意味から対象書類や調査方法を限定する試査によっています。

5 外部監査の実施期間

平成 13 年 7 月 1 日から平成 14 年 1 月 22 日まで

6 外部監査人補助者の資格と人数

弁護士	1 名
公認会計士	3 名
その他（税理士、会計士補等）	10 名

7 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はありません。

第2 監査の結果

1 監査対象の全体概要

(1) 四日市市の出資等の状況と今回の外部監査の範囲

「第1 外部監査の概要」の「外部監査の対象」の項で記載した外部監査対象法人の数や出資等の金額について、四日市市が現在、出資等している法人等のなかで金額的にどのくらいの割合であるかを示しているのが、以下の「表 1-1」です。四日市市の出資等の総額は公有財産表（財産に関する調書明細）によると、「有価証券」と「出資による権利」で約 29 億円となっています。このうち「有価証券」の内容は株式で、7 億円余、「出資による権利」とは財団法人や地方公社等への出捐金等で、約 22 億円と記載されています。出捐金とは、公益法人の基本金として基本財産を構成するものですが、株式会社の株式のように解散時の残余財産の分配を得る権利はありません。通常、財団法人の解散による残余財産は監督官庁の許可のもと類似団体へ引き継がれることとなっており（「表 1-5」参照）、正に出捐は寄付ということです。今回監査対象とした都市整備公社は平成 12 年度において、財団法人四日市市開発公社の解散による残余財産を引き継ぎ、その正味財産は増加しましたが、四日市市の公有財産表上の「出資による権利」の金額は変わりなく、四日市市開発公社に対する「出資による権利」が解散により 30,000 千円消滅しただけです。この意味でも「出資による権利」に財産的価値を認めることは、商法あるいは民間企業会計の考え方では疑問があると考えますが、行政実務では、昭和 38 年 12 月 19 日旧自治省通知により、公有財産表に記載される取扱となっています。

表 1-1 四日市市の出資等の状況と外部監査対象法人への出資等の割合

(平成 13 年 3 月 31 日現在)

財産の内容	法人等数	四日市市出資等の総額 (A) (千円)	今回監査対象法人数	今回監査対象法人への出資等の額 (B) (千円)	全体に占める監査対象法人の割合 (B/A) (%)
株 式	12	724, 537	3	537, 000	74
出資による 権 利	36	2, 194, 665 (注)	5	182, 500	8
合 計	48	2, 919, 202	8	719, 500	25

(注)この内出資等が多額なものは次の通り

(単位:千円)

法人名	四日市市の出資等の額
財団法人国際環境技術移転研究センター	1, 500, 000
三重県信用保証協会	202, 074
財団法人暴力追放三重県民センター	61, 752
財団法人三重県勤労者信用基金協会	54, 711
財団法人霞ヶ浦振興公社	50, 000

(2) 監査対象法人に対する四日市市の財政的関与の状況

今回の外部監査対象法人を株式会社法人と財団法人に分けて、四日市市の財政的関与の状況を概観すると、次の「表 1-2」及び「表 1-3」のようにまとめられます。

ア. 株式会社法人

外部監査対象法人の内、株式会社法人への四日市市からの財政的関与を中心とした相互比較の概要は「表 1-2」の通りです。これら株式会社の活動の性格は、基本的に事業運営役務提供型の団体とすることができます。旧自治省の「第三セクターに関する指針」によれば、畜産公社と生活環境公社は、行政補完型第三セクター、ディア四日市は公民協調型第三セクターと分類されると思います。前者の行政補完型については、一般的に地方自治体が経営に関し主導的な地位を確保する必要があるとしています。また、公民協調型については、一般的にその経営は民間主導で行われることとしています。さらに、「将来的には収支が均衡する見込みはあるものの当面収益が上がらない事業や事業の性格上採算の低い事業については、あらかじめ公的支援が必要になることを踏まえた上で事

業採択の可能性を検討する」こと及び、「地方自治体が出資者として負う責任は、出資の範囲（有限責任）であり、これを当事者間のもとより、対外的にも明確にしておく」ことと述べています。

表 1-2 株式会社法人への財政的関与（平成 12 年度又は平成 13 年 3 月 31 日現在）

監査対象法人	畜産公社	生活環境公社	ディア四日市
市からの出資	25,000 千円 (資本金の 25%)	12,000 千円 (資本金の 40%)	500,000 千円 (資本金の 31.1%)
市からの貸付金	牛肉肥育預託事業資金融資貸付金 68,000 千円貸出、年度内に回収	なし	なし
市の債務負担行為	なし	なし	なし
市からの出向・派遣状況	副収入役が監査役、市職員 1 名が出向(給与は市より支給)	副収入役が監査役	助役 1 名、部長 2 名が取締役、収入役が監査役
補助金・委託料	出荷奨励金・完納奨励金の原資として補助金 41,793 千円 市所有の食肉センター及び食肉市場の業務運営委託料 107,967 千円	し尿収集・公園維持管理・下水処理施設維持管理・清掃等委託料等 1,230,563 千円	市営駐輪場管理・放置自転車整理等委託料 41,580 千円
市よりの法人事務所の提供の有無	あり 市より有償貸借	なし(自社の建物として所有)	なし(自社の建物として所有)
市よりの事業運営施設の提供の有無	あり 食肉センター施設無償借受 食肉市場施設有償貸借	なし(リサイクルセンター建物所有)	なし(地下駐車場施設を所有)
事業運営施設の財源としての市債の状況	間接的に市債と関係(特別会計の市債残高 1,229,416 千円)	市債との関係なし	市債との関係なし
その他市よりの経済的利益	上記牛肉肥育預託事業資金融資貸付金 68,000 千円は無利子貸付	なし	占用料 100%減免

(注) 四日市市辞令式規程(昭和 59 年 3 月 6 日訓令第 2 号)によると「出向」、「派遣」の定義は次のようになっています。

「出向」とは、職員としての身分を中断させることなく、任命権者が異なる機関へ異動を命ずることをいう。

「派遣」とは、職員としての身分を有したまま国または他の地方公共団体への派遣することをいう。

本報告書では、出向・派遣については出向で統一しています。

イ. 財団法人

外部監査対象法人の内、財団法人への四日市市からの財政的関与を中心とした相互比較の概要は「表 1-3」の通りです。これら財団法人の活動の性格は、基本的に施設管理運営型の団体ということが出来ますが、自主事業を行っている国際交流協会や文化振興財団は事業運営役務提供型の側面もあります。一方で、四日市市の施設の管理運営を受託するのではなく、自前の施設で施設管理運営を行っている地場産業振興センター（じばさん三重ビル）、都市整備公社（貸家・貸店舗等）及びレジャー施設協会（遊覧船いなば 2 等）の 3 法人があります。これらの自前の施設による事業部分は、民間企業で類似の事業を行っている例もあり、収益事業とみなすか公益事業とみなすかによって法人税等の申告内容及び課税・非課税という点で相違が生じます。財団法人という公益法人が行う事業であるから、全て公益事業とされるわけではありません。一般的な傾向として、全てを公益事業とみなすと、効率性・経済性という点の、経営における優先順位が下がり、外郭団体で行わせるとした設立の目的の一つが損なわれることとなります（なお、収益事業を行わない公益法人も、租税特別措置法第 68 条の 6 により、収支計算書を所轄税務署長に提出することとされています）。

表 1-3 財団法人への財政的関与（平成 12 年度又は平成 13 年 3 月 31 日現在）

監査対象法人	国際交流協会	地場産業振興センター	レジャー施設協会	文化振興財団	都市整備公社
市からの出捐	100,000 千円 (基本金の 100%)	7,000 千円 (基本金の 31.9%)	5,500 千円 (基本金の 48.6%)	20,000 千円 (基本金の 100%)	50,000 千円 (基本金の 100%)
市からの貸付金	なし	なし	なし	なし	なし
市の債務負担行為	なし	限度額 1,316,200 千円 (平成 13 年度以降 2 年間で 限度額以内)	限度額 479,185 千円 (平成 13 年度以降 7 年間で 限度額以内)	なし	なし
市からの職員の出向・派遣	市の職員 4 名 出向(兼務) (給与は市より支給)	市の職員 2 名 出向(給与は市より支給)	市の職員 3 名 出向(給与は市より支給)	市の職員 5 名 出向(給与は市より支給) 文化振興財団から 2 名市へ 出向(給与は文化振興財団 負担)	市の職員 3 名 出向(給与は市より支給)
固定資産税の課税状況	該当なし	100%減免	100%減免	該当なし	100%減免
補助金・委託料	補助金として 13,700 千円	補助金として 毎年 148,000 千円	117,270 千円の 運営費補助金・10,460 千 円の委託料	16,000 千円の 補助金(自主事業に対する もの) 市からの管理委託収入 321,195 千円 事業委託収入 3,000 千円	電波障害の 解消事業補助金 あり 建物管理委託 収入 100,000 千円
市よりの法人事務所の提供の有無	あり 市より 無償借受	なし 法人所有建物	あり 市より 無償借受	あり 市より 無償借受	あり 市より 無償借受
市よりの事業運営施設の提供の有無	あり 市より 無償借受	なし (法人所有の 建物)	なし (倉庫建物等 及び遊覧船い なば 2 は法人 所有)	あり (自主事業等 で市へ使用料 支払)	なし (賃貸住宅、 賃貸店舗、駐 車場は法人所 有)

(注) 四日市市辞令式規程(昭和 59 年 3 月 6 日訓令第 2 号)によると、「兼務とは、職員をその職を保有させたまま、他の職に任命し、又は他の勤務課所に勤務を命ずることをいう」と定義されています。

(3) 情報公開条例と監査対象法人に関する情報公開

平成 11 年 5 月 7 日に「行政機関の保有する情報の公開に関する法律(以下「情報公開法」という)」が制定され、地方自治体においても、情報公開が積極的に進められているところです。四日市市では、昭和 63 年 12 月 26 日に制定した「四日市市情報公開条例」(平成 12 年 9 月 29 日条例第 63 号により、平成 13 年 4 月 1 日をもって全部改正)以来、四日市市の保有する情報の開示及び提供が推進されてきています。情報公開条例の実施機関は市長、教育委員会等であり、外郭団体については、情報公開条例第 45 条に「1 法人その他の団体で市が出資その他財政支出等を行うものの内、市長が別途に定めるもの(以下「出資法人等」という。)は、当該出資等の公共性に鑑み、この条例の趣旨にのっとり、当該出資法人等の保有する情報の公開に関し必要な措置を講ずるよう努めるものとする。2 市長は、出資法人等に対し、情報公開を推進するため、前項に定める必要な措置を講ずるよう指導に努めるものとする。」とあり、これを受けて四日市市では、「外郭団体の情報公開に関する要綱」(平成 10 年 3 月 26 日告示)を定めています。この要綱により実施機関として次の 6 団体を挙げています。

財団法人四日市市開発公社(平成 12 年度中に解散)

四日市市土地開発公社

財団法人四日市市文化振興財団

財団法人四日市市都市整備公社

財団法人四日市国際交流協会

財団法人霞ヶ浦振興公社

今回の外部監査対象法人で上の団体に含まれないのは、

財団法人三重北勢地域地場産業振興センター

財団法人四日市市レジャー施設協会

の 2 民法法人(財団法人)と

株式会社三重県四日市市畜産公社

株式会社四日市市生活環境公社

株式会社ディア四日市

の 3 商法法人(株式会社)です。要綱に挙げられていないこれら 5 法人について、以下の本報告書では、次のように考えて記載しています。

① 民法法人である 2 団体は、公益を目的とし営利を目的としない法人であることから、基本的な考え方としてその業務及び財務等に関する情報を自主的に開示する必要があるとされています(注)。従って、市条例や上記要綱に準じて公開できると考えました。

② 商法法人である 3 団体は、営利を目的とする法人であり、商法の株主・債権者

保護の精神に則り、両利害関係者に不利益となる虞があるものは情報公開に馴染まないと商法上解されます。但し、株式会社も社会の公器であり、その規模の大きなもの（例えば、上場会社）などはディスクロージャー（情報開示）が進められているところでもあり、四日市市が出資し、業務を委託している点からこの報告書では可能な限り公開すべきものと考えました。

(注) 平成8年9月20日閣議決定、平成9年12月16日一部改正「公益法人の設立許可及び指導監督基準」の「7 情報公開」にて「(1) 公益法人は、次の業務及び財務等に関する資料を主たる事務所に備えて置き、原則として、一般の閲覧に供すること。① 定款又は寄附行為②役員名簿③（社団法人の場合）社員名簿④事業報告書⑤収支計算書⑥正味財産増減計算書⑦貸借対照表⑧財産目録⑨事業計画書⑩収支予算書、(2) 所管官庁においては、(1)に規定する資料を備えて置き、これらについて閲覧の請求があった場合には、原則として、これらを閲覧させるものとする。」とあります。また、平成8年12月19日公益法人の設立許可及び指導監督基準に関する関係閣僚会議幹事会申し合わせ、平成9年12月16日一部改正「『公益法人の設立許可及び指導監督基準の運用指針』について」の「7 情報公開」にて「(1) 公益法人は、積極的に不特定多数の者の利益の実現を目的とする、非営利の法人であり、日本の社会経済において重要な役割を担うとともに、相応の社会的責任を有している。このような公益法人については、自らの業務及び財務等に関する情報を自主的に開示する必要がある。」とされています。

(4) 株式会社への出資の評価

「四日市市からの出資が現在その価値を維持しているか」という点について、平成12年度の3株式会社（畜産公社、生活環境公社、ディア四日市）の決算数値により検討をしました。

出資がその価値を維持しているかということの評価するに当たり、少なくとも、「表1-4」にある「A 会社純資産額に対する四日市市の持分」が「B 出資額」を下回っていないかという観点で3株式会社をみてみました。「A」については、当該株式会社における平成12年度の貸借対照表の純資産額を発行済株式数で除し、四日市市の持株数を乗ずることによって計算しました。「B」は四日市市の出資額です。

その結果、生活環境公社については、「A 会社純資産額に対する四日市市の持分」が「B 出資額」を上回っており、出資の価値は維持されていると判断されます。しかし畜産公社及びディア四日市は、「資本の欠損」（資本金で欠損を補填している状態）になっており、平成12年度末において、当初出資額の価値を維持できていないことが分かります。但し、下記の「表1-4」の純資産額は、資産の時価評価や営業権評価等を加味しておりませんので、保有資産の時価評価等を行いより詳細な分析をすることも必要といえます。

保有資産の時価評価という点では、畜産公社は自前で設備を所有していません。しかし、四日市市が食肉センターに投資している金額は多額となっています（市債残を参考にするると12億円）。このため、この投資額部分を考慮しないと畜産公社を含めた食肉事業というべきものに対する本来の評価はできないと思います。また、生活環境公社は自前の不動産等がありますが、いわゆる装置産業ではなく、人的サービス業そのものですので、資産評価は経営に大きなウェイトを占めないと思います。一方、ディア四日市は、固定資産（駐車場施設）が経営上重要であり、その評価が出資の評価を行うに当たり考慮すべきポイントとなります。

表1-4 3株式会社への出資の評価（平成12年度）

会社名（略称）	畜産公社	生活環境公社	ディア四日市
業種	と畜センター及び食肉市場運営	し尿等処理業	地下駐車場運営
資本金（千円）	100,000	30,000	1,608,150
純資産（千円）	91,142	418,966	1,453,359
発行済株式数（株）	100,000	600	32,163
四日市市保有株数（株）	25,000	240	10,000
A 四日市市出資額の評価（千円）	22,785	167,586	451,872
B 四日市市出資額（千円）	25,000	12,000	500,000
A/B（%）	91.1	1,396.5	90.3

(5) 財団法人への出捐について

「表 1-5」「表 1-6」は財団法人への出捐と資金等援助の状況です。財団法人は公益事業を目的とした民法による法人であり、その法人存在の基礎は「寄附行為」に定められ、寄附行為所定の事業目的を実施します。解散事由が生じたとき、その残余財産は通常、監督官庁（三重県等）の許可後、類似の団体に引き継がれることになっています。寄附行為という名称どおり、公益法人設立に際して関係者は「寄附」を行ったわけですから、解散時の残余財産の処分に見る通り、出捐者に残余財産の分配があるわけではありませんし、まして活動中に配当など経済的便益の受領があるわけではありません。従って、出捐の評価は理論的にはありえず、まして持分を有するという事柄もありません。行政実務としては公有財産のうち「出資による権利」として金額が記録されていますが、実際には会計的には無価値と考えられます。従って、「表 1-5」で示した「正味財産に占める四日市市の持分額」の数字は株式会社を擬制した仮定のものであります。ところでこの「正味財産に占める四日市市の持分額」を横並びにし、次の出資額との比率(出捐倍率)を見てみると、5 団体で倍率のばらつきがあります。とりわけ、地場産業振興センターとレジャー施設協会は財団設立後、正味財産が大きく増加したことを示しています。

「表 1-6」をみると、これら 2 団体への補助金は他よりかなり多額になっています。また、これら 2 団体への出捐金額の絶対額が他と比べ少額であることも特徴です。

「表 1-6」の収入依存割合でみると地場産業振興センターと都市整備公社が大雑把に言って半分ぐらいの依存ですんでいますが、他の団体は 7・8 割の依存となっています。

表1-5 5財団法人への「出資による権利」の状況（平成12年度）

団 体 名	国際交流協会	地場産業 振興センター	レジャー 施設協会	文化振興財団	都市整備公社
事 業 内 容	語学講座等 運営	貸室・地場産 品販売等	遊覧船いな ば2運行等	文化会館運 営等	本町プラザ・ 駐車場運営 等
基本金(A) (千円)	100,000	22,000(注)	11,320	20,000	50,000
四日市市出捐額 (B) (千円)	100,000	7,000	5,500	20,000	50,000
正味財産(C) (千円)	102,425	1,514,781	331,889	41,650	339,071
正味財産に占め る四日市市の持 分額(仮定) (D) = (C) × (B) / (A)	102,425	481,975	161,253	41,650	339,071
出捐倍率(仮定) (D) / (B)	1.02	68.85	29.31	2.08	6.78
解散時残余財産 処分先	三重県知事の 許可を得、国、 地方公共団体 又は類似目的 の公益法人へ 寄付	三重県知事の 許可を得、類 似目的の団体 へ寄付	三重県教育委 員会の許可を 得、類似目的 の団体へ寄付	主務官庁の許 可により処分	東海総合通信 局長及び三重 県知事の許可 を得、類似目 的の団体へ寄 付

(注) この他に「地域産業育成支援特別会計」にて受入基金が178,000千円ありましたが、平成13年5月迄に各拠出者に返却されました（四日市市分100,000千円）。なお、この表では正味財産に含まれています。

表1-6 5財団法人の収入規模と市への依存度（平成12年度）

（単位：千円）

団 体 名	国際交流協会	地場産業 振興センター	レジャー 施設協会	文化振興財団	都市整備公社
収入規模 (A)	20,329	1,251,787	162,444	430,611	214,717 (注1)
四日市市よりの 受託収入 (B)	-	-	10,460	324,195	100,184
四日市市よりの 補助金等収入(C)	13,700	146,870	117,270	16,000	12,584
四日市市より の収入依存割 合 (B+C/A) (%)	67.4	11.7 (注2)	78.6	79.0	52.5

(注) 1 この中には旧財団法人四日市市開発公社の残金財産受入があります。

2 平成12年度の収入の中には特定預金取崩収入と借入金収入（1,000,000千円）が含まれているため、これを除くと58.3%となります。

2 株式会社三重県四日市畜産公社

2 株式会社三重県四日市畜産公社

(1) 出資法人の概要

ア. 設立の経緯及び目的

株式会社三重県四日市畜産公社（以下「畜産公社」という）は、昭和56年2月、三重県及び四日市市、生産者団体、食肉業界により設立されました。定款によると畜産公社の事業目的は

- ① 家畜のと殺及び解体
- ② 家畜枝肉並びに部分肉の荷受及び卸売
- ③ 前各号に附帯する一切の業務

となっており、畜産公社は設立以前に開設されていた、食肉センターを併設した食肉市場（開設者は四日市市）の貸与を受け、食肉センター業務と食肉市場業務を行っています。食肉センター業務である「家畜のと殺及び解体」は三重県内では、松阪・熊野・上野の3箇所に施設がありますが、食肉市場業務である地方卸売市場としての業務は三重県内では唯一の施設です。今回の包括外部監査対象の財団法人三重北勢地域地場産業振興センター（地場産業振興センター）と並び、畜産公社は四日市市以外の自治体住民へも便宜（サービス）を提供している団体で、その点からか、両団体とも三重県の出資・出捐があります。三重県では外郭団体改革の基本方針を定めており、この方針の中で、株式会社三重県松阪食肉公社とともに「県内他の食肉処理施設を含めて、平成20年度までに再編統合を行う。」としています。

イ. 事業の内容と状況

(ア) と畜解体部門

家畜のと畜解体業務は、食肉センターという施設を使用する作業のため、と畜処理のコストとして使用料等が生じます。畜産公社はと畜処理コストのうち解体料を収入としており、牛1頭当たり8,925円、豚1頭当たり682円となっていますが、生産者が負担する金額は、牛1頭当たり12,385円、豚1頭当たり1,669円となっています（「表2-1」参照）。

表 2-1 と畜処理コスト（使用料等）の内訳

（単位：円）

項目	牛	豚	支払先
食肉センター使用料	2,100	577	四日市市へ支払
解体料	8,925	682	畜産公社の売上（解体手数料）
検査手数料	800	300	三重県へ支払
格付手数料	540	105	日本食肉格付協会へ支払
組合費	20	5	と畜業者組合等へ支払
計	12,385	1,669	

食肉センターにおける平成 12 年度のと畜頭数は牛 4,128 頭、豚 69,437 頭でした。これから解体料の合計を計算すると、84,198 千円（牛 36,842 千円、豚 47,356 千円）で、平成 12 年度決算の損益計算書の解体手数料 84,744 千円に相当します（差額は豚の大貫—通常よりサイズの大きいもの—が 1,050 円の解体料となるため生じる）。1 日当りのと畜解体能力を牛 50 頭・豚 350 頭、食肉センターの年間稼働日数を 240 日と想定して計算した最大処理能力は、夫々、牛 12,000 頭、豚 84,000 頭ですから、これを基準とすると平成 12 年度の稼働率は牛 34%、豚 82%となっています。後述の多額の設備投資金額も考慮すると、少なくとも牛については低稼働のためコスト高であるといえます。さらに大きな問題は「表 2-2」の使用料・解体料費用が近隣の市場と比較すると高コストになっている点で、この点で集荷競争上不利となっています。この点を挽回するため、生産者に対して、食肉センターへの出荷促進のインセンティブである奨励金（出荷奨励金など）の支給という対策がとられています。

表 2-2 牛・豚の使用料・解体料費用比較

（単位：円）

市場名	牛解体料	牛使用料	牛計	豚解体料	豚使用料	豚計
名古屋	2,940	815	3,755	766	387	1,153
岐阜	3,500	1,890	5,390	950	917	1,867
四日市	8,925	2,100	11,025	682	577	1,259

（イ） 市場部門

食肉センターに併設して食肉市場がありますが、食肉センターでと畜解体処理された牛・豚が、そのまませり売りされるわけではありません。いわゆる市場外流通（自家用と畜による食肉流通）もあり、「表 2-3」のように牛については顕著です。市場取引の場合、出荷者（生産農家）は取引額（売上高）の 3.5%の販売手数料の支払が生じますが、市場外であれば、この部分は節約できることとなります。しかし、市場取引は出荷者・買受人双方にとって価格決定の明

朗性、決済の迅速性、安全性等で優れたシステムといえます。平成12年度における取引高の合計に3.5%を掛けた金額は106,217千円で、平成12年度決算の損益計算書の販売手数料110,620千円に相当します（差額は四日市臓器組合等からの内臓等取扱手数料収入）。

表2-3 過去3年間の牛の市場取扱状況

項目／年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度
と畜頭数 (A) (頭)	4,355	4,271	4,128
取引頭数 (B) (頭)	1,786	1,596	1,572
割合 (B/A) (%)	41	37	38
取引額 (千円)	1,246,346	1,049,809	990,015
1頭当り取引額 (千円)	698	658	630

表2-4 過去3年間の豚の市場取扱状況

項目／年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度
と畜頭数 (A) (頭)	70,669	73,272	69,437
取引頭数 (B) (頭)	69,421	72,722	69,127
割合 (B/A) (%)	98	99	99
取引額 (千円)	2,155,696	2,195,594	2,044,777
1頭当り取引額 (千円)	31	30	30

後述する部門別損益分析によると、畜産公社の収益はこの市場部門の販売手数料に依存しています。規制緩和の流れの中で販売手数料の自由化がなされると、近隣の大市場がスケールメリット効果を生かして、これを低率に定めることが予想され、中小市場運営に困難な事態が生ずることが考えられます。また、「(ア)と畜解体部門」の項で述べたように、食肉市場においても競争上、完納奨励金等を設けて市場の活性化を図っています。

(ウ) 部分肉加工部門

と畜解体から部分肉カットまでの一貫業務で食肉の付加価値を上げ、卸売による収益貢献を期待して、平成8年度、四日市市は約137百万円の設備投資により部分肉処理室設備改良を行いました。畜産公社はこれを受けて、平成9年7月から、牛枝肉の部分肉カットの賃加工業務を行っており、現在のところ受注の80%が全農という状況で、小売店等への取引増加など今後の課題が多い状況です。部分肉加工部門としては、5百万円程度の赤字で加工料収入は平成12年度で22,940千円と徐々にではありますが増加しています。上述のように市場部門の販売手数料が逡減していくことを想定すると、受注拡大により収益基盤の育成という意味

で戦略的な位置付けにあると思われます。なお、取引金額は、このようにまだ少額ですが、今後の成長と他市の同施設との比較という点から別部門として統計上区分しています。

ウ. 四日市市との関係

(ア) 出資の状況及び株主構成

畜産公社の株主の状況は「表 2-5」の通りです。この株主構成に対して、役員は食肉業界から 3 名、生産者団体から 3 名、出荷・購入団体から 1 名及び四日市市から 1 名の推薦で計 8 名の取締役で構成されています(監査役として三重県及び四日市市から夫々 1 名が就任しています)。また、四日市市からは職員 1 名が出向しています(人件費は四日市市が負担)。

表 2-5 畜産公社の株主と出資状況(平成 13 年 3 月 31 日現在)

株主名	出資金額(千円)	出資比率(%)	株式数(株)
三重県	25,000	25.0	25,000
四日市市	25,000	25.0	25,000
全農	5,300	5.3	5,300
三重四日市農協	2,400	2.4	2,400
鈴鹿農協	2,350	2.3	2,350
三重県養豚事業(協)	1,500	1.5	1,500
(株)川市	1,250	1.2	1,250
員弁郡農協	1,150	1.1	1,150
(株)四日市ミートセンター	1,000	1.0	1,000
桑名農協	500	0.5	500
その他 82 名	34,550	34.5	34,550
合計 92 名	100,000	100.0	100,000

(イ) 補助金の交付状況

三重県と四日市市から畜産公社に対して補助金が交付されています。畜産公社は補助金を原資として、生産者に対して出荷促進、市場への上場促進の目的で出荷奨励金を、買受人に対して食肉市場への参加を促進するための完納奨励金を支給しています。

補助金交付のほかに、市は畜産公社に対して下水道使用料(工業用水分を除く)を減免していましたが(約 30,000 千円)、平成 13 年度より徴収しています。

(ウ) 貸付・利子補給の状況

畜産公社は四日市市より出荷者定着・拡大のための肉牛肥育預託制度資金貸付金の原資として無利子により借入を行っています(短期借入、平成12年度末現在 68,000千円)。この借入金を原資として畜産農家へ貸付を行っています。貸付先は二つの生産者組合に対してであり、無利息で1年間の期限で貸付けています。この借入と貸付は毎年度行われており、実質的には長期借入金、長期貸付金といえます。

(エ) 業務受託状況

畜産公社は四日市市が所有する食肉センター及び食肉市場の業務運営を受託しています。平成12年度損益計算書上業務受託料として計上されている金額は107,967千円で、この中に食肉センター業務運営受託に係るもの(97,467千円)があります。

(2) 過去3年間の主要財務数値及び財務分析

ア. 財務分析の結果について

「表2-6」のように過去3年間売上高は減少傾向にあり、営業利益以下の利益項目も赤字が続いています。総資産、純資産も縮小しつつあり、従って、四日市市の畜産公社に対する出資額の評価も実質的に低下しています。一人当たり売上高をみてもやや減少傾向です。既述のようにと畜部門の稼働率(牛34%、豚82%)の改善と、市場部門の取引頭数の増加による売上高の増加がなければ、財務数値や分析数値は改善しません。コスト面では、設備の償却負担などはないものの、と畜部門の水道光熱費や市場部門の賃借料の負担が目立つこと及び奨励金の支出が必要なことなど、人件費と並んでこれらが固定費的にかかっているため、コスト削減というよりは取引量の増加による売上増に努めなければならないと思われまます。財務比率中、流動比率が200%程度あり、一般的には財務安全度が高いといえますが、これは市場部門での「売り買い」の取次ぎで生じる資金需要(支払が先行し、回収が遅れる)に対応するため等の理由によるもので、直ちに良好であるとはいえません。

既述のように「表2-6」の売上高は、畜産公社の食肉市場における牛・豚の取引金額(取扱高)が含まれています。本来はこの取扱高に係る手数料分が畜産公社の市場部門の売上高となるべきです。取扱高は畜産公社の取引規模を示すものではありませんが、会計上の売上高ではありません。平成10年度の決算書から取扱高を売上高・売上原価に含めていますが、正しい会計処理ではありませんので、改善されたいと思います。【指摘】

このため、「表2-6」の財務比率は修正売上高を用いて示してあります。

表 2-6 過去 3 年間の主要財務数値及び財務分析数値

項目／年度	平成 10 年度	平成 11 年度	平成 12 年度
資本金 (千円)	100,000	100,000	100,000
純資産 (千円)	98,322	93,538	91,142
総資産 (千円)	370,230	325,018	299,850
売上高 (千円)	3,871,615	3,736,708	3,378,535
修正後売上高 (千円)	358,343	360,339	343,743
売上総利益 (千円)	358,343	360,339	343,743
営業利益 (千円)	△126,010	△119,623	△115,872
経常利益 (千円)	△7,589	△8,161	△12,123
当期利益 (千円)	594	△4,783	△2,396
従業員数 (人)	32	35	32
発行済株式数 (株)	100,000	100,000	100,000
四日市市保有株数 (株)	25,000	25,000	25,000
四日市市出資額の評価 (千円)	24,580	23,384	22,785
四日市市出資額 (千円)	25,000	25,000	25,000
営業利益率 (%)	△35.2	△33.1	△33.7
経常利益率 (%)	△2.1	△2.3	△3.5
当期利益率 (%)	0.2	△1.3	△0.7
自己資本利益率 (%)	0.6	△5.1	△2.6
総資本経常利益率 (%)	△2.0	△2.5	△4.0
1 人当たり売上高 (千円)	11,198	10,295	10,741
1 株当たり利益 (円)	5.94	△47.83	△23.96
流動比率 (%)	185.2	209.8	220.9
固定比率 (%)	25.4	21.6	14.1
自己資本比率 (%)	26.6	28.8	30.4
1 株当たり純資産 (円)	983.22	935.38	911.42
配当性向	-	-	-
1 株当たり配当 (円)	-	-	-

(注) 「-」の箇所は、該当事項がないため、あるいは算出数値に意味がないため、記載しておりません。

イ. 財政状態と経営成績の結果について

「表 2-7」の貸借対照表から、財政状態をみると欠損金が増加していますが、債務超過の状態にまでは至っていません。欠損金のため自己資本は減少していますが、それ以上に負債の減少が大きいため、自己資本比率は上昇した形になっています。負債の減少は、仮受金の取崩し(受入補助金の段階的取崩しによる利益振替え)を行っていること、賞与引当金の計上額が毎年度減少していること、退職給与引当金の取崩しがあったこと等の理由によります。食肉センター及び食肉市場は四日市市の所有ですが、一部の施設及び設備(例えば、浄化槽、トラック、金属探知機、ナイフ殺菌機など)について畜産公社所有のものがあり、有形固定資産として計上されています。有形固定資産の減少は減価償却によるものです。

一方、「表 2-8」の損益計算書からみる経営成績については、既述のように売上高は減少傾向にあり、過去3年とも営業利益段階で赤字になっています。販売費及び一般管理費の中には牛・豚の生産者・買受人に対する奨励金支出(費用)が含まれています。四日市市からは奨励金に見合う補助を受けており、平成10年度から平成12年度までは夫々、107,609千円、86,682千円、83,584千円の金額で営業外収益に計上しています。しかし、当該補助金を考慮しても営業利益は赤字になります。「表 2-9」の通り販売費及び一般管理費のうち人件費に占める割合は50%前後です。奨励金も原資である補助金収入と連動しているものであるため固定的な費用と考えられます。これらを合計すると固定的費用が70%以上を占め、稼働率が低い現在の状況では、損失の発生が恒常的になると考えられます。

なお、損益計算書では、と畜解体部門の売上は解体手数料として計上されていますが、その収益に対応する売上原価(解体作業原価というべきもの)は区分されず、全て販売費及び一般管理費に含めて処理しています。また、市場部門の販売手数料に対応する売上原価(市場及び売場使用料、冷蔵庫使用料)についても、全て販売費及び一般管理費に含めて処理しています。これらは本来は売上原価として決算書上区分掲記されるべきと思います。【意見】

以上、財政状態及び経営成績に関する会計処理は、この報告書に注意及び指摘として記載した事項を除き適切に処理されていました。

表 2-7 過去 3 年間の要約貸借対照表

(単位：千円)

科目／年度	平成 10 年度	平成 11 年度	平成 12 年度
流動資産	345,164	304,819	286,930
固定資産	25,065	20,198	12,919
有形固定資産	12,653	10,666	7,952
無形固定資産	2,891	3,831	3,047
投資等	9,520	5,700	1,920
資産の部合計	370,230	325,018	299,850
流動負債	186,305	145,249	129,846
短期借入金	93,000	68,000	68,000
仮受金	33,288	25,924	17,424
その他流動負債	60,017	51,325	44,422
固定負債	85,602	86,229	78,861
負債の部合計	271,907	231,479	208,708
資本金	100,000	100,000	100,000
欠損金	△1,677	△6,461	△8,857
資本の部合計	98,322	93,538	91,142
負債・資本の部合計	370,230	325,018	299,850

(注) 消費税の会計処理は税込です。

表 2-8 過去 3 年間の要約損益計算書

(単位：千円)

科目／年度	平成 10 年度	平成 11 年度	平成 12 年度
売上高	3,871,615	3,736,708	3,378,535
売上原価	3,513,272	3,376,369	3,034,792
売上総利益	358,343	360,339	343,743
販売費及び一般管理費	484,353	479,962	459,616
営業利益	△126,010	△119,623	△115,872
営業外収益	124,620	112,143	103,838
営業外費用	6,198	681	89
経常利益	△7,589	△8,161	△12,123
特別利益	12,109	6,970	10,984
税引前当期利益	4,520	△1,191	△1,139
法人税等	3,926	3,592	1,257
当期利益	594	△4,783	△2,396
前期繰越損失	△2,271	△1,677	△6,461
当期末処理損失	△1,677	△6,461	△8,857

(注) 消費税の会計処理は税込です。

表 2-9 過去 3 年間の主な販売費及び一般管理費の内訳

(単位：千円)

科目／年度	平成 10 年度	平成 11 年度	平成 12 年度
人件費	238,405 (49.2%)	252,703 (52.7%)	243,357 (52.9%)
奨励金	117,699 (24.3%)	92,941 (19.4%)	80,110 (17.4%)
水道光熱費	48,303 (10.0%)	49,878 (10.4%)	59,827 (13.0%)
その他	79,944 (16.5%)	84,439 (17.5%)	76,321 (16.7%)
販売費及び 一般管理費計	484,353 (100.0%)	479,962 (100.0%)	459,616 (100.0%)

(注) 人件費には役員報酬・給与手当・賞与の他、賞与引当金繰入額、退職給与引当金繰入額、法定福利費が含まれています。また、()書きは販売費及び一般管理費の構成比を示しています。

ウ. 資金繰りの状況について

資金繰り状況をみるため、要約キャッシュフロー計算書を「表 2-10」の通り作成してみました。これによると、2 年連続して現金同等物は減少しています。これは、主に、営業活動段階でのキャッシュの減少が大きく、四日市市からの補助金収入によっても賄えないことによります。資金不足は恒常的で、この点からも畜産公社は四日市市に依存した形になっています。

表 2-10 過去 2 年間の要約キャッシュフロー計算書

(単位：千円)

科目／年度		平成 11 年度	平成 12 年度
I	営業活動によるキャッシュフロー		
	税引前当期利益	△1,191	△1,139
	減価償却費	4,453	4,128
	賞与引当金の減少額	△490	△2,038
	退職給与引当金の増減額	5,051	△4,401
	営業債権債務の減少額	△3,876	△7,027
	その他	△7,912	△4,284
	営業活動によるキャッシュフロー	△3,965	△14,761
II	投資活動によるキャッシュフロー		
	有形固定資産等の減少額	△2,466	△1,414
	その他	2,879	4,564
	投資活動によるキャッシュフロー	413	3,150
III	財務活動によるキャッシュフロー		
	短期借入金の増減額	△25,000	-
	その他	-	-
	財務活動によるキャッシュフロー	△25,000	-
IV	現金及び現金同等物の増加額	△28,552	△11,611
V	現金及び現金同等物の期首残高	165,165	136,613
VI	現金及び現金同等物の期末残高	136,613	125,002

- (注) 1 四日市市からの補助金は営業活動によるキャッシュフローとしました。従って、この表では税引前当期利益の項に含まれています。
- 2 消費税の会計処理は税込方式です。

エ. 食肉センター食肉市場特別会計について

「表 2-11」、「表 2-12」及び「表 2-13」は食肉センター食肉市場特別会計の過去 3 年間の収支の推移です。収入規模は、設備投資である工事請負費の増減により大きく変動します。工事請負費部分を除くと、約 3 億円程度の規模になりますが、このうち約 2 億円は一般会計からの繰出しです。

歳入のうち三重県からの補助金は平成 10 年度には、63 百万円ありましたが、平成 12 年度には 25 百万円に減っています。平成 11 年度、平成 12 年度の工事請負費は夫々、453 百万円、476 百万円でしたが、この設備投資資金の原資として、市債（農業水産債）の発行、国庫支出金による補助金がありました。事業収入として計上されている使用料のうち、食肉センター使用料はと畜解体を依頼する生産者から受取り、食肉市場使用料は畜産公社から賃貸料として受け取っています（畜産公社は食肉センターの賃借料を四日市市から免除されています）。また、平成 12 年度に雑入の実費弁償金が計上されていますが、これは従来、畜産公社が直接支払っていた水道光熱費（下水道使用料を除く）を四日市市が窓口となって支払うことになったために受入れた金額です。

歳出のうち委託料の主たるものは、食肉センターの業務運営委託料（平成 12 年度は 97,467 千円）と食肉市場委託料（平成 12 年度は 31,137 千円）です。食肉市場委託料は四日市市が食肉市場への参加を促進するために市場参加者に奨励金を支払うべきところ、その業務を畜産公社に委託（四日市市食肉地方卸売市場業務委託契約に基づく）していることによります。畜産公社はこの金額を受け取り、奨励金として市場参加者へ支払い（平成 12 年度は 6,705 千円）を行っています。需用費は主に水道光熱費（下水道使用料を除く）です。平成 12 年度は上述した畜産公社の実費弁償分を合わせて支払っているため金額が大きくなっています。

職員手当等に特殊勤務手当（食肉センター・食肉市場勤務手当）が含まれています。四日市市職員給与条例第 56 条の 6 によると、食肉センター・食肉市場勤務手当は月額 11,000 円となっていますが、実際は 13,500 円を支給しています。これは改正後の四日市市職員給与条例の規定にかかわらず、「なお従前の例による」（四日市市職員給与条例附則）として旧来の 13,500（月額）を適用しているためです。当該附則は昭和 62 年 3 月 31 日に定められたものであり、当分の間の措置と考えても長期間であり、条例設定の趣旨や他の特殊勤務手当の状況も勘案して検討されたいと思います。【意見】

表 2-11 過去3年間の食肉センター食肉市場特別会計歳入決算

(単位：千円)

科目／年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度
事業収入			
食肉センター使用料	49,921	51,247	48,733
食肉市場使用料	19,618	22,093	20,863
小計	69,540	73,340	69,597
国庫支出金			
食肉センター補助金	-	13,723	30,775
県支出金			
食肉センター補助金	-	2,014	6,122
食肉市場補助金	63,879	19,934	19,768
小計	63,879	21,948	25,890
繰入金 一般会計	223,084	188,321	200,686
繰越金	4,492	6,150	9,134
諸収入 預金利子	41	35	30
実費弁償金(雑入)	-	-	57,447
その他(雑入)	7,033	6,024	20,425
小計	7,074	6,059	77,903
市債 農業水産業債	89,400	434,100	420,000
計	457,470	743,642	833,987

表 2-12 過去3年間の食肉センター食肉市場特別会計歳出決算 (単位:千円)

科目/年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度
業務費	(351,243)	(648,371)	(738,379)
給料	5,664	5,757	14,160
職員手当等	4,503	4,578	10,277
共済費	1,480	1,484	3,520
賃金	491	504	237
報償費	3,651	3,573	1,742
旅費	871	696	765
交際費	200	-	-
需用費	9,050	6,340	62,227
役務費	210	231	233
委託料	164,685	164,940	163,036
使用料及び賃借料	814	4,964	5,533
工事請負費	156,694	453,047	476,284
備品購入費	2,362	2,033	-
負担金補助及び交付金	55	210	350
公課金	8	8	8
災害復旧費	499	-	-
公債費	(100,077)	(86,136)	(82,236)
元金	78,771	68,617	62,089
利子	21,306	17,518	20,147
計	451,320	734,507	820,616

表 2-13 過去3年間の食肉センター食肉市場特別会計歳入歳出決算収支差額 (単位:千円)

科目/年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度
歳入決算計	457,470	743,642	833,987
歳出決算計	451,320	734,507	820,616
差引収支差額	6,150	9,134	13,370

(3) 出納その他の事務の執行に係る指摘事項等

ア. 部門別損益分析

畜産公社の損益の状況について下表の通り、部門別に損益分析を行いました。この分析表は部門別の損益を把握するため試算したもので、収益は損益計算書上の売上高、営業外収益及び特別利益の合計であり、費用は売上原価、販売費及び一般管理費及び営業外費用の合計です。なお、費用については各部門に直接賦課できるものは直課し、それ以外の費用は人員割により配賦しています。また、合計表と市場

部門の収益及び費用からは取扱高を控除して表示しています（控除した取扱高：平成10年度3,513,272千円、平成11年度3,376,369千円、平成12年度3,034,792千円）。

損益では「市場部門」が1億円前後の利益を計上し、逆に「と畜解体部門」「部分肉部門」が合計で1億円前後の損失を計上しています。

表2-14 過去3年間の合計損益 (単位：千円)

科目／年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度
収益	494,376	479,452	458,566
費用	489,856	480,644	459,706
損益	4,520	△1,191	△1,139

表2-15 過去3年間の市場部門損益 (単位：千円)

科目／年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度
収益	263,595	248,059	230,533
費用	167,390	145,333	131,407
損益	96,205	102,726	99,126

表2-16 過去3年間のと畜解体部門損益 (単位：千円)

科目／年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度
収益	196,677	197,288	192,233
費用	282,157	293,396	287,261
損益	△85,480	△96,108	△95,028

表2-17 過去3年間の部分肉部門損益 (単位：千円)

科目／年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度
収益	34,103	34,105	35,800
費用	40,308	41,914	41,038
損益	△6,205	△7,808	△5,238

上記の通り、市場部門以外は赤字であり、市場部門に依存していることが分かります。と畜解体部門は人件費、減価償却費等、固定的な費用の割合が高いため、稼働率が低いとどうしても利益が計上できません。前述したように、食肉センターの稼働率は平成12年度については、牛34%、豚82%です。仮にどちらも100%の稼働率であったと仮定すると牛に関して追加できる売上高は70,257千円、豚に関して追加できる売上高は9,931千円（注）となり合計80,189千円となりますが、それでも赤字をカバーできない状態です。部分肉部門も人件費等の固定比率が高く、稼働率が高くなると利益が計上できません。一方、市場部門は取引を仲介することにより収益が得られる部門ですから、比較的費用がかかりません。従って利益が発生するのは当然のことともいえます。しかし、販売手数料の自由化の流れの中で、他の部門をいつまでも賄える状況とはいえなくなる事態も想定されます。三重県内の食肉処理施設の再

編統合の動きをふまえ収益改善に努められたいと思います。【意見】

(注) 食肉センターが100%稼働したと仮定した場合、増加すると予想される売上高の試算は次の通り

牛の年間と畜能力 : 12,000 頭 牛の実際と畜数 : 4,128 頭

豚の年間と畜能力 : 84,000 頭 豚の実際と畜数 : 69,437 頭

牛 : $(12,000 \text{ 頭} - 4,128 \text{ 頭}) \times 8,925 \text{ 円/頭} = 70,257,600 \text{ 円}$

豚 : $(84,000 \text{ 頭} - 69,437 \text{ 頭}) \times 682 \text{ 円/頭} = 9,931,966 \text{ 円}$

なお、追加で発生する費用については、金額的な影響が少ないと考えられるため考慮していません。

イ. 食肉センター及び食肉市場の全体的な損益状況

畜産公社は四日市市が所有する食肉センター及び食肉市場の業務運営を受託しています。現状では、四日市市の食肉センター食肉市場特別会計と畜産公社の決算とは当然のことながら別々の決算書でその活動状況が報告されています。しかし、夫々別個で決算書を見ても全体像は見えてきません。そこで四日市市所有の食肉センター・食肉市場の設備の減価償却費等を加味し、民間企業で行われている連結会計の手法を用いて全体的な損益を試算してみました。

表 2-18 食肉センター・食肉市場の全体的な損益

(単位：千円)

科目／年度	平成 10 年度	平成 11 年度	平成 12 年度
販売手数料	122,435	119,697	110,620
解体手数料	87,998	89,034	84,744
冷蔵庫保管料	16,050	17,433	17,469
加工料	20,870	21,130	22,940
食肉センター使用料※	49,921	51,247	48,733
売上合計(注 4)	297,276	298,543	284,509
畜産公社人件費	238,427	252,836	243,466
四日市市職員人件費※	15,447	15,593	29,643
畜産公社その他販売費 及び一般管理費	226,308	205,032	195,285
四日市市その他経費※	9,864	11,305	67,761
減価償却費(注 2)	87,140	132,728	179,531
売上原価及び販売費 及び一般管理費合計	577,187	617,496	715,689
営業損益	△279,911	△318,953	△431,179
畜産公社営業外収益	70,227	60,245	48,770
雑入及び補助金※	70,912	41,695	134,568
営業外収益合計	141,139	101,940	183,338
畜産公社営業外費用	6,198	681	89
支払利息※(注 3)	21,306	17,518	20,147
営業外費用合計	27,504	18,200	20,237
経常損益	△166,276	△235,212	△268,078
畜産公社特別利益(注 5)	12,109	6,970	10,984
全体損益	△154,166	△228,242	△257,093

(注) 1 ※は特別会計の数字です。なお、特別会計のうちこれら以外の費目については、金額的重要性が低いため表に加えていません。

2 減価償却費は、食肉センター食肉市場特別会計において「工事請負費」として支出されている費用を、用途ごとに分類し、建物は耐用年数 50 年、機械装置は耐用年数 9 年と仮定し定額法により支出年度を取得年度とみなして算出した試算額です。なお、減価償却費の対象とみなした資産の取得価額は、2,061,457 千円（平成 10 年度末）、2,517,336 千円（平成 11 年度末）、2,985,358 千円（平成 12 年度末）としています。

3 地方債に係る利息です。

4 売上高は取扱高を控除しています。

5 貸倒引当金等引当金の戻入です。

6 消費税の会計処理は税込です。

上記の通り、畜産公社単独の決算書よりも赤字の金額は大きくなります。畜産公社では計上されない四日市市の設備投資分の減価償却負担が生じ、毎年の設備投資に伴って年々増加していること、地方債の金利負担が大きいことが主な理由です。稼働率が一定の水準以上にならないと利益がでない、いわゆる装置産業のような財務体質といえます。食肉センター及び食肉市場全体を民間企業の事業とみなすと損益状況は厳しく、年度を追う毎に悪化している状況です。三重県内の食肉処理施設の再編統合の動きをふまえ、四日市市の財政負担を軽減する努力をされたいと思います。【意見】

ウ. 固定資産の管理

畜産公社の決算書に有形固定資産として計上されている科目には、「建物附属設備」「設備造作」「車輛運搬具」「工具器具備品」があり、建物及び土地は四日市市所有です。これらの有形固定資産（設備・備品等）は基本的に四日市市の所有であり、四日市市が購入し畜産公社へ貸与しています。しかし、必要に応じ畜産公社自ら購入している場合があります。畜産公社購入の有形固定資産について、固定資産台帳と現物との照合を行った結果、一部のものにつき、四日市市所有の資産なのか畜産公社所有の資産なのか区別がつかないものがありました。固定資産台帳上の記載が不十分です。また、四日市市側においても物品現在有高報告書の記載が十分ではなかったので注意して下さい。【注意】

設備・備品等の帰属について、四日市市と畜産公社で協議し、仮に全て四日市市に帰属する（四日市市の所有）ということであれば、現有の畜産公社所有の設備・備品等については四日市市へ譲渡すること、そして、今後は、例えば、業務運営委託契約の中で「畜産公社が委託料をもって取得した備品については、四日市市に帰属する。」や「四日市市は畜産公社に対して委託業務の執行のために、四日市市が所有する別に定める物品を無償で貸し付ける。」という規定を設けるなどにより、当該物品を貸付備品として、所有権が四日市市にあることを明示するような取決めをしていくことを検討して下さい。【意見】

エ. 仮受金

平成4年度から平成8年度にかけて、三重県・四日市市から牛肉輸入自由化を契機として食肉卸売市場における輸入牛肉等の取扱量が減少傾向にあることに鑑み、輸入牛肉等を取り扱う市場とのネットワークを導入して迅速な買付け参入体制の整備を図り、もって食肉流通の活性化と市場運営の安定に資するための「食肉卸売市場流通活性化促進事業補助金」として5年間で150,000千円が交付されました。使途については制限がなかったため、畜産公社では、取扱高の増加を促進するために主に奨励金の上積み（追加支給）に充てていました。会計処理上は一旦仮受金に

計上し、四日市市からの補助金による奨励金支給時に追加額を取り崩すという処理を行ってきましたが、平成8年度に当該事業が終了するに当たり、未精算の仮受金が32,924千円残ってしまいました。そこで、当該仮受金について平成10年度より雑収入として取り崩す処理を行っています。平成9年度以降の雑収入として取崩した状況は次の「表2-19」の通りです。

表2-19 仮受金残高の取崩しの推移（単位：千円）

年度	取崩金額	仮受金残高
平成9年度	-	32,924
平成10年度	2,500	30,424
平成11年度	4,500	25,924
平成12年度	8,500	17,424

取崩金額が年度によって異なるという規則性のない点及び数年間に渡って取り崩している点は、恣意的な決算であったと考えられます。本来であれば、補助金を受領した年度において補助金収入として収益処理すべきものであったと思います。過年度損益として平成13年度に全額取崩すことが必要と思います。【指摘】

オ. 四日市市の食肉関係予算と畜産公社の補助金の関係

四日市市は畜産公社に対して、毎年度、畜産振興費関係（平成12年度60,847千円）と食肉市場委託料関係（平成12年度31,137千円（うち人件費負担分8,400千円））を予算計上しています。畜産振興費関係とは、生産者に対して肉牛の出荷を促す目的で支出する補助金であり、食肉市場委託料関係は、四日市市食肉市場卸売市場業務委託契約に基づき、買付業者の参加を促進する目的で支出するものと、業務受託としての人件費負担分としての支出があります。畜産公社は人件費負担分以外を「受入補助金」として営業外収入に計上しています。

表2-20 市の支払と畜産公社の収入の関係（単位：千円）

年度	市の支出 (人件費負担分控除後)	畜産公社の収入	差額
平成10年度	98,139	109,696	△11,557
平成11年度	83,818	87,397	△3,579
平成12年度	83,584	83,584	-

「表2-20」の通り、平成12年度以外は、支出と受入金額に差異がありました。これは、畜産公社が、畜産振興関係費に相当する収入については一旦仮受金で処理したために当該年度で収入とされない（期ズレ）ためです。

また、畜産公社は、畜産振興費関係に係る収入により「出荷奨励金」を生産農家に、食肉市場委託料関係（人件費補助分を除く）に係る収入により「完納奨励金」

を買受人に支払っています。四日市市の予算上は両者を分けていますが、畜産公社では実効性がある集荷・販売対策をとれるように検討して奨励金を支出しています。また、四日市市食肉市場卸売市場業務委託契約第 10 条第 3 項によると、業務完了後の精算時に精算残金があるときは、四日市市に返納することになっています。このように、四日市市からの収入は明確な紐付きではないため、食肉市場委託に係る収入と完納奨励金（支出）の差額を正確に計算することが困難な状態です。精算業務ができる仕組みにすることが必要と思います。【意見】

カ. 貸付金の受益と負担の整合性

四日市市からの短期借入金（肉牛肥育預託制度資金貸付金）68 百万円は畜産農家への貸付けに使用されています。貸付先は四日市市以外に所在する畜産農家（45%）もあります。この点、結果として四日市市の予算で四日市市以外で畜産を営む農家に貸付けることになっていますが、他の自治体が行うべき施策を肩代わりをしているとも考えられます。

キ. 退職給与引当金

平成 12 年度より株式公開会社で適用されている退職給付会計制度によれば、畜産公社の場合、簡便的な方法（期末自己都合要支給額の 100%を退職給付引当金として計上する方法）となりますが、この方法によると平成 13 年 3 月 31 日現在 33,821 千円の退職給付引当金を要します。決算書残高は 18,118 千円であり 15,703 千円の引当不足と試算されます。退職給付会計を採用していないと、直ちに違法とはなりません。公正な会計慣行として遵守するように努めて下さい。【意見】

また、現状の退職給与引当金の計算に使用している「要支給額」（従業員が退職する場合の退職金の必要額）が 3 月 16 日の定期昇給の前の基本給をベースに計算されています。退職給与引当金は事業年度末の 3 月 31 日現在を基準にして計算しますので、改定後の基本給をベースにする必要がありました。【指摘】

ク. その他

（ア）切手・証紙の管理について

切手については購入時に全額費用処理していますが、受払簿を作成し、期末時には貯蔵品等の科目で残高を資産計上することが望めます。

検査料支払に使用する県証紙については、畜産公社が一旦立替えて購入しています。その使用状況の管理のために金額ベースによる受払管理簿を作成していますが、受払管理簿と実際残高の照合が日々は行われていませんので、毎日照合を行うことが望めます。また、立替購入時に、会計上「預り金」勘定のマイナス

として処理していますが、本来は「立替金」勘定で処理する必要があります。【指摘】

(イ) 預金残高の管理について

当座預金の帳簿残高と銀行残高の差異調整は、総勘定元帳の隅に「未落」又は「未達」のメモによって行っていますが、平成13年8月末における調整結果を検討した結果、伝票の重複起票による誤りが含まれていました。定型の差異調整表を作成する等により誤りを防止して下さい。【注意】

(ウ) 経理規程の整備

畜産公社においては経理規程が作成されていません。経理規程は会社の会計方針等を含む経理処理の指針を示すものであり、会社の規程の根幹をなす重要なものですから経理規程の整備を検討して下さい。【意見】

畜産公社 以上

3 株式会社四日市市生活環境公社

3 株式会社四日市市生活環境公社

(1) 出資法人の概要

ア. 四日市市出資の経緯及び目的

株式会社四日市市生活環境公社（以下、「生活環境公社」という）は、昭和61年10月、し尿収集業務を受託させるため四日市市の主導によって設立されました。四日市市は昭和63年より、し尿収集業務の委託を漸次進め、平成7年4月には生活環境公社に全面委託をするに至りました。生活環境公社が設立された当時、四日市市では行財政改革計画があり、事務事業の外部委託化の一環として行われたものです。業務内容の公益性の性格が強いのですが、経費節減目的から業務の効率性と自律的経営を期待して、株式会社形態が選ばれたものと思われまます。し尿収集業務はサービス業であり、設立時には比較的多額の資金を要さないことから、浄化槽業者に出資を募り、資本金20,000千円でスタートしています（なお、平成7年5月に10,000千円の株主割当増資を行い、現在の資本金は30,000千円となっています）。その後の公共下水道、合併処理浄化槽、農業集落排水施設などの整備により、し尿収集件数の減少する状況に対応して、生活環境公社は業務を多角化し、再生資源回収等業務、ポンプ施設管理業務、斎場管理業務など（全て四日市市からの受託業務）を始めています。従って、業務内容は公益性の内容であり、通常は民法法人として公益実現を目的とする財団法人の業務と考えられるもので、営利追求を目的とする株式会社には、珍しい第3セクターならではの形態と思われまます。

四日市市の「職員広報 No.3 チャレンジ21」（平成11年6月）によると、し尿収集業務について「この業務は、昭和63年から(株)四日市市生活環境公社（四日市市の出資割合40%）に委託を開始し、段階的に委託地区を拡大し、平成7年度に全面委託としたものです。当然、委託後もサービスの水準を低下させないことを前提に実施したもので、10年以上経過した現在も、その水準は堅持され、業務は適正に行われています。（中略）この委託による経費面での効果としては、収集区域の条件が異なるので厳密な比較は困難ですが、平成5年度の効果を試算した場合、1k1当たりの経費をもとに直営分を公社で全量収集したとすると、約1億2千8百万円の経費削減が図られたこととなります。」と記載されています。このように、生活環境公社設立に当たっての当初の経費節減目的が達成されているものと考えられます。

イ. 事業内容及び事業の状況

生活環境公社の定款第2条によれば以下の事業を目的とすると同時に第3条において「当社は四日市市の指導を遵守し、市民サービス及び能率の向上を図り環境衛生の公共性を確保することに努めるものとする。」とあります。とりわけ、「環境衛生の公共性を確保」というくだりは一般の株式会社と異なり生活環境公社が特異な存在であることを示しています。

- ① 公園の維持管理等公共団体より受託する事業
- ② 汚水処理施設及び下水道施設の維持管理に関する事業
- ③ し尿浄化槽の保守点検及び清掃に関する事業
- ④ 一般廃棄物の収集、運搬及び処分に関する事業
- ⑤ 上記事業に付帯する一切の事業

生活環境公社の事業を、次の「表3-1」「表3-2」のように形態別と目的別の事業区分に分けてみました。形態別分類によると四日市市からの受託事業割合が95%であり、実態として四日市市の別働隊的な面とともに「公共性の確保」が強調されるゆえんが分かります。

表3-1 形態別分類による事業規模 (単位：千円)

事業形態別	平成12年度売上高	割合 (%)
四日市市からの受託事業	1,230,562	95
公社の自主事業(注)	64,650	5
合計	1,295,212	100

(注) 自主事業には、し尿収集部門の一部の事業(仮設トイレの汲み取り、大口事業所のトイレの汲み取り)と浄化槽維持管理部門の事業を含みます。

一方、定款の事業目的と生活環境公社が実際に行っている事業とを対比し、目的別分類による事業規模を示したのが次の「表3-2」です。生活環境公社は設立時の事業目的であるし尿収集が最大の事業ですが、全体の中のウエイトは35%程度であり、事業が多角化してきています。

表 3-2 目的別分類による事業規模

(単位：千円)

定款目的	事業部門	収入規模 (平成 12 年度売上高)	割合 (%)
①公園の維持管理等公共団体より受託する事業	公園維持修繕	58,839	5
②汚水処理施設及び下水道施設の維持管理に関する事業	し尿収集	461,785	35
	ポンプ施設管理	168,072	13
	日永・大井の川管理	14,553	1
③し尿浄化槽の保守点検及び清掃に関する事業	浄化槽維持管理	37,529	3
	清掃・管理	54,682	4
④一般廃棄物の収集、運搬及び処分に関する事業	再生可能物(収集)	247,082	19
	再生可能物(処理)	138,409	11
	戸別収集	6,661	1
⑤上記事業に付帯する一切の事業	斎場管理	107,595	8
合 計		1,295,212	100

このように設立の経緯や設立目的の達成度そして事業の状況をみていくと、生活環境公社の存在は外郭団体にし尿収集業務を移行し、民間企業としての経営努力による経費節減とともに、下水道完備の状況に弾力的に対応していくという四日市市の目的に沿っていると思います。しかし一方、株式会社という営利追求を目的とする法人形態をとっている生活環境公社にとっては、ある時は定款にあるように、公共性を確保すべきものとして、また、ある時は商法本旨の面から一民間企業として扱われるという二面性があり、法人の経営にとって大きな矛盾を抱えているといえます。設立趣旨と思われる「株式会社の経済性・効率性の発揮」というのは、自主的な経営と分配を期しての利益の極大化行動の過程あるいは手段として発揮できるものであります。売上高の95%（約12億円）を四日市市に依存して約170人の従業員の雇用を維持しているという生活環境公社の現状は自主的経営にはなっていないと思われまます。従って、生活環境公社が「行政サービスの補完」を独占的に実施しているという独立的状況というより、経済的に依存している状況と思われまます。また、既述の出資の評価で見たように数字は良好ですが、生活環境公社の全仕事の95%の提供者である四日市市が発注価額を引き下げれば剰余金はたちどころに減少していくともいえます。このような状況ですから、利益の分配（配当）もありえないと思います。四日市市は生活環境公社の独立性を促す施策（単に委託料や委託件数を減らすのではなく）を採り、本来の意味での民間会社としていくのか、例えば公益法人に改組して営利追及・利益分配など株式会社の性格を払拭していくのか、明確にしていく必要があると思います。本当の意味の出資の評価は、その後出てくるものと思います。【意見】

ウ. 株主との関係

四日市市の出資も含めた株主の状況は、「表 3-3」の通りです。

表 3-3 生活環境公社の株主と出資状況 (平成 13 年 3 月 31 日現在)

株主名	出資金額(千円)	出資比率(%)	株式数(株)
四日市市	12,000	40.0	240
三四地区浄化槽維持管理協同組合	12,000	40.0	240
株式会社中央クリーンメンテ	2,250	7.5	45
株式会社環衛	2,250	7.5	45
株式会社東産業	1,500	5.0	30
計	30,000	100.0	600

三四地区浄化槽維持管理協同組合は次の 3 社が出資している団体で、これらは生活環境公社の株主です。従って、生活環境公社の株主は実質的に四日市市を加えて、4 名と言うこととなります。

- ・株式会社中央クリーンメンテ
- ・株式会社環衛
- ・株式会社東産業

これらの会社の主要業務は浄化槽清掃で生活環境公社も自主事業として実施してきている事業ですが、平成 13 年度に撤退する予定です。また、これら株主である各社と生活環境公社との営業上の取引はありません。利益処分による株式配当も過去実施していませんので株主にとっては出資目的の一つと考えられるメリットがないといえます。人的な関係では、四日市市からは監査役に 1 名、他の 4 株主から取締役に関各 1 名が就任しています。168 名の従業員(平成 13 年 3 月 31 日現在)はほぼ 100%プロパー職員です。従って特記すべき人的関係はありませんでした。

(2) 過去 3 年間の主要財務数値及び財務分析

ア. 財務分析の結果について

「表 3-4」のように過去 3 年間、純資産や総資産が増加している反面、売上高が横ばい状態です。配当がありませんので税引後利益はそのまま内部留保され、資金と純資産の増加をもたらしていると考えられます。従って、四日市市の生活環境公社に対する出資額の評価も実質的に増加しており、平成 12 年度末では 14 倍近くになっています。しかし、財務比率をみていくと必ずしも良好とはいえない状況です。それは、まず、一人当たり売上高が 7,500 千円前後の数字になっている点です。比較データとして一般廃棄物処理業の従業員一人当たり年間粗収入高を参照すると

11,367 千円（「中小企業の経営指標」による、以下同様）（注）であり、サービス業一般としても低い数字であると思います。一方で総資産回転率は1.5回転で、一般廃棄物処理業が1.4であるところから、設備等の稼働状況は見劣りしません。結局、営業利益率4%（一般廃棄物処理業は7.5%）に現れているように、従業員の規模の割に売上が少ないことが、業界平均より低い原因と考えられます。そのような状況下でよく経営して、利益を出しているといえます。

（注）中小企業庁編の「中小企業の経営指標」のサービス業から参照しました。内容は平成12年3月31日以前に終了する最近1年間の事業年度係数が対象で、サンプル数は5つ以上かつそのうち健全企業の数が2以上となっています。即ち健全企業の係数を示した経営指標です。

表3-4 過去3年間の主要財務数値及び財務分析数値

項目／年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度
資本金 (千円)	30,000	30,000	30,000
純資産 (千円)	382,243	403,059	418,966
総資産 (千円)	883,140	828,033	910,117
売上高 (千円)	1,351,719	1,309,405	1,295,212
売上総利益 (千円)	167,000	154,655	142,147
営業利益 (千円)	61,616	44,711	55,177
経常利益 (千円)	60,110	41,165	52,699
当期利益 (千円)	19,492	14,130	15,907
期末従業員数 (人)	180	177	168
発行済株式数 (株)	600	600	600
四日市市保有株数 (株)	240	240	240
四日市市出資額の評価 (千円)	152,897	161,223	167,586
四日市市出資額 (千円)	12,000	12,000	12,000
売上総利益率 (%)	12.4	11.8	11.0
営業利益率 (%)	4.6	3.4	4.3
経常利益率 (%)	4.4	3.1	4.1
当期利益率 (%)	1.4	1.1	1.2
自己資本利益率 (%)	5.1	3.5	3.8
総資本経常利益率 (%)	6.8	5.0	5.8
1人当たり売上高 (千円)	7,509	7,397	7,709
1株当たり利益 (円)	32,486	23,549	26,513
流動比率 (%)	264.3	213.0	199.9
総資本回転率 (回)	1.53	1.58	1.42
自己資本比率 (%)	43.3	48.7	46.0
1株当たり純資産 (円)	637,073	671,765	698,278
配当性向	-	-	-
1株当たり配当 (円)	-	-	-

（注）「-」の箇所は、該当事項がないため、あるいは算出数値に意味がないため、記載していません。

表 3-5 過去 3 年間の要約損益計算書

(単位：千円)

科目／年度	平成 10 年度	平成 11 年度	平成 12 年度
売上高	1,351,718	1,309,405	1,295,212
売上原価	1,184,718	1,154,749	1,153,064
販売費及び一般管理費	105,383	109,944	86,970
営業損益	61,617	44,711	55,177
営業外損益	△1,506	△3,545	△2,477
特別損益	△156	△10,306	△21,373
法人税等	40,462	16,728	15,418
当期利益	19,492	14,129	15,907

(注) 消費税の会計処理は税抜方式です。

表 3-6 過去 3 年間の要約貸借対照表

(単位：千円)

科目／年度	平成 10 年度	平成 11 年度	平成 12 年度
(資産の部)			
流動資産	479,953	311,058	388,102
有形固定資産	402,066	343,984	321,289
その他の固定資産	1,121	172,991	200,726
資産の部合計	883,140	828,033	910,117
(負債の部)			
流動負債	181,597	146,041	194,129
固定負債	311,300	260,932	257,571
引当金	8,000	18,000	39,450
負債の部合計	500,896	424,973	491,151
(資本の部)			
資本金	30,000	30,000	30,000
法定準備金	7,500	7,500	7,500
剰余金	344,743	365,559	381,466
資本の部合計	382,243	403,059	418,966
負債・資本の部合計	883,140	828,033	910,117

(注) 消費税の会計処理は税抜方式です。

ウ. 資金繰りの状況について

資金繰りの状況を見るため、要約キャッシュフロー計算書を「表 3-7」の通り作成してみました。これによると、資金残高は平成 10 年度末の 137 百万円から平成 12 年度末の 160 百万円へと増加しています。これは営業活動からの資金獲得が投資活動や財務活動による資金の流出を補うのに十分であったことを表しています。とりわけ、平成 12 年度ではキャッシュアウトのない退職給与引当金の増加 49 百万円や特別修繕引当金の増加 21 百万円が影響を与えています。平成 12 年度の法

人税等の支払が少ないのは平成 11 年度の法人税等の未払計上額が少なかったことによるもので、平成 12 年度の期間が負担すべき法人税等を表しているわけではありません。

このように生活環境公社では平成 12 年度末で 160,416 千円の現金預金を保有しています。これに退職給与特定預金を含めると現金預金残高は平成 10 年度末が 328,917 千円、平成 11 年度末が 331,427 千円、平成 12 年度末が 399,832 千円（平成 12 年度末の総資産額 910,117 千円の 44%）となっています。一方、下記の「表 3-8」で示すように、三重銀行から資金を借り入れており、平成 12 年度末現在、貸借対照表上の長期借入金残高は 144,703 千円あります。この長期借入金を現金預金残高から差し引くと 255,129 千円となり、資金的には余裕があるように見えます。この点について生活環境公社に質問したところ、預金として保有している理由は将来予想される設備投資（自動車 NOx 法施行対応による業務用の特殊車両の買い換え）の資金準備のためであるとの回答でした。し尿収集業務用のバキューム車等の特殊車両の買換による資金支出について、生活環境公社の内部資料（平成 12 年度業務委託料積算）によると、一台当りの購入金額が 2 百万円以上の車両の買換に要するコストの見積額合計は 312,737 千円とされていました。この見積額通り特殊車両を 5 年間に渡って購入していくと仮定すると、単純平均しても毎年度 62,547 千円の支出となり、多額の設備投資となります。借入金の返済や設備投資などを考慮し、資金を効率的に運用するための資金計画の作成が望まれます。【意見】

(注) ここで「自動車 NOx 法」とは、平成 13 年 6 月に公布された「自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法の一部を改正する法律」を指します。

表 3-7 過去 2 年間の要約キャッシュフロー計算書

(単位：千円)

科目/年度		平成 11 年度	平成 12 年度
I	営業活動によるキャッシュフロー		
	税引前当期利益	30,858	31,325
	減価償却費	57,500	36,305
	賞与引当金の減少額	△14,045	△12,491
	退職給与引当金の増加額	2,768	49,774
	特別修繕引当金の増加額	-	21,450
	営業債権債務の増減	20,591	12,690
	法人税等の支払い額	△52,230	△4,280
	その他	9,987	△58
	営業活動によるキャッシュフロー	55,429	134,715
II	投資活動によるキャッシュフロー		
	有形固定資産等の増減額	616	△13,574
	その他	△24,400	△23,715
投資活動によるキャッシュフロー	△23,783	△37,290	
III	財務活動によるキャッシュフロー		
	長期借入金の返済による支出	△53,136	△53,136
財務活動によるキャッシュフロー	△53,136	△53,136	
IV	現金及び現金同等物の増加額	△21,490	44,289
V	現金及び現金同等物の期首残高	137,617	116,127
VI	現金及び現金同等物の期末残高	116,127	160,416

(注) 消費税の会計処理は税抜方式です。

表 3-8 三重銀行よりの借入金明細表

(単位：千円)

年月	当初 借入金額	年間返済額	期末残高 平成 13 年 3 月 31 日現在	利率 (%)	返済期限
平成 5 年 3 月	100,000	9,996	20,032	2.270	平成 15 年 3 月
平成 7 年 4 月	60,000	6,672	19,968	2.225	平成 16 年 3 月
平成 7 年 6 月	96,000	10,980	32,865	2.225	平成 16 年 3 月
平成 7 年 8 月	79,300	9,240	27,710	2.225	平成 16 年 3 月
平成 7 年 9 月	45,000	5,244	15,721	2.225	平成 16 年 3 月
平成 10 年 10 月	55,000	11,004	28,407	2.225	平成 15 年 10 月
合計	435,300	-	144,703	-	-

エ. 役員報酬・従業員給与の状況

平成 10 年度から平成 12 年度の役員報酬等の推移を表にすると以下のようになります。

表 3-9 役員報酬・給与等の推移

項目／年度	平成 10 年度	平成 11 年度	平成 12 年度
役員報酬 (千円)	23,764	16,259	12,173
支給人員 (人)	4	3	2
給料手当・賃金 (千円)	663,092	664,261	653,924
期末人員 (人)	180	177	168

(注) 給与手当・賃金には賞与・法定福利費・退職金等は含まれていません。

上記の通り役員報酬は支給人員の減少により、総額が平成 12 年度は平成 10 年度に比べて 2 分の 1 程度まで減少しています。また、給料手当・賃金についても人員の減少に伴い、総額が減少傾向にあります。

(3) 出納その他の事務の執行に係る指摘事項等

ア. 事業別損益分析

下記の「表 3-10」以下は、生活環境公社における平成 12 年度までの過去 3 年間の部門別損益の状況です。以下の部門別損益分析表の試算は、主として委託契約の内容に基づく事業分類により集計した売上高と、それに対応する売上原価を直課し、さらに販売費及び一般管理費を各事業の売上原価の比によって按分して計算した営業損益を示しています。

(ア) 公園維持修繕部門

公園施設等管理業務として四日市市から維持修繕(市内公園等の樹木の刈り込み、害虫駆除、遊具の保守、除草、清掃)を受託しています。財務的には販売費及び一般管理費を配賦すると、「表 3-10」の通り赤字です。

表 3-10 過去 3 年間の公園維持修繕部門の損益 (単位：千円)

科目／年度	平成 10 年度	平成 11 年度	平成 12 年度
売上高	72,070	66,489	58,839
営業損益	△1,915	△1,719	△906

(注) 事業別損益分析中で用いている営業損益とは、売上高から売上原価と販売費及び一般管理費を控除した段階のものを指します。以下同じ。

(イ) し尿収集部門

し尿収集部門も、販売費及び一般管理費を配賦して営業損益をみると、平成12年度は赤字になっています。

し尿収集部門は生活環境公社の事業の中で最大の部門ですが、下水道の普及等の影響により「表 3-12」の通り毎年度収集量が減少し、今後も減少傾向が続くと予想されています。一方、「表 3-13」のように、し尿収集部門における部門直接費の人件費は生活環境公社における全体の部門直接費の人件費に対して 39%程度を占めており、平成12年度では 1.6%程度減少していますが、し尿収集量の減少に経費節約が追いつかない状況です。

表 3-11 過去3年間のし尿収集部門の推移 (単位：千円)

科目／年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度
売上高	485,641	473,722	461,785
営業損益	14,119	307	△264

表 3-12 過去3年間のし尿収集量の推移 (単位：kl)

項目／年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度
し尿収集量	46,382	43,116	40,384
対前年度伸び率	△7.93	△7.04	△6.34

表 3-13 過去3年間の人件費の推移

人件費と割合	平成10年度		平成11年度		平成12年度	
	金額 (千円)	構成率 (%)	金額 (千円)	構成率 (%)	金額 (千円)	構成率 (%)
し尿収集部門	356,749 △11.70%	38.5	360,445 1.04%	38.7	354,730 △1.59%	39.0
全社合計(注)	926,903 △8.22%	100.0	932,210 0.57%	100.0	910,054 △2.38%	100.0

(注) 1 金額の下段の比率は対前年度増加率を表しています。

2 上記の人件費は当期製造原価の労務費から退職金を控除して算出しています。

(ウ) 浄化槽維持管理部門

売上総利益率が 50%を上回り、全体の売上総利益に対しても 30%弱の割合を占めていた浄化槽維持管理業務は平成13年度を最後に平成14年度から株主である3社に移管される予定です。利益率の高いこの浄化槽管理は、通常の株式会社であれば、収益獲得のため取扱量を拡大し売上高を増加させていくところです。「四日市市の指導遵守」と「公共性の確保」及び全株主の意向によりなされ

た意思決定と考えます。

表 3-14 過去 3 年間の浄化槽維持管理部門の推移 (単位：千円)

科目／年度	平成 10 年度	平成 11 年度	平成 12 年度
売上高	89,963	71,263	37,529
営業損益	44,935	35,749	9,495

(エ) ポンプ施設管理部門

新富洲原ポンプ場他 8ヶ所及び雨池ポンプ場他 3ヶ所の運転管理業務を行っています。生活環境公社では、衛生収集、再生収集に次ぐ人員配置を行っており、売上高もこれらに次ぐものとなっています。

表 3-15 過去 3 年間のポンプ施設管理部門の推移 (単位：千円)

科目／年度	平成 10 年度	平成 11 年度	平成 12 年度
売上高	165,576	166,484	168,072
営業損益	17,696	21,341	23,496

(オ) 日永・大井の川管理部門

事業内容は日永投入槽及び大井の川海洋投棄所施設管理業務で、日永投入槽と大井の川海洋投棄所を中心とする運搬等を行っています。財務的には赤字状態です。

表 3-16 過去 3 年間の日永・大井の川管理部門の推移 (単位：千円)

科目／年度	平成 10 年度	平成 11 年度	平成 12 年度
売上高	14,554	14,554	14,553
営業損益	△12,305	△13,662	△9,511

(カ) 再生可能物部門(収集)

リサイクル可能物の収集で、市内指定場所(約 1,175 ヲ所)を月 2 回の収集運搬を行っています。生活環境公社作成の再生可能物回収状況表によると過去 3 年間収集量は全体的に増加しています。

表 3-17 過去 3 年間の再生可能物部門(収集)の推移 (単位：千円)

科目／年度	平成 10 年度	平成 11 年度	平成 12 年度
売上高	218,464	218,464	247,082
営業損益	△11,799	△14,031	6,298

(キ) 再生可能物部門(処理)

この部門の内容は、資源リサイクルセンター施設管理、再生可能物選別、缶選別、売却業務です。四日市市からの受託業務のため、売却にかかる代金は四日

市市へ入金されます。また、資源リサイクルセンターは生活環境公社所有の建物で、機械設備も含めた投資額総額は約 225,300 千円でした。生活環境公社の借入金残高の大半はこの投資額に係るものです。

表 3-18 過去 3 年間の再生可能物部門（処理）の推移 (単位：千円)

科目／年度	平成 10 年度	平成 11 年度	平成 12 年度
売上高	128,966	128,031	138,409
営業損益	△158	10,637	39,233

(ク) 斎場管理部門

四日市市北大谷斎場で火葬業務・斎場管理運營業務・霊園管理業務・葬祭場運営管理業務を行っています。

表 3-19 過去 3 年間の斎場管理部門の推移 (単位：千円)

科目／年度	平成 10 年度	平成 11 年度	平成 12 年度
売上高	107,595	107,595	107,595
営業損益	6,760	2,763	△4,343

(ケ) 清掃・管理部門

清掃・管理部門も四日市市よりの受託料収入が売上で、業務内容は中央通り、三滝通り、中央緑地、霞ヶ浦緑地等の除草・清掃です。競輪場便所の清掃（平成 10 年度）、公衆便所の清掃（平成 10 年度、平成 11 年度）や汚泥等の収集運搬も行っています。

表 3-20 過去 3 年間の清掃・管理部門の推移 (単位：千円)

科目／年度	平成 10 年度	平成 11 年度	平成 12 年度
売上高	69,002	62,804	54,682
営業損益	4,284	3,327	△878

(コ) 戸別収集部門

戸別収集部門の業務は家具等リサイクル事業及び粗大ゴミ戸別収集業務で平成 12 年度から部門区分をしています。従って経年比較はありません。平成 12 年度の売上高は 6,661 千円、営業損失は 7,443 千円でした。

イ. 退職給与引当金

平成 12 年度より株式公開会社においては、退職給付会計が適用され、従来の退職給与引当金に代わり、退職給付引当金を計上することになりました。退職給付会計においては生活環境公社のような従業員 300 名以下の法人については簡便法

として、期末自己都合要支給額の 100%を退職給付引当金として計上する方法を選択することができます。この方法によると引当金の計上必要額は 213,560 千円ですが、平成 12 年度末では 112,868 千円の引き当てを行っており 100,692 千円の引当不足が生じています。引当不足解消を検討して下さい。【意見】

なお、この退職給付引当金の引当不足を考慮すると税引前当期利益は 31,325 千円から△69,367 千円へと減少することになります。

ウ. 新規事業開拓引当金等

平成 12 年度末における貸借対照表の負債の部において、引当金として車両等修繕引当金、新規事業開拓引当金、特別修繕引当金が計上されています。このうち新規事業開拓引当金については、企業会計原則の注解 18 にいう引当金の計上要件である「将来の特定の費用又は損失であって、その発生が当期以前の事象に起因し、発生の可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積もることができる」の内「その発生が当期以前の事象に起因し」という要件の充足に疑問があります。従って、その性質は利益留保的なものと判断されますので、本来は利益に計上すべきものと思います。また、車両等修繕引当金、特別修繕引当金については一応修繕の計画はありますが、より合理的な修繕計画に基づき計上することを検討して下さい。【意見】

エ. その他

(ア) 経理規程

生活環境公社においては経理規程が作成されていませんでした。経理規程は会社の会計方針等を含む経理処理の指針を示すものであり、また、経理業務の基本的なルールを明文化したものです。経理規程を整備し、経理事務を適切にすすめて下さい。【意見】

(イ) 印紙及び切手の管理

印紙及び切手については購入時に全額を費用として処理しており、期末における残高の貯蔵品勘定等での計上が望まれます。【指摘】

(ウ) 領収書の押印

領収書冊子をみると受領印があらかじめ押印(社印)されていました。領収書への社印の押印は、領収書を発行する都度行うように改善することが望まれます。

【指摘】

(エ) 預金残高と総勘定元帳との照合

定期的に通帳記帳が行われていないことや総勘定元帳残高との照合が行われていないため、定期預金の受取利息の記帳漏れがありました。定期的な記帳や、総勘定元帳との照合を行い、記帳漏れのないようにして下さい。【注意】

(オ) 預金の担保提供に関する預り証の管理

担保提供の定期預金（30,000 千円）については、預り証あるいは担保品預り通帳等の証書がなく、預金証書のコピーが保管されているだけでした。預り証の入手が望まれます。【指摘】

(カ) 有形固定資産の現物実査

有形固定資産について、設立以来、現物と固定資産台帳との照合が行われていません。定期的に固定資産実査等を行い台帳記帳内容の確認が望まれます。【指摘】

生活環境公社 以上

4 株式会社ディア四日市

4 株式会社ディア四日市

(1) 出資法人の概要

ア. ディア四日市設立の経緯・目的

中心市街地の慢性的な駐車場不足を解消するため、昭和 63 年 9 月に地元商業者から市議会に「四日市市中心商店街における駐車場建設に関する請願」が提出され、採択されたことを受けて、駐車場建設の気運が高まりました。こうした中で、株式会社ディア四日市（以下「ディア四日市」という）は、平成 5 年 3 月 1 日、四日市市、中小企業総合事業団、四日市商工会議所、商業者、民間企業により設立されています。事業目的は、地下駐車場を建設・運営することにより、中心市街地の活性化を図るというもので、建設資金は主として、株主の出資（15 億 8 千万円）、中小企業総合事業団と三重県からの中小企業高度化資金（貸付金）の 23 億 5 千万円及び共同駐車場整備促進事業補助金（旧建設省と四日市市で折半）の 7 億 5 千万円により賄われました（注 1）。この中小企業高度化資金の貸付条件の一つに、公益法人（街づくり財団）か会社（街づくり会社）であることが求められていました。多くの関係者から出資を募ることによる安定した資金調達と営利企業たる株式会社形態での自律的運営を期待して会社（街づくり会社）形態が採られました（注 2）。中心市街地の活性化は四日市市の施策にも沿うもので、四日市市は出資額の 31.1%に相当する 5 億円を出資しています。

中央通りの地下駐車場建設は平成 6 年 11 月着工され、平成 9 年 3 月完成、同年 4 月に開業しました。また、国道 1 号線の地下駐車場も同時期に供用開始しています。

(注) 1 建設費総額は 4,809,219 千円でした。

2 中小企業高度化資金貸付条件のうち「街づくり会社」の要件

- ① 地方公共団体が出資していること
- ② 出資者の 2/3 以上が中小企業者であること
- ③ 大企業が最大株主でないこと
- ④ 1 大企業の出資額が出資総額の 1/3 未満であること
- ⑤ 大企業の出資額の合計額が出資総額の 1/2 未満であること
- ⑥ 取締役の過半数が地方公共団体及び中小企業者を代表する者であること
(中小企業庁の商店街整備等支援事業の内容より)

イ. 事業内容

ディア四日市は定款によれば以下の事業を目的としています。

- ① 駐車場の経営及び管理運営の受託業務
(中央通り地下駐車場はディア四日市が所有していますが、国が国道 1 号線に設置した地下駐車場の部分については、その管理運営を受託しています。)
- ② 中心市街地活性化に関する調査研究事業及びイベントの企画・運営に関する事業 (現在 休業中)
- ③ 商店街活性化を支援するためのコミュニティ施設等の運営に関する事業
- ④ 広告・宣伝ならびに観光案内に関する事業
- ⑤ 損害保険代理店業
- ⑥ その他前号に附帯する一切の事業

ウ. 事業の状況

ディア四日市が管理運営する「くすの木パーキング」(四日市中央通り地下駐車場及び国道 1 号四日市地下駐車場の総称) は収容台数 509 台 (中央通り側地下駐車場の収容台数は 306 台、国道 1 号線側 203 台) で、1 日平均の利用台数は 1,260 台程度であり、「表 4-1」から分かるようにここ数年ほぼ横ばいの状況です。また、稼働率も「表 4-1」の通り 5.3 時間 (平成 12 年度) 程度です。10 時から 20 時までの間でアイドリング時間を 2 時間とみると 1 日当たり 8 時間が最大可能利用時間となり、これと比較すると平成 10 年度から平成 12 年度までの稼働率は概ね 65% の水準で推移しています。

表 4-1 くすの木パーキングの稼働状況

営業年度	第 7 期	第 8 期	第 9 期
会社決算期	平成 11 年 3 月	平成 12 年 3 月	平成 13 年 3 月
1 日平均利用台数	1,212	1,267	1,268
稼働率 (修正回転率)	5.02	5.25	5.30

(注) 修正回転率とは駐車スペース 1 台についての 1 日当たりの平均駐車時間を示します。計算式では下記の通りとなります。

$$\text{修正回転率} = \text{駐車場年間総利用時間} \div \text{年間総収容可能台数}$$

事業収入の状況は、次の「表 4-2」の通りです。四日市市からの受託事業収入の割合は 17.5% で、ウエイトは高くありませんが、駐車場収入が伸び悩みの状況下では重要です。

ディア四日市の地下駐車場設備は建物 (家屋) と償却資産に固定資産税 (都市計画税を含む。以下同じ) が課せられています。地方税法附則第 15 条第 11 項の規定により平成 10 年度から平成 14 年度までの 5 年度間、課税標準の 3 分の 1 の額が軽減されて

います。平成 15 年度以降は軽減はなく税額も 1.4 倍となり、ディア四日市の経営上コスト増の要因の一つとなります。

また、公道下の地下駐車場で事業を行うためには、道路の占用許可を受けている必要があります、通常は占用料の納付が生じます。四日市市建設管理課の許可台帳によると、平成 9 年 4 月 1 日（駐車場の開業時）付けで 4 年間免除され、4 年後さらに 5 年間「免除」とされていました。都市計画決定の案件であり、公共性が強い点から、経営が軌道に乗るまで当分の間免除したと思われま。占有許可申請はディア四日市側から提出され、四日市市側での占有許可の決裁は適切に行われていました。「免除」という意味は正確には「四日市市道路占用料徴収条例」第 3 条第 3 項に言う 100%減免のことと思われま。

なお、国道 1 号線下の駐車場部分は（財）駐車場整備推進機構よりディア四日市が管理運営委託を受けているものであり、ディア四日市所有ではないため、ディア四日市は固定資産税はかかりませんし、占有についても、中央通りとの交差点部分も含めて、四日市市が道路管理者ではないことから対象外です。

表 4-2 平成 12 年度の事業収入の割合

事業収入区分	収入割合 (%)	備考
駐車場事業収入	78.4	駐車料金収入、広告宣伝料・自販機設置料収入
受託事業収入	21.6	
四日市より受託事業収入（注）	17.5	放置自転車整理等収入、駅南市営駐輪場管理収入、駐車場案内システム管理収入
その他受託事業収入	4.1	国道 1 号駐車場管理収入、保険代理店手数料収入
計	100.0	

(注) 四日市市から受託していた放置自転車整理等業務は平成 13 年 4 月で終了となりました。

エ. 株主の状況

四日市市の出資も含めた株主の状況は「表 4-3」の通りです。株主数は 341 名と多数であり、設立当初多くの出資者を募ったことが窺えます。これは既述のように、中小企業高度化資金導入のための「街づくり会社」の要件として必要であったためです。株式会社では本来、出資額に見合う有限責任のもと、株式が自由に転売されることが想定されています。ディア四日市については、株式の譲渡制限の規定があることや、株式を売却したい株主にとっては譲渡しようとしても買い手が見つからないこと及び「街づくり会社」要件があることなどのため、実質的に株式を抱え込まざるを得なくなっています。

当初の事業見込み通り中心市街地が活性化されると同時に、駐車場収入も高水準で、

適切な利益配当ができる状況にあればよいのですが、後述するように財務上の問題があります。

表 4-3 株主と出資割合(平成 13 年 3 月 31 日現在)

株主名	出資金額 (千円)	出資比率 (%)	株式数 (株)
四日市市	500,000	31.1	10,000
中小企業総合事業団	500,000	31.1	10,000
ジャスコ株式会社	100,000	6.2	2,000
株式会社中部近鉄百貨店	70,000	4.4	1,400
株式会社三重銀行	30,000	1.9	600
三井不動産株式会社	30,000	1.9	600
近畿日本鉄道株式会社	25,000	1.6	500
北伊勢信用金庫	20,000	1.2	400
株式会社百五銀行	20,000	1.2	400
日本トランスシティ株式会社	10,000	0.6	200
その他 331 名	303,150	18.8	6,063
合計 341 名	1,608,150	100.0	32,163

オ. 借入金の状況

ディア四日市の借入金は、中小企業総合事業団と三重県が夫々資金を出して、合わせて三重県から貸し付けられたものであり、次の「表 4-4」の通りです。

表 4-4 借入金の内容・条件等

借入金の内容	借入条件等
貸付者 三重県 借入者 ディア四日市	中小企業総合事業団と三重県より中小企業高度化資金として、貸し付けられた。
当初借入金額 2,351,200 千円	高度化資金の貸付は平成 8 年 4 月から 3 回に分けて実行され、平成 9 年 4 月に左の元金となった。 貸付対象施設の設置資金の 80%を上限とする。
平成 13 年 3 月末現在残高 2,351,200 千円	元金の返済は 5 年据置で、開始は平成 14 年 2 月の 35,586 千円から始まる。15 年返済で最終は平成 29 年 2 月。
利子 一千円	無利息
担保 駐車場設備(建物)	平成 13 年 3 月 31 日現在の建物の内、担保に供されているものの金額 3,397,624 千円 (簿価)。
保証 10 名の取締役による 個人連帯保証	連帯保証人は、代表取締役のほか、中小企業者として出資し、ディア四日市の役員となっている方。
期限の利益の定めにより貸主は全部の償還を求めることが出来る	対象物件(駐車場設備)の使用を廃止したり、会社が解散・廃業した時など。

借入金が無利息であること及び利益配当を行っていないことから、ディア四日市は中小企業高度化資金借入金（23億5千万円）や資本金（15億8千万円）などの金額を資金コスト零により調達し、駐車場設備を建設（建設資金は他に国と四日市市よりの補助金及び一時の銀行借入金もある）し、過去5年間運営してきたわけです。このような状況下では、たとえ黒字決算でも直ちに経営状況が良いとはいえません。仮に中小企業高度化資金部分が1.9%（平成12年度末長期プライムレート）の有利子負債であったなら、44,672千円（年額）の支払利息が費用（支出）として発生することになります。第3セクターとしてのディア四日市でなく、一般の民間会社と仮定すると資金コストは零ではありません。機会費用として金利を考慮することが、他の民間会社と比較する場合は必要です。

カ. 四日市市との人的関係

平成13年3月31日現在、四日市市からは、代表権のない取締役1名と都市計画部長・商工農水部長各1名、監査役に収入役が役員として就任しています。ディア四日市の取締役の総数は22名。監査役の総数は4名となっています。役員構成から見ると、四日市市が経営に主導的役割を果たしていないように見えます。この点は、資本金に対して1/3弱の出資割合をもつ株主であることと対照的です。民間の経営感覚からすれば、主要出資者である四日市市が、当然、経営に関与しているところですが、公民協調型の第3セクターとして民間に経営を委ねる形になっています。しかしながら、四日市市の施策である、駐車場整備計画に合致する点から、四日市市は高度化資金償還及び会社運営に支障をきたさないという指導・監督責任が、三重県に対して生じているようです（「株式会社ディア四日市への高度化資金融資について」都心第39号、平成7年9月28日）。

（2） 過去3年間の主要財務数値及び財務分析

ディア四日市は四日市市の中心市街地の活性化を通じて豊かな市民生活を提供することを目的として設立された会社ですが、バブル崩壊後の不況の影響もあり、売上高は伸び悩んでいます。過去3年間の主要財務数値と財務分析数値は「表4-5」のようになっています。

表 4-5 過去 3 年間の主要財務数値及び財務分析数値

項目／年度	平成 10 年度	平成 11 年度	平成 12 年度
資本金(千円)	1,608,150	1,608,150	1,608,150
純資産(千円)	1,426,047	1,431,853	1,453,359
総資産(千円)	3,839,017	3,835,935	3,852,130
売上高(千円)	230,592	245,077	237,843
営業利益(千円)	△5,341	6,241	24,479
経常利益(千円)	△4,880	6,756	25,156
当期利益(千円)	△5,830	5,806	21,506
発行済株式数(株)	32,163	32,163	32,163
四日市市保有株数(株)	10,000	10,000	10,000
四日市市出資額の評価(千円)	443,381	445,186	451,872
四日市市出資額(千円)	500,000	500,000	500,000
営業利益率	△2.3%	2.5%	10.2%
経常利益率	△2.1%	2.8%	10.5%
当期利益率	△2.5%	2.3%	9.0%
自己資本利益率	△0.4%	0.4%	1.48%
総資本経常利益率	△0.13%	0.18%	0.65%
1株当たり利益(円)	△181	180	668
流動比率	260.8%	456.1%	409.3%
固定比率	257.9%	251.1%	241.6%
自己資本比率	37.1%	37.3%	37.7%
1株当たり純資産(円)	44,338	44,518	45,187
配当性向	-	-	-
1株当たり配当(円)	-	-	-

(注) 1 「-」の箇所は、該当事項がないため、あるいは算出数値に意味がないため、記載しておりません。

- 2 消費税の会計処理は平成 11 年度までは税込方式により、平成 12 年度は税抜方式によっています。税抜方式に変更したことにより、従来の方式に比較して売上高は 11,892 千円減少し、営業費用は 9,984 千円減少し、営業利益、経常利益、税引前当期利益は夫々 1,907 千円減少しております。

ア. 経営成績及び財政状態の結果について

経営成績については、平成 11 年度、平成 12 年度と当期利益が増加傾向にあります。この理由は、平成 11 年度については、主に駐車場の利用台数の増加に伴う収益の増加（前年度比 6.3%増加）があったこと、平成 12 年度については、主に経費削減により営業費用が 213 百万円と前年度に比べ 10.6%の減少となったことによります。これらにより、各利益率が上昇しています。

営業費用は「表 4-8」の通り平成 11 年度では収入の増加に伴い若干増加していますが、平成 12 年度は大幅な費用削減を行っています。内訳をみると、給料や業務委託

費については平成10年度から順次削減されており、特に平成12年度において大幅な削減が行われていました。また、水道光熱費も年々削減しています。

平成10年度から平成12年度におけるディア四日市の財政状態は、上記の「表4-5」の通り、資産総額は3,839百万円から3,852百万円へ、純資産額は1,426百万円から1,453百万円へ増加しています。これは上述した通り、当期利益の増加によるものです。財務比率では流動比率が260.8%から409.3%へと上昇しています。通常、流動比率は200%を超えると良好と判断されますが、ディア四日市はそれをはるかに超える水準となっています。これは平成13年度からの借入金の返済に充当するために資金を留保しているためです。

平成12年度末の資産総額は平成11年度末に比較して16,195千円（対前年度末比0.4%）とわずかに増加しています。これは流動資産が99,189千円（41.1%）増加し、固定資産が83,094千円（2.3%）減少（主に減価償却による）したことによります。流動資産の増加は主に92,991千円（41.1%）の現預金の増加によるものです。また、営業未収入金も5,933千円増加しています。

平成12年度末の負債総額は平成11年度末に比較して5,311千円（0.2%）減少しています。これは流動負債が30,275千円（57.3%）増加した一方で、固定負債が35,586千円（1.5%）減少したことによります。流動負債の増加・固定負債の減少は1年内返済予定長期借入金35,586千円が固定負債から流動負債に振り替えられたことによる増減です。借入金はすべて三重県（中小企業総合事業団分を含む）からの無利子による借入れで中小企業高度化資金によるものです。これに対しては、ディア四日市の役員（取締役）10名によって連帯保証されており（四日市市から派遣の役員は連帯保証人ではない）、また、固定資産の部に計上されている建物（即ち駐車場設備、期末帳簿価格3,397百万円）が担保に供されています。

以上、財政状態及び経営成績に関する会計処理は、適切でした。

イ. 資金繰りの状況について

平成11年度及び平成12年度の要約キャッシュフロー計算書を作成してみると以下のようになります。

表 4-6 過去 2 年間の要約キャッシュフロー計算書

(単位：千円)

科目／年度		平成 11 年度	平成 12 年度
I	営業活動によるキャッシュフロー		
	税引前当期利益	6,756	22,456
	減価償却費	83,183	83,457
	その他	3,880	△12,922
	営業活動によるキャッシュフロー	93,819	92,991
II	投資活動によるキャッシュフロー		
	有形固定資産等の増減額	-	-
	その他	-	-
	投資活動によるキャッシュフロー	-	-
III	財務活動によるキャッシュフロー		
	長期借入金の返済による支出	-	-
	その他	-	-
	財務活動によるキャッシュフロー	-	-
IV	現金及び現金同等物の増加額	93,819	92,991
V	現金及び現金同等物の期首残高	124,828	218,647
VI	現金及び現金同等物の期末残高	218,647	311,638

(注) 消費税の会計処理は平成 11 年度は税込方式により、平成 12 年度は税抜方式によつてい
ます。

上記のようにディア四日市は平成 11 年度、平成 12 年度と資金が増加していま
すが、その全てが営業活動からの資金獲得であり、投資活動によるキャッシュフ
ロー、財務活動によるキャッシュフローはありませんでした。営業活動からの資
金獲得の内容は、利益による資金の獲得と減価償却費による資金の留保及び、営
業債権債務の増減によるものです。このように平成 12 年度末においては 311 百
万円の現金及び預金を保有していますが、平成 13 年度から借入金（中小企業高
度化資金）の返済が始まり、下記「(3) 出納その他の事務の執行に係る指摘事
項等」にて記載するように、今後資金繰りが厳しくなってくるものと思われま

(参考)

表 4-7 過去 3 年間の要約貸借対照表

(単位：千円)

科目／年度	平成 10 年度	平成 11 年度	平成 12 年度
流動資産	161, 101	241, 203	340, 392
固定資産	3, 677, 915	3, 594, 732	3, 511, 638
有形固定資産	3, 677, 196	3, 594, 129	3, 511, 152
無形固定資産	353	592	475
投資等	365	10	10
資産の部合計	3, 839, 017	3, 835, 935	3, 852, 130
流動負債	61, 770	52, 882	83, 157
固定負債	2, 351, 200	2, 351, 200	2, 315, 614
負債の部合計	2, 412, 970	2, 404, 082	2, 398, 771
資本金	1, 608, 150	1, 608, 150	1, 608, 150
欠損金	182, 102	176, 296	154, 790
資本の部合計	1, 426, 047	1, 431, 853	1, 453, 359
負債・資本の部合計	3, 839, 017	3, 835, 935	3, 852, 130

(注) 消費税の会計処理は平成 11 年度までは税込方式により、平成 12 年度は税抜方式によ
っています。

表 4-8 過去 3 年間の要約損益計算書

(単位：千円)

科目／年度	平成 10 年度	平成 11 年度	平成 12 年度
営業収益	230, 592	245, 077	237, 843
営業費用	235, 933	238, 836	213, 362
営業利益	△5, 341	6, 241	24, 479
営業外収益	461	515	674
経常利益	△4, 880	6, 756	25, 156
特別損失	-	-	2, 700
税引前当期利益	△4, 880	6, 756	22, 456
住民税	950	950	950
当期利益	△5, 830	5, 806	21, 506
前期繰越損失	176, 272	182, 102	176, 296
当期末処理損失	182, 102	176, 296	154, 790

(注) 消費税の会計処理は平成 11 年度までは税込方式により、平成 12 年度は税抜方式によ
っています。税抜方式に変更したことにより、従来方式と比較して売上高は 11, 892 千円減
少し、営業費用は 9, 984 千円減少し、営業利益、経常利益、税引前当期利益は夫々、1, 907
千円減少しております。

(3) 出納その他の事務の執行に係る指摘事項等

ア. 資金計画・事業計画（中長期）の必要性

中小企業高度化資金は平成13年度から返済が始まります。平成13年度は35百万円、平成14年度以降は平成27年度まで毎年度156百万円の返済、そして平成28年度は返済の最終年度として121百万円の返済が必要になります。また、法人税法上の繰越欠損金の所得控除は平成15年度で使い切り、平成15年度から、税引前利益の41%（法定実効税率）の税金負担が生じます。同じく、平成15年度から固定資産税課税標準の軽減も終了して固定資産税額も増加します。これらをふまえ、平成13年度以降の営業収益・営業費用を一定として（すなわち、営業利益・経常利益を毎年5百万円から15百万円と仮定し、他の条件も不変とする）、収支予測の試算を行うと、借入金（中小企業高度化資金）の返済の影響により、遠くない時期に資金不足の事態に陥る予測となりました。

松坂屋やジャスコという近隣大型店の撤退や景気動向などの環境要因を考慮し、より適切な収支計画・利益計画を作成し経営に役立てられたいと思います。【意見】

イ. 駐車場100%稼働の場合の収入等の試算

駐車場が100%稼働した（最大限利用された）と仮定した場合（注1）の試算は、収入が336百万円に対して支出が345百万円と資金収支がマイナスとなります。

（平成13年3月31日現在流動資産から流動負債を差し引いた運転資金残高が257百万円あるため、直ちに資金不足にはなりません。）そこで、実際にどの程度の稼働率であれば資金不足を回避することができるかを試算したところ、最大限利用状態に対して95%の稼働状態（注2）が必要と試算されました。平成12年度における稼働率は65%（最大限利用状態における駐車場収入285百万円に対する平成12年度における駐車場収入186百万円の割合）であり、近隣大型店の撤退等による集客・利用者数の減少の可能性を考慮すると、95%の稼働状態を確保することには困難が予想されます。現実的な稼働状況を想定すると、この点からも新たな資金調達（借入や増資等）が必要となるのではないかと考えられます。

(注) 1 駐車場が 100%稼働した（最大限利用された）と仮定した場合の収入等の試算

(収入)

駐車場料金収入：駐車場の収容可能台数 306 台×実稼働時間 8 時間×駐車料金
320 円×365 日＝285 百万円

駐車場以外からの収入：51 百万円

総収入：285 百万円＋51 百万円＝336 百万円

(支出)

税金支出：(総収入 336 百万円－費用 229 百万円)×0.41＝43 百万円

費用支出：229 百万円－減価償却費 83 百万円＝146 百万円

借入金返済支出：156 百万円

支出合計：43 百万円＋146 百万円＋156 百万円＝345 百万円

(駐車場を最大限に利用した場合の前提条件)

- ① 駐車場の収容可能台数：306 台
- ② 1 日当たりの稼働時間：8 時間（10 時から 20 時までの間でアイドリング時間を 2 時間と見る）
- ③ 駐車料金：30 分 160 円（1 時間当たり 320 円）
- ④ 駐車場以外からの収入：51 百万円（平成 12 年度以前 3 年間の売上高の平均値に基づき計算）
- ⑤ 費用（減価償却費を含む）：229 百万円（平成 12 年度以前 3 年間の営業費の平均値）
- ⑥ 減価償却費：83 百万円（平成 12 年度以前 3 年間の減価償却費の平均値）
- ⑦ 実効税率：41%

(注) 2 資金収支均衡の稼働率 95%の計算方法

- ① 駐車場以外からの収入：51 百万円(平成 12 年度以前 3 年間の売上高の平均値に基づき計算)
- ② 平成 12 年度末における運転資金：257 百万円(流動資産－流動負債)
借入金の返済年数：15 年(借入額 2,351 百万円÷年間返済額 156 百万円)
1 年当たりの運転資金取崩額：17 百万円(257 百万円÷15 年)
- ③ 費用(減価償却費を含む)：229 百万円(平成 12 年度以前 3 年間の営業費の平均値)
- ④ 実効税率：41%
- ⑤ 借入金返済額と費用支出額：302 百万円(156 百万円+146 百万円)

駐車場収入を A とし、資金収支均衡のため成立すべき算式は次の通り。

$$A + 51 + 17 = \{(A + 51 - 229) \times 0.41\} + 302$$
$$A = 272$$

よって資金収支均衡のための駐車場収入は年間 272 百万円と計算ができます。

駐車場最大利用の場合の収入：285 百万円(上の(注 1)より)

よって、資金収支均衡のためには駐車場の最大可能利用に対して 95%の稼働が必要になります。(272÷285=95%)

ウ. 駐車場設備の資産価値

駐車場設備は貸借対照表上では建物と表示され、平成 12 年度末における帳簿価格は 3,434 百万円(注 1)となっています。建物の評価として、既述のような固定資産税評価額以外にも様々な方法がありますが、一般的なものとして、建物の使用による収益から生み出されるキャッシュフローに基づく収益還元法による評価方法があります。この試算によると駐車場設備の評価額は 2,238 百万円(割引率 2.44%の場合)となります(注 2)。割引率を 3%として計算すると資産価値は 2,037 百万円となり、また、割引率を 1%として計算すると資産価値は 2,914 百万円となります。いずれによっても、平成 12 年度末の帳簿価額よりかなり下回った評価額と試算されます。

(注) 1 建物を含む有形固定資産は平成9年3月期に共同駐車場整備促進事業補助金(753百万円)対応分が圧縮記帳され直接減額されています。

建物の当初取得価額は4,438百万円であり、圧縮額(734百万円)減額後は3,704百万円(平成9年3月31日現在)となっていました。

また、平成12年度末の中小企業高度化資金借入に対する担保提供金額は、3,397百万円です。

2 収益還元法とは土地等の不動産の評価を行うための一つの手法であり、その不動産を利用できる期間にわたって、その不動産から得ることのできる利益等による資金収入について現在価値で割り引いた金額を合計して不動産の評価額を算出する方法です。当該駐車場設備に収益還元法を適用する場合の計算式は次の通りです。

(計算式)

税引後利益：営業利益8百万円×(1-0.41)=4百万円

資金収入額：4百万円+減価償却費83百万円=87百万円

駐車場設備の資産価値：87百万円×25.73=2,238百万円

(前提条件)

- ① 営業利益8百万円(平成12年度以前3年間の営業利益の平均値)
- ② 建物に係る減価償却費83百万円
- ③ 耐用年数45年(残存年数41年)
- ④ 割引率2.44%(20年国債応募者利回り：平成13年9月から遡る過去5年間平均)
- ⑤ 実効税率41%
- ⑥ 利率2.44%、期間を41年とした場合の年金現価率25.73

エ. 四日市市の出資に対する対応

四日市市の出資の目的は中心市街地活性化に資することと考えられますが、上述の通り、現状を前提とした予想では、ディア四日市は近い将来資金不足が生じ、会社運営に支障をきたす事態が考えられます。「四日市市との人的関係」にて述べたように四日市市はディア四日市の三重県からの借入に際し「本市としては、当事業の以上のような重要性に鑑み、高度化資金償還及び会社運営に支障をきたさないよう指導、監督に努めることを確約いたします。」という記載のある「株式会社ディア四日市への高度化資金融資について」という文書を三重県に提出しています。会社運営に支障をきたす事態となった場合、四日市市は中小企業総合事業団と並ぶディア四日市の大株主であり、また、取締役も派遣していることから、道義的にも相応の負担を負うことが予想されます。この場合、財政的な援助(資金拠出等)を行うことになるとは思われますが、どのような形態(出資、貸付、補

助金等) が想定されるのか、あるいはその他にどのように対応していくのかについて、事前に検討しておく必要があると思います。【意見】

ディア四日市 以上

5 財団法人四日市国際交流協会

5 財団法人四日市国際交流協会

(1) 出資法人の概要

ア. 設立の経緯及び目的

財団法人四日市国際交流協会（以下「国際交流協会」という）は、平成3年6月、四日市市からの全額出捐により基本金100,000千円で設立されました。昭和62年3月旧自治省より「地方公共団体における国際交流のあり方に関する指針」が出された前後から、日本の多くの地方公共団体が「国際交流」を行政の新しい守備範囲と考え、姉妹都市提携その他の国際交流事業を推進してきています。四日市市もその流れのなかで、1963年にロングビーチ市と、1980年には天津市と友好姉妹都市提携を行い（その間1968年にシドニー港と姉妹港提携を行っている）、1987年には国際交流課を設置してきました。国際交流協会の設立趣意書では、「世界に開かれ、貢献する都市『四日市』をめざし、国際交流の原点である『市民と市民の交流』を推進するため、財団法人四日市国際交流協会の設立を申請する」とあります。また、財団法人という形態による運営の狙いとして、

- ① 専門的知識と豊富な経験を有する人材の確保と多様化するニーズに対応
- ② 制限のある官制の事業でない立場での活動と範囲の大幅な拡大
- ③ 運営基盤を強固かつ広げ、市民レベルの参加を得る

とされてきました。寄附行為による国際交流協会の目的は、これらの設立趣意や狙いよりやや抽象的に、次のように書かれています。

＜四日市の歴史・文化・産業その他の特性を活かした国際交流事業を行うことにより、市民の国際意識の高揚と諸外国との相互理解と友好親善を深め、もって普遍的な国際平和に寄与することを目的とする。＞

イ. 事業内容

国際交流協会の寄附行為によると目的達成のため、次の事業を行うとしています。

- (ア) 国際交流を促進する事業の計画及び実施
- (イ) 国際交流を促進する人物交流事業
- (ウ) 国際交流に関する受託事業
- (エ) 国際交流活動に対する助成
- (オ) 交際交流団体への援助及び協力
- (カ) 国際交流に関する調査及び研究
- (キ) その他上の目的を達成するために必要な事業

上記(ア)～(キ)の事業の記載は抽象的ですので、実際に行われている事業として予算との関係で見ると、次のようにまとめられます。

表 5-1 国際交流協会の事業内容とその規模 (単位：千円)

寄附行為の事業	平成 13 年度予算 国際交流事業	平成 13 年度 予算額
(ア) 国際交流を促進する事業の 計画及び実施	外国人との交流活動費 クリスマスパーティ等 国際理解講座関係費 語学講座等	645 1,097
(イ) 国際交流を促進する人物交流 事業	中学生ロングビーチ体験事業	1,000
(ウ) 国際交流活動に関する 受託事業	第 18 回四日市市交換学生・教師受入 事業受託(四日市市からの受託)	1,070
(エ) 国際交流活動に対する 助成	ボランティア活動費 ポルトガル語研修費等	981
(オ) 国際交流団体への援助及び 協力	国際交流支援事業費 民間ボランティア団体への支援	200
(カ) 国際交流に関する調査及び 研究	調査研究費	102
(キ) その他上の目的を達成するた めに必要な事業	外国人生活支援事業費 生活学習ツアー等 パンフレット等作成費 海外紹介・啓発普及費 機関紙サルビア印刷代等	322 500

これによると、ほぼ寄附行為所定の事業を満遍なく実施しています。上の「表 5-1」のうち、外国人生活支援事業は寄附行為には明文化されていません。しかし、平成 13 年度の国際交流協会方針 2 では「外国人への生活情報提供の強化」(当初予算説明資料より)が掲げられています。重点方針の割に予算配分額は相対的に少ない状況です。四日市市の外国人はブラジル人を筆頭に 6,576 人の外国人登録(「表 5-2」参照)があり、この数は、平成 3 年(10 年前)の倍近くになっています。従って、今後も、外国人生活支援や相談の需要は多くなると考えられますので、四日市市の国際課との役割分担を考慮し推進されたいと思います。【意見】

表 5-2 四日市市及び近隣市の外国人登録人口 (平成 13 年 3 月 31 日現在)

四日市市	鈴鹿市	桑名市
6,576 人	6,316 人	2,051 人

ウ. 事業の状況

国際交流事業は設立趣意書にもあるように、「市民と市民の交流」の推進のための基盤作りです。本来は地域住民や企業といった民間部門が担い手たるべきところ、当面その地域の総合経営主体である地方公共団体が先導的役割を果たすことが必要とされ、行政の施策となっているわけです。この意味で行政は一定の基盤作りができたなら、徐々に手を引き第3セクターや基金、更には、NPO等の民間団体や民間企業等へ移行していくことになると思われます。従って、国際交流協会は過渡的に多様な役割が期待されますが、基本は地域アイデンティティの確立と主として行政と民間との橋渡しの役割（総合調整）であると思います。この観点から過去3年間の国際交流協会の活動状況を決算数字として見ていくと次のようになっていました。

表5-3 過去3年間の事業費等の内容 (単位：千円)

活動内容	平成10年度	平成11年度	平成12年度
外国人との交流活動	1,203	1,188	1,318
国際理解講座関係費	1,983	1,683	2,170
国際交流支援事業費	25	7	-
海外紹介啓発普及費	1,208	1,150	1,193
ボランティア活動費	338	1,161	1,037
外国語パンフレット作成費	322	1,323	436
CTY設置費（注）	39	28	37
外国人相談事業費	16	301	12
調査研究費	104	65	54
ホームページによる外国人向 生活案内情報提供事業費	2,820	-	-
交換学生教師派遣事業費	-	-	514
受託事業費	5,451	1,128	
合計	13,514	8,038	6,775

(注) 国際交流に関する各種の情報収集等を行うため、四日市ケーブルテレビ (CTY) を設置したものです。

この中で事業費として一番多額に支出されているのは、国際理解講座関係費のうち語学講座（英語、中国語、ポルトガル語、スペイン語）に係る費用です（平成13年度予算で1,097千円）。一方、これについては自主事業として受講料を徴収（平成13年度予算1,955千円）しているので事業として収支には問題ないと思いますが、応募者が多いなど人気がある点から、国際交流協会のいわば看板事業となっている趣があります。語学講座自体は民間企業では収益事業として行っているものであり、その点との区分が明確でないと思います。国際課によると、「国際交流協会が行っている語学講座は、国際理解講座の一環として行っており、民間の語学学校が行っているような、語学習得を目的としたものではなく、各国の風俗、習慣などを理解してもらい国

際交流に結びつけようと期待し、行っているものである。但し、本講座を完全に無料化することは、民業の圧迫との批判を受けかねないので慎重に対応する必要があると考えている」との回答でした。この回答によると、①民間の語学講座のような収益事業ではなく、財団法人の目的に沿った公益事業であること、しかし、②公益事業であるが民間と競合するので、有料であること、が述べられています。常識的には民間の語学講座と変わらないと思われ、収益事業と考えられます。また、上で述べた国際交流協会の地域アイデンティティの確立と総合調整という役割からすると疑問があります。むしろ、語学講座の事業活動規模を拡大して積極的に収益事業として推進していくことも、本来の活動のための財源調達的手段として位置付けるのであればありえるのではないかと、また、民業圧迫でなく民間との共鳴・相乗効果が働く、とも考えられます。語学講座の今後のあり方を検討して下さい。【意見】

旧自治省の「地方公共団体における国際交流の在り方に関する指針」によると国際交流施策として、次のような項目が挙げられています。

- ① 姉妹・友好団体との交流
- ② 住民の国際感覚、国際認識の醸成
- ③ 国際教育の推進
- ④ 教育交流の推進
- ⑤ 文化・学術交流の推進
- ⑥ 青少年交流の推進
- ⑦ スポーツ交流の推進
- ⑧ 国際交流事業の開催、誘致など
- ⑨ 国際機関を通じた地方公共団体間交流の推進
- ⑩ 国際協力の推進
- ⑪ 住民ボランティアの育成
- ⑫ 民間国際交流団体・企業への支援・協力
- ⑬ 地域産業基盤の整備
- ⑭ 国際地域経済交流、地域産業の国際化の推進
- ⑮ 国際観光の推進
- ⑯ 外国人にとって暮らしやすい地域づくり
- ⑰ 国際化に対応したサービス・システムの整備
- ⑱ 帰国子女教育体制の整備

これらの中には四日市市の実情や国際交流協会の事業として適切でないものもありますが、今後の事業展開として中期方針あるいは事業計画の参考にして下さい。また、国際交流に係るものは何でもといった総花的な方針・計画は、財政事情からも実施困難な事態も考えられるので、地域アイデンティティの実現という視点で方針を絞り込むことが必要と考えます。【意見】

「表 5-3」の事業費等の合計で見ると、毎年 7,000 千円程度の支出であり、これに毎年約 13,000 千円の人件費等の支出を加味して、支出サイドからの事業規模を

見ると毎年約 20,000 千円程度ということが出来ます。一方、収入サイドで見ると、事業規模 20,000 千円の内訳は、四日市市からの補助金約 13,000 千円、自主事業収入約 4,000 千円、会費収入預金利息約 3,000 千円となります。すなわち人件費を四日市市が負担し、人件費以外の事業費を自主事業、会費等で賄っていると見ることが出来ます。従って、四日市市の国際交流協会に対するスタンスは人件費分の補助はするが、それ以外は自ら稼ぎ（自律して）活動せよと言っているように読み取れます。事業の性格から、自ずと稼ぐこと（収入）のできる金額は限られるので、その範囲の活動しかできないということになります。四日市市の財政規模等からいくらぐらいの施策費が国際交流事業として必要かは議論の分かれるところですが、四日市市と同規模と考えられる近くの特例市の例をみると「表 5-4」の通りであり、この比較からは四日市市の国際交流活動や収支は遜色ないものであると考えます。

表 5-4 近隣の特例市との比較

春日井市	国際交流協会のような財団法人はなく、市の企画課の中で担当係を設けて、主として、姉妹都市との交流事業を行っている。
一宮市	任意団体の「一宮市国際交流協会」がある。 平成 12 年度の事業規模（収支）は 4,000 千円弱。
大津市	財団法人国際親善協会がある。市長部局の国際交流課と同じ部屋で、職員も兼務している。事業規模（収支）は 12,000 千円弱。

エ. 四日市市との財政的関係

既述のように、四日市市が基本金の全額（100,000 千円）を出捐し、年間約 13,000 千円程度の補助金を交付しています。この補助金は実質的に国際交流協会職員の人件費に相当するものと思われます。また、市の職員 4 名が出向（国際課と兼務）しています。国際交流協会の所在地は四日市市役所北館 5 階であり、事務所として 27 m²の使用許可を四日市市から得ています（無償）。5 階のその他のスペース（会議室等）の管理者は国際課です。

表 5-5 過去 3 年間の国際交流協会の収入規模と市への依存度 (単位：千円)

団体名	平成 10 年度	平成 11 年度	平成 12 年度
収入規模 (A)	31,043	21,096	20,329
四日市市よりの 受託収入 (B)	5,451	1,111	-
四日市市よりの 補助金収入 (C)	18,000	13,700	13,700
四日市市より収入依 存割合 (B+C/A) (%)	75.5	70.2	67.4

(2) 過去3年間の主要財務数値及び財務分析

「表5-6」から、収支状況をみると、平成10年度には補助金収入が自治体国際化協会から2,000千円、四日市市から18,000千円ありましたが、平成11年度から自治体国際化協会補助金はカットになり、四日市市からの補助金も13,700千円に減額となりました。補助金の減額により収入は減少していますが、その相当額に見合う管理費を抑え、収支をバランスさせています。事業収入が年々増加傾向にあるのは評価できますが、賛助会員制度による会費収入は減額傾向にあります。平成12年度、平成13年度の予算書によると、いずれも法人110口、個人140口とあり、予算上口数の増加を予定していませんでした（予算額としては法人1口1万円、個人1口3千円で合計1,520千円を見込んでいる）。今後、国際交流協会の趣旨に賛同する個人、団体の賛助会員を募るためのアピールを今まで以上にされ、賛助会員の獲得・増加に努められたいと思います。【意見】

表5-6 要約収支計算書経年比較

(単位：千円)

科目／年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度
収入の部			
基本財産利息収入	1,363	1,205	1,171
会費収入	1,866	1,803	1,576
補助金収入	20,000	13,700	13,700
事業収入	2,331	3,247	3,864
雑収入	30	28	18
受託事業収入	5,451	1,111	-
当期収入合計	31,043	21,096	20,329
前期繰越収支差額	602	692	775
収入合計	31,645	21,788	21,105
支出の部			
事務局費	17,176	12,802	12,868
会議費	262	172	199
事業費	8,062	6,909	6,775
受託事業費	5,451	1,128	-
特定預金支出	-	-	585
前期損益修正支出	-	-	131
当期支出合計	30,953	21,012	20,560
当期収支差額	89	83	△ 230
次期繰越収支差額	692	775	545

(注) 消費税の会計処理は税込です。

「表 5-7」の通り、国際交流協会の総資産のうち約 98%は基本財産です。平成 12 年度に基本財産が 585 千円増加したのは、退職給与引当預金と減価償却引当預金を積立てたことによります。

表 5-7 要約貸借対照表経年比較 (単位：千円)

科目／年度	平成 10 年度	平成 11 年度	平成 12 年度
流動資産	844	925	671
基本財産	100,000	100,000	100,585
その他固定資産	1,300	1,370	1,293
資産合計	102,144	102,296	102,550
流動負債	151	149	125
正味財産	101,992	102,146	102,425
(うち基本金)	100,000	100,000	100,000
負債及び正味財産合計	102,144	102,296	102,550

(注) 消費税の会計処理は税込です。

以上、収支及び財産の状況に関する会計処理は、この報告書の注意及び指摘として記載した事項を除き適切に行われていました。

(3) 出納その他の事務の執行に係る指摘事項等

ア. 現金預金管理

国際交流協会では、平成 13 年度より会計帳簿の作成を手書からコンピューターシステムに変更する予定のところ、移行中のため、外部監査人の現場調査日現在(8月29日)システム上現金残高が把握されていませんでした。また、手書の現金出納簿上でも、入出金は記入されていましたが残高の記帳がなく、現金有高との照合が行われていませんでした。比較的少額であるとはいえ事故等の虞もありますので、毎日現金実査を行い、現金の実際残高と帳簿残高の一致を確かめておくようにして下さい。【注意】

イ. 予算管理

国際交流協会では予算について実績との差異分析を行っていますが、その分析項目が予算書ベースの細目で行われていません。予算細目ベースでの予算実績分析を行うことが望まれます。【指摘】

ウ. 備品管理

備品管理に関して経理規程上は 10 万円以上を固定資産としていますが、実際の業務上は 5 万円以上を備品として帳簿に計上しています。実際の運用上にて基準

としている 5 万円基準のほうが国際交流協会の規模から考えて妥当と思われます。

エ. 講座受講料収入の処理

語学講座の応募者が多い(英語の場合)ため、抽選で受講者を決定していますが、当選者のキャンセルによる欠員等を防止するため、語学講座申込時に応募者から受講料を預かっています。この預り現金自体は適切に管理されていましたが、帳簿上預り金としての記帳がありませんでした。法人としての預り金ですから記帳することを検討して下さい。【注意】

オ. 基本財産

基本財産の現在の内訳は定期預金 70,000 千円、国債 30,000 千円です。当初は、基本財産 100,000 千円の運用収益で国際交流協会の運営費を賄うという構想でした。しかし、低金利時代になり、運用収益も少額となり、当初予定していた効果が期待できなくなっています。基本財産の 1 億円は多額で、地方自治法第 238 条の 2 にいう「公有財産の効率的な運用を図る」という趣旨を援用すると国際交流協会も、何らかの効率的な運用に努める必要があります。また、金融機関のペイオフ制度の導入も予定されていますので適切な対応を検討して下さい。【意見】

カ. 嘱託職員の経験加算

四日市市の条例上、市の嘱託職員の経験年数加算は明文化されておらず、四日市市の人事課の「嘱託職員の就業に関する要綱」第 21 条 3 項において「常勤嘱託職員には、その経験年数等に応じて、第 1 項に定める給料等に、別に定める額を加算することができる。」として給料に一定額を加算しております。国際交流協会は常勤嘱託職員に四日市市のこの要綱に準拠して、経験年数加算を行い、当該手当を支給しています。また、取扱として、当該手当分は基本給の中に折り込まれ、期末手当、勤勉手当、時間外手当の計算の基準となるが、退職金別金の計算基準には含めないとのことでした。国際交流協会の「嘱託職員及び臨時職員就業規程」には当該経験加算の支給についての規定がありません。計算の根拠については明文化して下さい。【指摘】

キ. 給与支給時の会計処理

給与の支給事務として、支給日に金融機関から現金引出をし、給料袋に詰めた上で、各職員に手渡しています。帳簿記帳は、普通預金勘定から給料勘定へ支払いがあった形となっています。休日等の関係で、現金引出日と支給日が異なる場合、実態と記帳処理が日付の上でも、相違することになるため、事実に従った記帳に改めるようにして下さい。【注意】

ク. 退職給与引当金の未計上

国際交流協会のプロパーの職員は嘱託職員の 3 名で、規定上退職餞別金制度があり、勤続 1 年経過で支給要件に該当致します。決算時には要支給額の退職給与引当金計上は、少額のためか行われておりません。平成 13 年 3 月末では 2 名が該当し、引当必要額は 100,892 円でした。退職給与引当金の計上を検討して下さい。

【意見】

国際交流協会 以上

6 財団法人三重北勢地域地場産業振興センター

6 財団法人三重北勢地域地場産業振興センター

(1) 出資法人の概要

ア. 設立の経緯及び目的

財団法人三重北勢地域地場産業振興センター(以下「地場産業振興センター」という)は、昭和60年10月に、三重県、3市(四日市市、鈴鹿市、亀山市)、9町(北勢町、大安町、東員町、藤原町、菰野町、楠町、朝日町、川越町、関町)、各市町の12の商工団体及び37の業界団体により設立され、その後平成5年4月までに、桑名市、多度町、長島町、木曾崎町、東員町、各市町の5の商工団体及び3の業界団体が参加しました(平成11年に業界団体1団体が参加し、平成12年度現在、団体数は76団体です)。即ち、北勢地区の行政と地場の産業界がほとんど参加していますが、その基本財産の拠出割合は概ね、三重県1/3、四日市市1/3、その他1/3となっており、北勢地域の経済の中心として四日市市の負担額が多い形となっています。昭和56年度からスタートした国の地場産業総合振興対策に基づき、地場産業の振興と活性化を目的しているとされています。寄附行為ではその事業目的を次のように述べています。地場産業の健全な育成を図るため必要な事業を行い、もって地域経済の基盤強化と地域住民福祉の増進に寄与すること。

イ. 事業内容

地場産業振興センターの寄附行為は、上記の目的を達成するため、以下の事業を行うとしています。「表6-1」は、これを地場産業振興センターが現在行っている事業と対比させたものです。

表 6-1 地場産業振興センターの事業内容

(単位：千円)

寄附行為記載の事業	現在行っている事業	事業規模
① 地場産業振興センターの設置及び管理運営に関する事業	貸館事業	105,752
② 新製品又は新技術の開発研究及び試作に関する事業	—	—
③ デザイン又はシステム開発に関する事業	—	—
④ 教育研修及び実習に関する事業	人材養成事業	5,192
⑤ 情報の収集及び提供に関する事業	情報収集・提供事業	810
⑥ 展示会、見本市等の開催並びに消費者への製品普及に関する事業	需要開拓事業	64,940
⑦ 経営相談及び情報交流に関する事業	相談指導事業	29
⑧ その他この法人の目的を達成するために必要な事業	地域産業育成支援事業	37,342

(注) 事業規模は、平成 12 年度の一般会計の管理費と減価償却額・退職給与引当金繰入額を一定の配賦基準によって各事業毎に外部監査人が集計した試算によっています。また、地域産業育成支援事業は、地域産業育成支援事業特別会計の平成 12 年度の事業費です。平成 2 年度からの特別会計の事業費の合計は 521,309 千円となっています。

「表 6-1」の費用面から見た事業規模では、事業内容の大半は、じばさん三重ビルの貸室業（不動産事業-貸館事業）と 1 階・2 階での地場製品の PR・即売（需要開拓事業）と言ってよいと思います。

なお、具体的な各事業の内容は次の参考の通りです。

(参考)

(ア) 需要開拓事業

地場製品の PR と即売場の売上アップを図ることを目的として、地場産業振興センター内で「じばさん市」を適時開催、及び郊外でフリーマーケット等への参加を行っています。また、他地域の地場産業振興センターとの交流を図り、地場製品の PR・販路拡大に努めています。

(イ) 人材養成事業

従業員を対象にしたビジネスセミナーの開催により人材養成に努めています。また、小学生を対象にして地場産業の歴史や現状について理解を深める目的から万古焼や伊勢形紙の伝統工芸士による実演や体験学習を行っています。

(ウ) 情報収集・提供事業

各種専門図書の充実・月刊誌・新聞などからの情報収集を行っています。また、当センターの事業計画・催し物案内や地場産業界の紹介、地場製品に関する情報などを掲載した広報誌「じばさんニュース」を年 2 回発行し、情報提供に努めています。

(エ) 相談指導事業

各団体との連携により専門相談員の派遣を受けて、経営・金融・法律・労務・不動産・貿易・発明などに関する相談指導業務を実施しています。

(オ) 地域産業育成支援事業

i) 新商品開拓能力育成支援事業

タイル・建材の研究開発、異素材との複合化による研究開発、強化半磁器の研究開発、編網加工工程の CIM 化に関する研究開発、茶の多用途素材の研究開発により新たな新商品の開発に努めています。

ii) 需要開拓事業

見本市・物産展への出展、地場産業総合カタログの作成を行い、地場製品の PR に努めています。

iii) 人材育成事業

当センターの構成団体の業界・組合独自の課題を取り上げて研修を実施しています。また、地場産業・中小企業の経営者や実務家が定期的に集まり、事業に関わる問題の解決・新たな事業展開の発見に取り組むため、意見交換する場として異業種交流会を開催しています。

iv) 情報調査事業

特許情報機構の PATOLIS 等のデータベースからの情報提供、インターネットによる情報提供を行い、広く一般に地場製品等に関する情報を提供しています。

(カ) 貸館事業

地場産業振興センターの建物は財団法人の所有であることから、センター内の会議室・展示場・ホールなどを貸館しています。

ウ. 四日市市との関係

既述のように、四日市市は「表 6-2」にあるように基本財産 22,000 千円の内 31.9% の 7,000 千円を出捐しています。この他に地場産業振興センターに対し、損失補償として、中小企業高度化資金借入に見合う 1,316,200 千円(極度額限度内で 2 年間)の債務負担行為を行っています(平成 13 年度予算)。また、その他経済的支援として固定資産税の減免(標準税率で推定すると 12,000 千円程度)や補助金(平成 12 年度 四日市市より 146,870 千円、この他に三重県より 6,000 千円あり)の支給を行っています。

表 6-2 地場産業振興センターの出捐者と出捐金額（平成 13 年 3 月 31 日現在）

出捐者名	出捐金額（千円）	出捐比率（%）
四日市市	7,000	31.9
三重県	7,000	31.9
四日市商工会議所	1,610	7.3
萬古陶磁器工業協同組合	760	3.4
萬古陶磁器卸商業協同組合	430	1.9
その他 71 団体	5,200	23.6
計	22,000	100.0

表 6-3 地場産業振興センターの収入規模と市への依存度（単位：千円）

項目／年度	平成 10 年度	平成 11 年度	平成 12 年度
収入規模	363,320	357,518	1,251,787
(A)	(222,823)	(219,571)	(223,508)
四日市市よりの 受託収入 (B)	該当なし	該当なし	該当なし
四日市市よりの 補助金収入 (C)	149,777	148,082	146,870
四日市市より収入 依存割合 (B+C/A) (%)	41.2 (67.2)	41.4 (67.4)	11.7 (65.7)

地場産業振興センターは従来、一般会計と地域産業育成支援事業という特別会計がりましたが、平成 12 年度をもって特別会計は終了することになったため、精算のために特定預金の取崩しや短期借入収入があり、平成 12 年度は収入規模が大きくなっています。四日市市からの補助金収入は特別会計ではなく一般会計で扱われているため、一般会計のみの数字でみると（ ）書きの通りです。

一般会計でみると、四日市からの受託業務はないものの、収入のうち四日市市からの補助金に依存する割合は毎年度 60%以上であり、補助金に大きく依存していることが分かります。補助金の主な用途は、中小企業高度化資金の返済原資に充てられています。

また、平成 12 年度末の地場産業振興センターの職員の状況は以下の通りです。

正職員 7 名（内、事務局長と事務局次長は四日市市より出向）
 臨時職員 1 名
 パート職員 6 名

正職員 7 名の内、四日市市からの出向 2 名を除く 5 名は、地場産業振興センターの職員（プロパー職員）です。この四日市市からの出向 2 名については四日市市が人件費を負担しており、地場産業振興センターの決算書の管理費の中の人件費には計上されていません。

(2) 過去3年間の主要財務数値及び財務分析

過去3年間の収支計算の状況は「表6-4」と「表6-5」の要約収支計算書のようになっていました。「表6-4」の一般会計の推移から、収入はほぼ横ばいです。収入のうち補助金収入が、借入金の返済原資として約1億円、残り約5千万円が事業費等の運営補助として充てられていることが分かります。

表6-4 一般会計の過去3年間の要約収支計算書 (単位：千円)

科目／年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度
基本財産運用収入	77	55	33
基本財産受入収入	—	30	—
補助金収入	155,017	154,082	152,870
施設使用料収入	52,150	49,046	52,008
受講料収入	456	552	759
委託業務収入	4,583	4,274	4,812
手数料収入	7,837	8,260	9,138
販売収入	—	2,466	3,230
雑収入	2,701	803	660
当期収入合計	222,823	219,571	223,508
前期繰越収支差額	2,368	4,428	3,716
収入合計	225,191	223,999	227,224
事業費	18,554	18,844	19,298
管理費	99,699	99,576	100,986
固定資産取得支出	677	—	—
特定預金支出	1,000	1,030	1,000
借入金返済支出	100,832	100,832	100,832
繰入金支出	—	—	378
当期支出合計	220,763	220,283	222,495
当期収支差額	2,059	△ 711	1,012
次期繰越収支差額	4,428	3,716	4,729

(注) 消費税の会計処理は税込です。

「表6-5」は地域産業育成支援事業特別会計の収支推移です。地場産業振興センターは、平成2年度から10年期限の国の施策として、新商品・新技術の開発、需要や販路の開拓、教育・研修などの事業を行ってきましたが、この事業経理を一般会計と区分するためにこの特別会計が設けられました。この特別会計は財産(有価証券や預金)の運用益により事業を行うこととされ、当該運用財産の原資は、当初の受入基金

(178,000千円)と国からの借入金(712,000千円)によって賄われていました。平成12年度は10年間にわたる事業の最終年度にあたるため、受入基金に係る特定預金の取崩しや借入金の返済が行われています。

表6-5 特別会計の過去3年間の要約収支計算書 (単位：千円)

科目／年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度
基金運用収入	37,866	37,463	26,377
事業収入	2,516	351	524
雑収入	114	132	998
短期借入金収入	-	-	310,000
特定預金取崩収入	100,000	100,000	690,000
繰入金収入	-	-	378
当期収入合計	140,496	137,947	1,028,279
前期繰越収支差額	24,593	34,557	10,904
収入合計	165,090	172,505	1,039,183
事業費	30,031	60,619	37,342
管理費	500	981	1,841
長期借入金返済支出	100,000	100,000	512,000
短期借入金返済支出	-	-	310,000
特定預金支出	-	-	178,000
当期支出合計	130,532	161,600	1,039,183
当期収支差額	9,964	△ 23,653	△ 10,904
次期繰越収支差額	34,557	10,904	-

(注)1 特別会計は平成12年度を以って終了しています。

2 消費税の会計処理は税込です。

「表6-6」は一般会計と特別会計合算の財政状態の推移です。基金積立金及び投資有価証券は特別会計の運用資産ですので、平成12年度をもって特別会計が終了するため、すべて取崩し、借入金の返済に充てた上で有価証券に振替えています。有価証券の178百万円は受入基金に相当するものであり、平成13年度中に清算(返済)しています。正味財産は、四日市市からの補助金で事業費の一部を賄っているため、減少はしていません。一般会計の収支状況で述べたように、地場産業振興センターは、補助金なしに単独の事業収入だけでは、正味財産を維持することは困難な状況です。

平成12年度末(平成13年3月31日)現在、地場産業振興センターの借入金残高は206,540千円であり、平成15年度中に完済予定となっています。平成12年度まで、毎年度1億円強の返済を行ってきましたが、当該返済に見合う資金は四日市市から補助金として受け取っています。つまり、地場産業振興センターの借入金の返済を実質的に四日市市が行っているといえます。地場産業振興センターは、その名称が示すよ

うに三重県北勢地域の多くの自治体や団体により設立され、広く北勢地域振興の目的で、事業活動を行っています。従って、受益は四日市市だけでなく、北勢地域の市町村や関係団体なども当然享受しています。しかし、負担の割合は四日市市の補助金支出(平成12年度146,870千円)でみるように、アンバランス(過大負担)の状態です。とりわけ、長期借入金の返済資金の100%を実質的に負担していることは、じばさん三重ビルは、実質的に四日市市の資金で建設したともいえると思います。

以上、収支及び財産の状況に関する会計処理は、この報告書の注意及び指摘として記載した事項を除き適切に行われていました。

表6-6 過去3年間の要約貸借対照表(一般会計・特別会計合算) (単位:千円)

科目/年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度
1. 流動資産	47,606	26,907	193,824
現金及び預金	11,129	15,124	15,059
有価証券	24,006	1,068	178,000
その他流動資産	12,471	10,714	765
2. 固定資産	2,451,624	2,302,828	1,564,031
基本財産積立預金	21,970	22,000	22,000
基金積立金	300,000	200,000	-
土地	441,658	441,658	441,658
建物	1,168,411	1,121,288	1,074,188
その他有形固定資産	27,145	24,442	21,745
無形固定資産	438	438	438
投資有価証券	490,000	490,000	-
その他固定資産	2,000	3,000	4,000
資産合計	2,499,231	2,329,735	1,757,855
1. 流動負債	8,621	12,286	11,095
2. 固定負債	1,041,332	842,543	231,979
長期借入金	1,020,204	819,372	206,540
退職給与引当金	16,128	18,171	20,439
その他固定負債	5,000	5,000	5,000
3. 正味財産	1,449,277	1,474,905	1,514,781
(うち基本財産)	21,970	22,000	22,000
(うち受入基金)	178,000	178,000	178,000
負債及び正味財産合計	2,499,231	2,329,735	1,757,855

(注) 1 受入基金は地域産業育成事業特別会計に係るものです。

2 消費税の会計処理は税込です。

(3) 出納その他の事務の執行に係る指摘事項等

ア. 事業別損益分析

地場産業振興センターの決算は財団法人のため公益法人会計基準に基づき収支計算書を作成しています。減価償却は行っていますが、これは正味財産の変動として表されるため、民間企業並の損益が分かりにくくなっています。そこで、収入・支出から収益・費用に置き換えることによって損益を試算すると次「表 6-7」のようになります。

表 6-7 過去 3 年間の発生主義に基づく損益試算 (単位：千円)

科目／年度	平成 10 年度	平成 11 年度	平成 12 年度
1. 収 益	67,729	65,404	70,605
2. 費 用	182,972	179,412	176,983
事業費等	121,755	122,098	122,553
減価償却費	49,859	49,826	49,796
支払利息	11,358	7,488	4,634
3. 損 益	△ 115,243	△114,008	△106,378

(注) 損益試算とは、ここでは、各年度の費用として減価償却費を付加したことをいいます。また、支払利息は、三重県からの高度化資金の借入金(無利息)が有利子負債であった場合の仮定です。機会費用の考え方を援用しました。

支払利息額は、下記の長期プライムレートに各年度の借入金の平均残高(期首と期末の借入金残高の平均)を乗じて試算しています。

平成 10 年度末 2.6% 平均残高 436,880 千円

平成 11 年度末 2.2% 平均残高 340,398 千円

平成 12 年度末 1.9% 平均残高 243,914 千円

「表 6-7」の試算によると民間事業会社であれば、毎年度、約 1 億円の赤字(損失)が計上されている状態です。仮に収益が 2 倍になったとしても利益を計上することはできない状態です。また、既述のように四日市市が実質的に借入金の返済を行っているため、機会費用としての支払利息額は、四日市市が仮に補助金支給を行わず、他の用途に用いていたら得られたであろう収益(機会収益)とすることができます。

さらに、この減価償却と支払利息を配賦した損益試算を、主な 3 事業について取り出してみると以下のようにになりました。

表 6-8 過去 3 年間の貸館事業の損益 (単位：千円)

科目／年度	平成 10 年度	平成 11 年度	平成 12 年度
1. 収 益	59,435	54,124	57,476
2. 費 用	110,062	107,803	105,908
事業費等	68,055	68,152	68,018
減価償却費	35,174	35,150	35,116
支払利息	6,832	4,499	2,773
3. 損 益	△50,626	△ 53,679	△48,431

表 6-9 過去 3 年間の需要開拓事業の損益 (単位：千円)

科目／年度	平成 10 年度	平成 11 年度	平成 12 年度
1. 収 益	7,837	10,727	12,369
2. 費 用	65,357	64,161	65,035
事業費等	46,834	47,026	48,833
減価償却費	14,465	14,456	14,499
支払利息	4,057	2,678	1,702
3. 損 益	△ 57,520	△ 53,433	△52,665

表 6-10 過去 3 年間の人材育成事業の損益 (単位：千円)

科目／年度	平成 10 年度	平成 11 年度	平成 12 年度
1. 収 益	456	552	759
2. 費 用	6,287	6,200	5,200
事業費等	5,714	5,759	4,908
減価償却費	182	182	155
支払利息	390	258	136
3. 損 益	△5,831	△ 5,648	△4,440

(注) 事業別損益計算の前提

- ① 地場産業振興センターの事業の種類としては「貸館事業」「需要開拓事業」「人材育成事業」「情報収集事業」「相談事業」に分類されますが、ここでは貸館事業、需要開拓事業、人材育成事業の 3 主要事業を取り上げます。(「情報収集事業」及び「相談事業」は金額に重要性が低いため記載を省略しています。)
- ② 事業費及び各事業に直接要したことが明らかな管理費は直課しています。
- ③ 水道光熱費、委託料及び減価償却費は各事業で使用している施設の面積比で按分しています。その他の管理費及び支払利息は、②にて各事業に配賦された費用総額の比で按分しています。

貸館事業の収益は他の事業と比較すると多額ですが、施設の管理の委託費や減価償却費も多額のため、毎年度約 5 千万円程の赤字になっています。また、需要開拓事業も施設管理の委託費と減価償却費が多額であること及び地場製品の PR 活動等に要す

る事業費が毎年度1千5百万円前後かかるため、毎年5千万円以上の赤字になっています。人材育成事業はセミナーの開催や体験学習の場を提供するなど公益的な事業を行っているため、費用に見合う受講料等を設定することには限界があります。但し、地場産業の振興は北勢地域全体についてであり、四日市市だけではありません。一方費用負担については、実質的に四日市市からの補助金で賄われています。従って、受益と負担の点からは四日市市に負担が大きい状態です。

上述の事業別の損益状況から、単独で黒字（利益）を計上している事業はありません。全ての事業が黒字である必要は必ずしも求められるわけではないと考えますが、無制限の赤字が認められるわけでもありません。必要事業には予算をつけなければなりません。事後、それら施策・事務事業の効果を測定して、次年度予算策定時に優先順位をつける等の対応や、場合によっては、積上げ型予算でなく、割振りによる上限設定型予算によることも今後は検討すべきです。とりわけ、自前の土地・建物を所有している点から、自主事業である貸館事業よりの利益で、主たる事業目的として、地場産業振興の中心である需要開拓事業のコストを補うという状況が達成されることが望まれます。【意見】

また、施設の修繕・改築等が予定される場合には、四日市市が現状の負担より一層多額の援助を求められる可能性があります。このため合理的な長期修繕計画を策定して、事前に（毎年の予算要求という1年毎でなく）関係自治体・団体と検討を進めることが必要と思います。【意見】

イ. 貸館の利用状況

貸館事業について、各施設の利用状況について分析しました。

表6-11 過去3年間のじばさん三重ビル全体の貸館利用状況（利用率）

項目／年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度
日数ベース	64.7%	62.6%	61.6%
単位ベース	48.5%	47.3%	43.2%

(注)単位ベースとは一日を午前・午後・夜の3単位に分けて利用率を計算したものです。

全体で見ると、貸館の利用状況は決して良いとは言えず、特に、単位ベースを見ると貸館の利用可能単位総数の半分も利用されていません。

さらに各施設（部屋）毎に利用率を表すと次のようになります。

表 6-12 過去 3 年間のじばさん三重ビルの部屋毎の利用状況

施設名	面積 (㎡)	定員 (人)	平成 10 年度	平成 11 年度	平成 12 年度
小研修室	60	30	77.1 %	74.8 %	63.7 %
			49.6 %	48.8 %	41.9 %
情報交換室	83	30	72.1 %	61.1 %	53.7 %
			45.2 %	39.2 %	37.5 %
研修室 1	140	36	30.3 %	25.7 %	25.8 %
			17.8 %	13.1 %	13.7 %
研修室 2	53	36	88.3 %	83.6 %	84.2 %
			61.3 %	56.4 %	53.9 %
研修室 3	46	24	86.6 %	88.2 %	84.3 %
			57.1 %	57.7 %	56.4 %
開発室	60	30	29.1 %	35.4 %	29.4 %
			19.0 %	24.5 %	20.8 %
視聴覚室	183	90	66.7 %	62.9 %	65.6 %
			44.9 %	39.6 %	43.7 %
和室	103	36	36.2 %	32.1 %	30.9 %
			26.4 %	23.9 %	24.0 %
大研修室	183	90	66.1 %	70.3 %	72.5 %
			45.3 %	47.6 %	51.8 %
研修室 4	41	24	93.2 %	95.9 %	94.8 %
			65.9 %	71.2 %	68.1 %
研修室 5	59	36	87.1 %	74.6 %	77.0 %
			57.0 %	51.8 %	52.2 %
研修室 6 (注)	56	27	-	74.6 %	61.2 %
			-	51.8 %	40.6 %
ホール	344	253	55.0 %	46.6 %	52.8 %
			47.2 %	39.9 %	40.6 %
展示室	183	-	53.0 %	62.5 %	66.9 %
			45.4 %	55.0 %	60.7 %

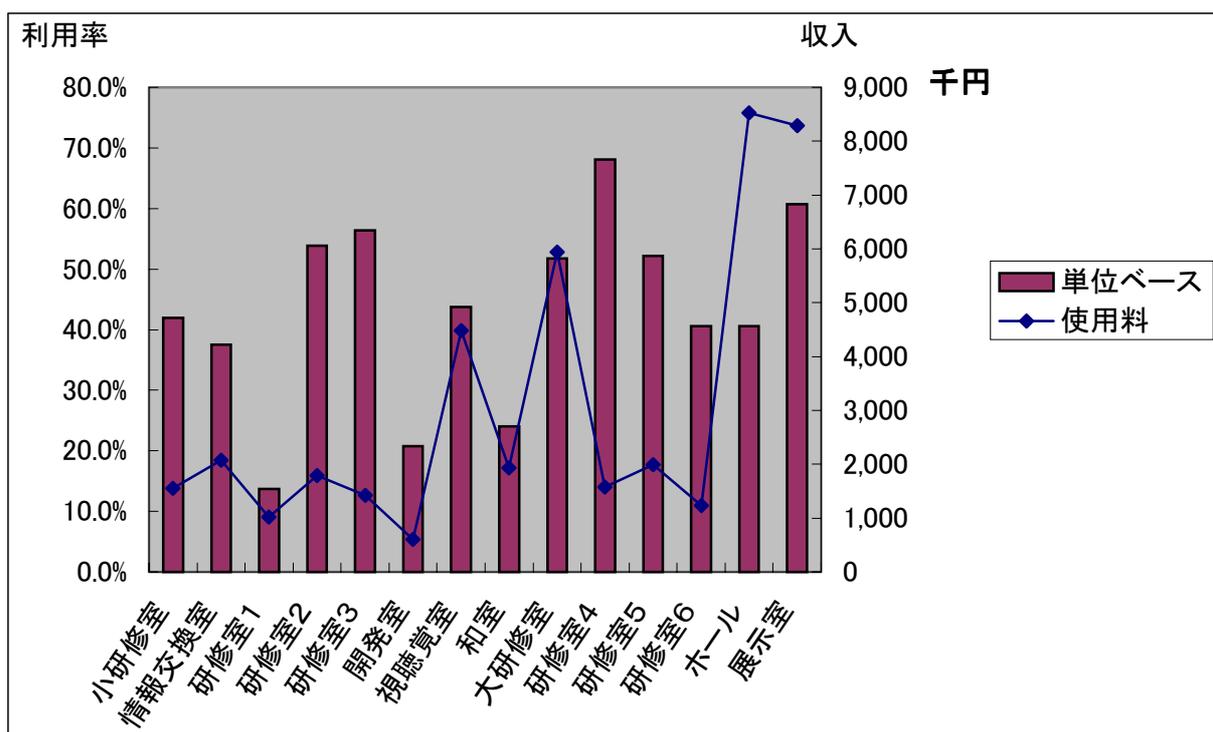
(注)1 上段は日数ベースの利用率、下段は単位ベースの利用率を示しています。

2 研修室 6 は平成 10 年度までは、構成員の組合事務所として賃貸していました。

施設ごとの利用率で見ると、小スペースの研修室は利用率が高く、逆に開発室、和室は利用率が著しく低い状況です。研修室 1 の利用率が低いのは、部屋の中に円卓が固定されている等使い勝手の点で利用者が限定されるためと思います。開発室は流し台付の机が備置されている部屋であり、用途が限定されるために利用者が限られている状況となっています。和室も開発室同様に用途が限定されており、室内も広いため使用料が高く(単価×面積)利用率は低くなっています。

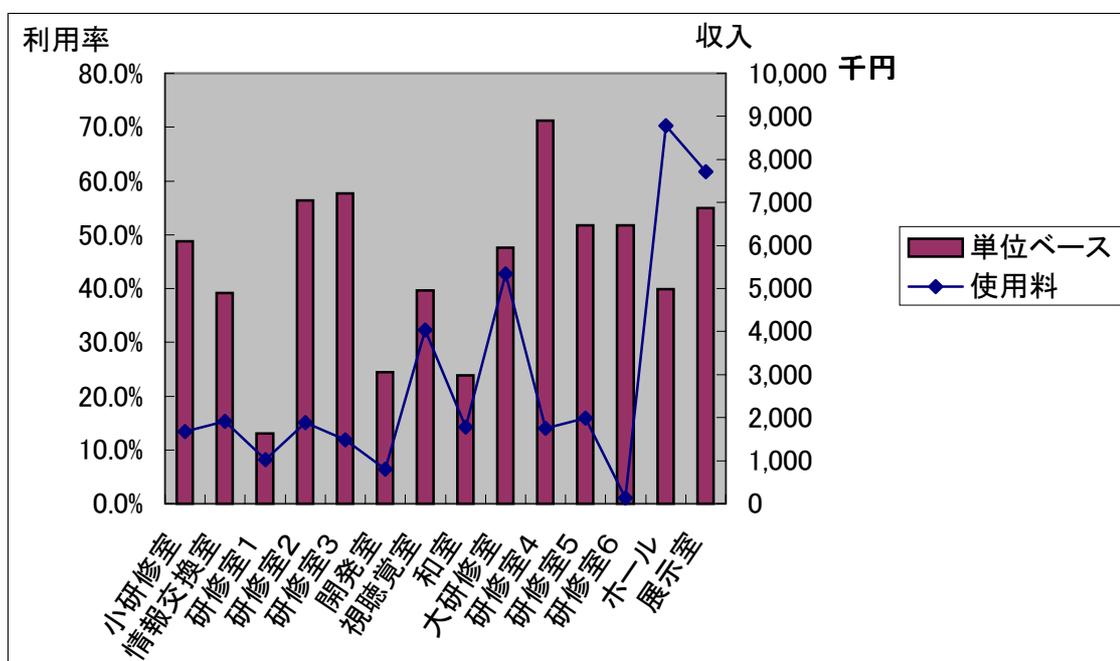
次に、各年度について上記の利用率(単位ベース)と使用料収入の関係をグラフで表すと次のようになります。

図 6-1 平成 12 年度の利用率と使用料収入の関係



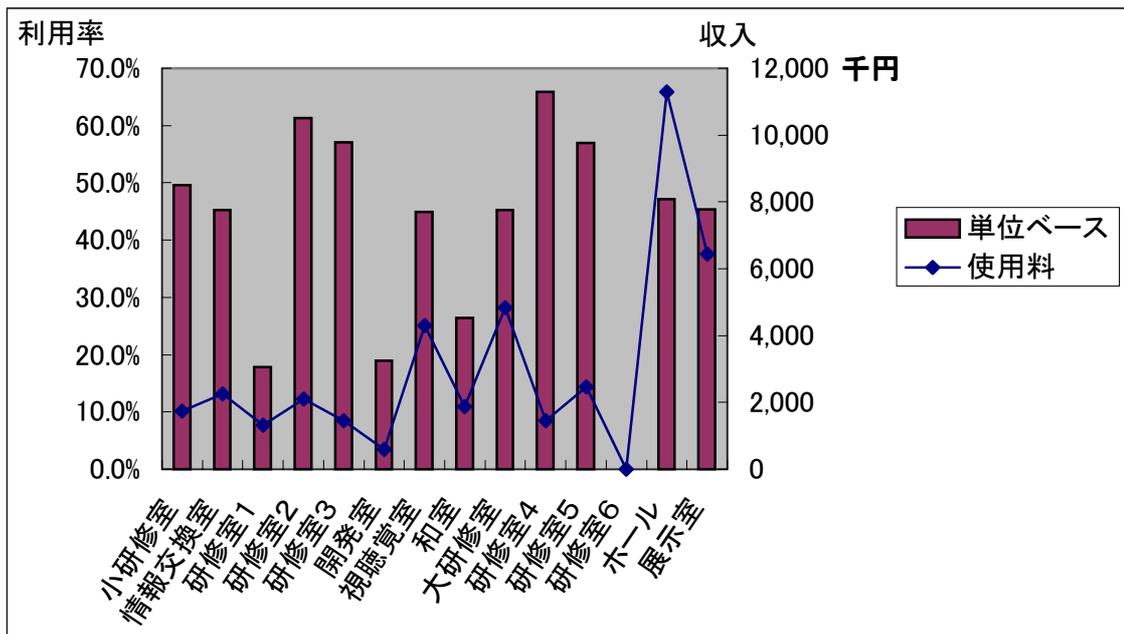
(注) 備品・コピー代、冷暖房使用料は使用料収入の計算から除いています。

図 6-2 平成 11 年度の利用率と使用料収入の関係



(注) 備品・コピー代、冷暖房使用料は使用料収入の計算から除いています。
 研修室 6 は平成 12 年 2 月から使用が開始されています。

図 6-3 平成 10 年度の利用率と使用料収入の関係



(注) 備品・コピー代、冷暖房使用料は使用料収入の計算から除いています。

各年度とも、ホールは利用率は低いものの、施設の中では一番使用料収入が高くなっています。これは、使用料は部屋の面積に応じて決められているため、面積の広いホールは使用料が高くなること及び展示会や即売会で使用する機会が多く、営利目的で使用する場合、規定により通常の2倍の料金になるためです。また、営利目的の場合で、数日間の連続貸切使用があるためです。展示室も同様の理由により使用料収入は高くなっています。一方、研修室4は利用効率からすると最も良いのですが、収入面では和室の使用料収入にも満たない状況です。このように、利用率が向上することが直ちに収益の増加に結びつくとは一概には言えません。収益性の高い施設から利用率を高める施策を講じることが得策だと思いますので検討して下さい。【意見】

なお、じばさん三重ビルには1階と地下に合せて24台分の駐車場があります。この内、20台分は貸館利用者には供するとしていますが、現実の利用実態は必ずしもそうでない場合もあるようです。貸館利用の向上に結びつける方向で駐車場供用の取扱いを明確にされたいと思います。【指摘】

ウ. その他

(ア) 給与計算記録の正確性

給与台帳から3か月分、任意に抽出した4人の職員について、給料計算記録の正確性に関して検証しました。検証の結果、金額は僅少なながら若干の計算誤りがありました。今後は計算証跡を残したり、検算を徹底する等により計算誤りを防止して下さい。

【注意】

(イ) 特別調整手当

地場産業振興センターは土日も開館しているため、職員は土日の出勤も含めたシフトを予め組んでいます。勤務シフト上、土日に出勤した場合でも通常出勤日とみなすため、時間外手当は定時（午後5時15分）以降勤務した場合のみ対象となります。逆に、カレンダー上は平日でも、勤務シフト上、休日扱いになっている日に出勤した場合には、休日出勤扱いになります。

上記の通り、土日でも出勤日の場合は休日出勤の対象にはならないのですが、規程上、通常出勤日が土日に該当する場合、別途「特別調整手当」が1日1,500円支給されることになっています(四日市市職員給与条例第56条の15の特別勤務手当と同額)。地場産業振興センターが土日も開館しているため、変形労働時間制を採用していることから、土日の出勤日を対象とする特別調整手当の支給が適切なのか検討して下さい。

【意見】

(ウ) 退職給与引当金の計上過大

地場産業振興センターの退職給与引当金の会計方針は期末自己都合要支給額の100%です。平成12年度の退職給与引当金の計算上、規定の適用誤りによる計上額過大(4,649千円)がありました。注意して下さい。【注意】

(エ) 一年以内返済予定長期借入金返済期日

平成13年3月31日現在の銀行残高証明書と決算書の借入金残高を照合したところ差異がありました。平成12年度末は休日であったため、月末返済予定日の借入金が翌月初めに引落しされたのですが、決算処理上は、当該返済分(2,400千円)を「長期借入金」から「未払金」に振替えていたためでした。一年以内返済予定長期借入金(流動負債)で表示することが適切です。【注意】

(オ) 備品管理

資産管理において、銘版を各資産に添付して個別認定が可能となるようにしていますが、その銘版が紙であるために取得後かなり時間がたった固定資産に関してはその記載内容が判読できなくなっているものもありました。これでは銘版を添付している意味がなくなってしまうため、劣化しない材質のものに変更する必要があります。【注意】

地場産業振興センター 以上

7 財団法人四日市市レジャー施設協会

7 財団法人四日市市レジャー施設協会

(1) 出資法人の概要

ア. 設立の経緯及び目的

財団法人四日市市レジャー施設協会（以下「レジャー施設協会」という）は、レクリエーション施設の整備、管理運営のため、昭和 52 年 8 月に設立許可されています。当初は、財団法人四日市サイクリング・パークの名称で、四日市市だけの出捐（5,000 千円）で設立される予定でしたが、設立許可上、基本金の増額が必要となり民間企業（三岐鉄道株式会社 6.2%、日本板硝子株式会社 4.4%など）、民間団体（大四日市商業開発協同組合 22.1%、三重県自転車軽自動車商業協同組合 3.5%など）からの寄付を募って 10,820 千円で設立されました（平成元年 4 月に四日市市より 500 千円の出捐があり、現在は 11,320 千円となっている）。従って、出資割合としては 48.6%ですが、運営上実質的に四日市市 100%出資の財団法人といえると思います。レジャー施設協会の寄付行為では、事業目的として次のように書かれています。

＜良好な環境のもとで、整備された施設において、サイクリング、ロード・ワーク等の野外活動を通じ、住民の心身の健全な発達を図り、スポーツ及びレジャーの普及・振興に資すること。＞

この目的により、昭和 53 年 7 月において、まず、伊坂ダム周辺のサイクリングコースが竣工されました。続いて、昭和 54 年 7 月においてスポーツランドのアスレチックコースが竣工されています。このように当初はサイクリングを中心にした体育・スポーツ振興団体でしたが、平成元年より遊覧船いなばの運航事業を開始し、また、平成 9 年度より遊覧船いなば 2 の運航事業を開始しています。

イ. 事業内容

レジャー施設協会が実施する事業として寄付行為には次のように記載されています。

- (ア) サイクリング等野外活動に関する指導及び普及啓もうに関する事業
- (イ) 運動能力の向上に関するロード・ワーク等の指導、奨励に関する事業
- (ウ) 四日市市の委託を受けてするスポーツ及びレジャーに関する事業
- (エ) 関連施設の整備及び管理運営に関する事業
- (オ) その他目的を達成するために必要な事業

これらをもう少し具体的に示すと、各事業の内容は次の「表 7-1」のようになります。

表 7-1 レジャー施設協会の事業の内容

事業内容	竣工	投資額(千円)	主な財源
伊坂ダムサイクルパーク ①サイクリングコース ②サイクル広場 ③その他主要施設 ・ログハウス(注1) ・レストコーナー・チ ビッコカー乗り場	昭和 53 年 平成 5 年 平成 4 年 平成 6 年	77,389 104,438 35,000 16,830	日本自転車振興会補助金 61,410 千円 年金福祉事業団借入金 92,200 千円 三重銀行借入金 45,047 千円
四日市スポーツランド ①アスレチックコース ②高岡山周辺施設及び 受託管理施設(注2) ③その他施設	昭和 54 年 昭和 59 年	91,925 226,850	日本宝くじ協会補助金 33,000 千円 年金福祉事業団借入金 102,100 千円 雇用促進事業団建設分 150,000 千円 市補助金 1,625 千円 三重銀行借入金 32,050 千円
遊覧船いなば 2	平成 9 年	375,386	三重銀行借入金 275,386 千円 発電用施設周辺地域振興 事業費補助金(三重県) 100,000 千円

(注) 1 ログハウスは四日市市が建設、所有し、レジャー施設協会が管理しています。

2 受託管理施設は雇用促進事業団(現雇用・能力開発機構)が建設、所有し、レジャー施設協会が管理しています。

ウ. 事業の状況

(ア) 伊坂ダムサイクルパーク

伊坂ダムサイクルパークの地域(伊坂貯水池及び山村貯水池周辺)は三重県企業庁の所有するものであったところ、四日市市は「市民の憩い場所として活用することに関する協定書」を結び、昭和 53 年 2 月レジャー施設協会(旧財団法人四日市サイクリング・パーク)に事業活動を行わせることとしました。すなわち、四日市市は、この伊坂・山村貯水池周辺地を一定の条件の下で無償使用許可を受けており、三重県との協定により、四日市市が設立する財団法人に使用させることとした経緯があります。従って、レジャー施設協会が行っている伊坂ダムサイクルパークの事業活動に係る四日市市への使用料は無料となっています。三重県と四日市市との協定は現時点では平成 14 年 3 月まで有効となっており、また、山村貯水池周辺については現在第 2 名神高速道路建設工事等のため、サイクルパークとしては使用していません。この意味で

伊坂ダムサイクルパークの事業運営の継続性は、レジャー施設協会の判断というより三重県や四日市市の意向によるといえます。事業継続という経営の根幹に係る点で自己責任あるいは自律的経営ということは難しく、事業自体、実質的に市営とすることができます。利用状況ですが、「表 7-2」のように利用者数は減少傾向にあります。この表に現れる利用者は自転車等の設備を有料使用した人の数で、このような有料施設利用者だけでなく貯水池周囲の散策（無料）で訪れる利用者数はかなりあると思われます。この点で「市民の憩い場所として活用」という趣旨は十分達成できているのではないかと思います。

表 7-2 伊坂ダムサイクルパークの利用者数 (単位：人)

項目／年度	平成 10 年度	平成 11 年度	平成 12 年度
サイクリングコース	17, 119	16, 543	12, 669
サイクル広場	16, 821	17, 119	13, 811
チビッコカー	11, 005	10, 257	7, 855
合 計	44, 945	43, 919	34, 335

(イ) 四日市スポーツランド

四日市スポーツランドは、上記「設立の経緯及び目的」で述べたようにアスレチックコースから開設され、スーパースライダー、ローラースケート場と事業を拡大してきました。過去 3 年間の利用状況は「表 7-3」に示す通りです。これによると利用者数は安定的傾向を示しています。但し、アスレチックコースのように、開設当初の年間 4 万人を上回る人が利用した人気のあった当時と比べると利用者が半数以下となっているものもあります。スポーツランドの用地は桜財産区内にあり、桜財産区より年間約 3, 400 千円で賃借しています。この意味で「良好な環境のもとで」スポーツ・レジャーの普及・振興に資するという目的は達成されていると思われませんが、「整備された施設」という点については、メインのアスレチック施設の老朽化など顕在化しており、修繕・整備が望まれる状況です。

表 7-3 四日市スポーツランドの利用者数 (単位：人)

項目／年度	平成 10 年	平成 11 年	平成 12 年
アスレチックコース	16, 343	15, 918	15, 995
スーパースライダー	12, 277	14, 476	18, 980
デーキャンプ場	4, 105	4, 440	4, 699
チビッコカー	6, 371	8, 114	8, 734
その他	5, 062	5, 104	3, 653
合 計	44, 158	48, 052	52, 061

(ウ) 遊覧船いなば2

四日市市は、市民に港を開放し、港に親しみ併せて港湾の果たす役割に理解と認識を深めてもらうことを目的に、四日市市の旧消防艇を、ふるさと創生事業により遊覧船に改造し、平成元年より「いなば」として平成8年まで運航していました。レジャー施設協会はこの事業を四日市市から移管され、運営していましたが、平成9年3月、市政施行100周年の節目に遊覧船いなば2を建造・就航させ現在に至っています。この遊覧船いなば2の建造費用（取得価額）は383,654千円（監理監督料8,268千円を含む）で、財源は三重銀行からの借入283,700千円（平成13年3月末現在の残高158,100千円）と三重県よりの補助金100,000千円（発電用施設周辺地域振興事業補助金）で賄われました。毎年減価償却額が38,327千円あり、この点だけでもかなりの負担となっています。

遊覧船いなば2の就航以来の利用状況は「表7-4」で示すように利用者が減少傾向にあります。さらに、平成12年度について乗合便と貸切便の状況を見ると「表7-5」の通りです。これによると乗合便（定期便）の状況がかなり悪いことが分かります。以上のことから後述しますが、事業採算性はかなり低いと考えられます。遊覧船いなば2が、レジャー施設協会の事業目的に沿ったものであるとしても、採算面からレジャー施設協会が自力・自律的に経営できるものではなく、この意味でも四日市市に依存した事業であるといえます。

表7-4 遊覧船いなば2の利用状況

項目／年度	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度
乗合 (人)	2,066	2,227	2,045	1,652
貸切 (人)	18,330	12,695	13,782	11,970
収入 (千円)	13,871	13,506	11,385	10,215

表7-5 平成12年度遊覧船運航別実績表

項目	乗合便	貸切便	合計
航海数	180 航海	169 航海	349 航海
乗船者数	1,652 人	11,970 人	13,622 人
収入	1,357 千円	8,858 千円	10,215 千円
1 航海当り乗船者数	9.2 人	70.8 人	39.0 人
1 航海当り収入	7,543 円	52,414 円	29,271 円

エ. 四日市市との関係

(ア) レジャー施設協会の収入規模と四日市市への依存度

レジャー施設協会の四日市市への依存割合をしてみるために収入に対する受託料と補助金の割合を過去3年間について表したものが「表7-6」です。依存割合は

上昇傾向にありますが、これは、サイクルパーク事業や遊覧船運行事業が利用者の減少により収入が縮小していることと平成12年度は遊覧船いなば2の定期検査費用を織り込んで補助金が増加したことのためです。

表7-6 レジャー施設協会の収入規模と市への依存度 (単位：千円)

項目／年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度
収入規模 (収益的収入) (A)	167,481	161,261	162,444
受託収入 (緑地管理事業受託) (B)	10,460	10,460	10,460
四日市市補助金収入 (収益的収入) (C)	106,000	109,721	117,270
四日市市より 収入依存割合 (B+C/A) (%)	69.5	74.5	78.6

(イ) 四日市市との人的関係

平成13年3月31日現在のレジャー施設協会の職員の状況は以下の通りです。

正職員 5名 (うち四日市市より2名出向)

嘱託職員 6名 (うち四日市市より1名出向)

常備臨時職員 3名

出向者の給与は四日市市が負担しています。

レジャー施設協会の経営者層である理事・監事には、理事15名のうち5名及び監事2名のうち1名は四日市市の助役、副収入役、部長等です。

(2) 過去3年間の主要財務数値及び財務分析

ア. 経営成績と財政状態の結果について

「表 7-7」及び「表 7-9」はレジャー施設協会の決算報告書に基づいて作成した要約収支計算書、要約貸借対照表です。レジャー施設協会は、本来の公益法人の決算書とは異なり、企業会計的な損益計算書等を作成して民間企業の視点でその経営成績をみています。

「表 7-7」の収益的収支差額が損益計算書としては当年度純損失を表します。営業費の平成 12 年度の内訳は「表 7-8」の通りで、遊覧船いなば 2 関連の費用(減価償却費と運航委託料)で営業費全体の 50% (111,981 千円÷223,365 千円)を占めます。また、営業外費用の内、借入金の支払利息は 5,867 千円でこの内、遊覧船いなば 2 に係るものは 4,678 千円(三重銀行)です。さらに人件費分を考慮すると、収益的支出の過半が遊覧船いなば 2 関連費用です。一方、営業外収入の平成 12 年度の内容は預金利息を除いて全て四日市市よりの補助金(117,270 千円)です。この金額は、遊覧船いなば 2 に係る減価償却費、運航委託料及び支払利息の合計 116,659 千円に相当します。従って、仮に補助金が全て遊覧船いなば 2 関係に充てられていると仮定すると収益的収支差額はサイクルパークとスポーツランドの運営から生じた損失とみることもできます。なお、資本的収支の補助金は四日市市からのもので主に借入金の返済(サイクルパーク分 5,000 千円と遊覧船いなば 2 分 31,400 千円)に充てられています。経済的には、遊覧船いなば 2 に係る収支の全てを四日市市が賄っているのが実態です。

表 7-7 過去 3 年間の要約収支計算書 (収益的収支と資本的収支)

(単位：千円)

(収益的収支)			
科目/年度	平成 10 年度	平成 11 年度	平成 12 年度
営業収入	57,145	49,272	45,095
営業外収入	110,335	111,988	117,348
収益的収入合計	167,481	161,260	162,443
営業費	219,777	217,821	223,365
営業外費用	9,752	8,060	6,968
災害復旧費	3,392	-	-
収益的支出合計	232,921	225,882	230,334
収益的収支差額(損益)	△65,440	△64,621	△67,890
(資本的収支)			
科目/年度	平成 10 年度	平成 11 年度	平成 12 年度
補助金	50,491	49,134	40,180
借入金	-	11,000	-
資本的収入合計	50,491	60,134	40,180
レジャー施設整備事業	7,586	22,134	3,780
借入金償還金	42,200	38,000	36,400
車両運搬具購入費	704	-	-
資本的支出合計	50,491	60,134	40,180

(注) 消費税の会計処理は税込です。

表 7-8 平成 12 年度の営業費の内訳

科目	金額 (千円)
事務局人件費	18,285
事務局事務所等使用料	2,277
サイクルパーク人件費	12,001
サイクルパーク委託料	3,102
スポーツランド人件費	15,125
スポーツランド用地賃借料等	3,691
スポーツランド委託料	3,429
減価償却費 (内 遊覧船いなば 2)	63,794 (38,327)
資産減耗費	4,096
遊覧船いなば 2 運航委託料	73,654
緑地管理委託料	6,075
その他	17,831
合計	223,365

(注) 消費税の会計処理は税込です。

次に、財政状態について見ていくと、「表 7-9」の要約貸借対照表から資産の部については、平成 12 年度末の資産総額が平成 11 年度末に比較して 62,373 千円(10.2%)減少しています。これは、有形固定資産が減価償却費の計上により 62,454 千円(10.8%)減少したことによるものです。なお、主な有形固定資産の減少は、船舶が 38,327 千円、構築物が 18,290 千円となっています。負債の部については平成 11 年度末と平成 12 年度末とで負債総額について著しい増減はありません。資本の部については借入資本が借入金償還により 35,400 千円減少、補助金収入による資本剰余金の 39,453 千円の増加、及び 67,890 千円の欠損金の増加により資本合計額が 64,837 千円減少しています。借入資本金とは、企業会計や公益法人会計の「長期借入金」のことで、この資本の部の会計処理は地方公営企業会計の方式が混入した形となっています。

以上、経営成績（収支の状況）及び財政状態（財産の状況）に関する会計処理は、この報告書に注意及び指摘とした事項を除き適切に行われていました。

表 7-9 過去 3 年間の要約貸借対照表

(単位：千円)

科目／年度	平成 10 年度	平成 11 年度	平成 12 年度
(資産の部)			
建物	64,465	76,487	71,757
構築物	233,517	218,523	200,233
船舶	306,999	268,672	230,345
車両運搬具	5,018	4,208	3,479
器具備品	1,917	1,539	1,161
有形固定資産	611,918	569,432	506,977
投資	11,320	11,320	11,320
固定資産合計	623,238	580,752	518,297
流動資産合計	26,954	30,504	30,586
資産合計	650,193	611,256	548,884
(負債の部)			
固定負債合計	21,084	23,355	24,565
流動負債合計	3,682	4,674	5,929
負債合計	24,767	28,030	30,494
(資本の部)			
自己資本金	11,320	11,320	11,320
借入資本金	249,900	222,900	186,500
資本金合計	261,220	234,220	197,820
資本剰余金	498,224	547,646	587,100
利益剰余金	△134,019	△198,640	△266,530
剰余金合計	364,205	349,006	320,569
資本合計	625,425	583,226	518,389
負債資本合計	650,193	611,256	548,884

(注) 消費税の会計処理は税込です。

イ. 資金繰りの状況について

「表 7-10」の要約キャッシュフロー計算書から収支の状況を見ると平成 10 年度から平成 12 年度にかけて現金及び現金同等物が 9,676 千円増加しています。これは補助金収入を含む営業活動による資金増加が有形固定資産取得等による投資活動及び借入金償還等による財務活動での資金支出を若干上回っているためです。営業活動によるキャッシュフローの内容を「表 7-7」の要約収支計算書を使ってみていくと、営業収入が 57,145 千円から 45,095 千円へと減少しています。これは、サイクルパークの有料施設（サイクリング用自転車）利用者の減少に伴うサイクルパーク事業収入の減少

と遊覧船運行事業収入の減少によるものです。また、営業費が平成 12 年度について増加した理由は遊覧船いなば 2 の船舶安全法に基づく定期検査を実施したことによる運航委託料の増加があったためです。

表 7-10 過去 3 年間の要約キャッシュフロー計算書

(単位：千円)

科目／年度		平成 10 年度	平成 11 年度	平成 12 年度
I	営業活動によるキャッシュフロー			
	営業活動による収益	217,972	210,395	202,624
	営業活動による費用	△232,922	△225,882	△230,334
	減価償却費	65,440	63,307	63,794
	その他	4,428	5,369	5,290
	営業活動によるキャッシュフロー	54,918	53,189	41,374
II	投資活動によるキャッシュフロー			
	有形固定資産取得による支出	△8,291	△22,134	△3,780
	その他			
	投資活動によるキャッシュフロー	△8,291	△22,134	△3,780
III	財務活動によるキャッシュフロー			
	借入れによる収入		11,000	
	借入金償還による支出	△42,200	△38,000	△36,400
	その他			
	財務活動によるキャッシュフロー	△42,200	△27,000	△36,400
IV	現金及び現金同等物の増加額	4,427	4,055	1,194
V	現金及び現金同等物の期首残高	17,993	22,420	26,475
VI	現金及び現金同等物の期末残高	22,420	26,475	27,669

(注) 消費税の会計処理は税込です。

(3) 出納その他の事務の執行に係る指摘事項等

ア. 消費税の計算

レジャー施設協会の消費税の計算納付は、設立時以来、簡易課税方式により行っています。「表 7-11」の「消費税節税額の試算」の通り、平成 12 年度を含む過去 3 年間について、原則課税方式により計算を行って見たところ、原則課税方式の方が簡易課税方式で計算した税額より 3 年間で合計 1,200 千円程度有利（節税）であることが分かりました。

また、平成 8 年度は、遊覧船いなば 2 を購入（取得価額 383,654 千円消費税込）したため、原則課税方式であれば、4,400 千円程度の還付があったものと考えられます。

今後も同様の収支状況が継続するとすれば原則課税方式を選択した方が有利であると思いますので検討して下さい。【指摘】

表 7-11 消費税等の試算

(単位：千円)

項目／年度	平成 10 年度	平成 11 年度	平成 12 年度	平成 8 年度
簡易課税納付額 (レジャー施設協会 採用方法)	1,317	1,130	1,045	409
原則課税納付額 (試算額)	915	600	765	△4,458
差引節税相当額	401	530	280	4,868

(注) 1 原則課税方式による試算額の計算においては消費税法基本通達 16-2-1 に規定する補助金等の特定収入を考慮しています。

2 平成 8 年度の「原則課税納付額」のマイナス(△)は還付額を意味します。

イ. 事業別損益分析

平成 10 年度から平成 12 年度までのレジャー施設協会の事業別損益の状況を試算すると次の通りです。

事業別損益の計算に当たっては「四日市市レジャー施設事業収支計算書」に基づいて作成しています。「収益」は各事業別の「営業収入」の金額とし、また、「費用」は各事業別の「営業費」に減価償却費、引当金の金額を賦課し、それに「営業外費用」である「支払利息」を加えて計算しています。なお、減価償却費、引当金の金額は各事業別に計上されていないため、帳簿から該当部門を特定して直接賦課しています。また、理事会費、事務局費については各事業に間接的に関わるものと考え、事業別の営業費と各事業に賦課した減価償却費、引当金の金額とを合計した金額を求め、この金額の割合に応じて各事業に配賦計算を行っています。

(ア) サイクルパーク事業

サイクルパーク事業については、有料入場者数の減少により年々収益が悪化しています。なお、有料入場者一人当たり収益は毎年度 260 円前後で推移しています。

表 7-12 サイクルパーク事業損益表 (単位：千円)

項目／年度	平成 10 年度	平成 11 年度	平成 12 年度
収 益	11,527	11,310	8,993
費 用	42,098	42,285	37,098
損 益	△30,572	△30,975	△28,105
有料入場者数	44,945 人	43,919 人	34,335 人
一人当たり収益	256 円	257 円	261 円

(イ) スポーツランド事業

スポーツランド事業については、サイクリングコース及びスーパースライダー等の整備により有料入場者数が増加したことにより収益が増加傾向にあります。なお、有料入場者一人当たり収益は毎年度 250 円前後で推移しています。

表 7-13 スポーツランド事業損益表 (単位：千円)

項目／年度	平成 10 年度	平成 11 年度	平成 12 年度
収 益	11,078	12,182	12,439
費 用	42,231	50,342	48,736
損 益	△31,154	△38,159	△36,297
有料入場者数	44,158 人	48,052 人	52,061 人
一人当たり収益	251 円	254 円	239 円

(ウ) 遊覧船運行事業

次の「表 7-14」で示したように遊覧船運行事業では減価償却費も考慮すると毎年度 1 億円を超える損失を計上し、それはレジャー施設協会全体の損失の 6 割以上をしめています。

表 7-14 遊覧船運行事業損益表 (単位：千円)

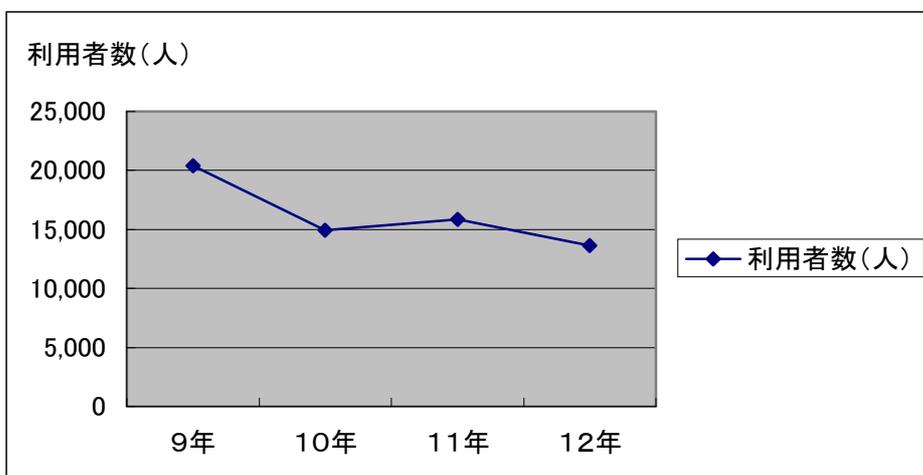
科目／年度	平成 10 年度	平成 11 年度	平成 12 年度
収 益	21,098	12,359	11,251
費 用	128,372	117,183	130,633
損 益	△107,274	△104,824	△119,382

遊覧船運行事業については、「表 7-15」に示す通り四日市市から 5 千万円以上(平成 12 年度)の補助金を受けています。四日市市からの補助金のうち、「その他運営資金」の全額が遊覧船いなば 2 に充てられたとしても損失は消えません。一方、遊覧船いなば 2 の利用状況は既述の通り減少傾向が見られます(「表 7-4」、「図 7-1」参照)。

表 7-15 四日市市からの補助金の明細 (単位：千円)

補助金名目	平成 10 年度	平成 11 年度	平成 12 年度
施設設備費 (スポーツランド分)	9,046	10,532	3,900
公債費 (内元金分)	50,046 (34,200)	44,721 (34,200)	42,123 (36,400)
遊覧船運航事業費 (遊覧船いなば 2 分)	45,426	46,934	57,975
その他運営資金 (不特定)	51,974	54,300	53,452
合 計	156,492	156,487	157,450

図 7-1 遊覧船いなば 2 利用状況の推移



「表 7-16」より利用者一人当たり毎年 4,000 円前後の損失が生じていることが分かります。平成 12 年度では 826 円の収入をあげるために 9,590 円の費用がかかり、それに対して四日市市から 4,256 円の補助を出しても 4,508 円の損失が発生したということです。「表 7-14」の平成 10 年度の収益 21,098 千円の中には日口首脳会談時の運行料収入 6,000 千円が含まれているためこれを差し引いて計算すると一人当たり収入は 1,011 円になります。平成 10 年度はまだ乗合便の大人の料金 (1,000 円) を上回る金額になっていましたが、平成 11 年、平成 12 年と、一人当たり収入

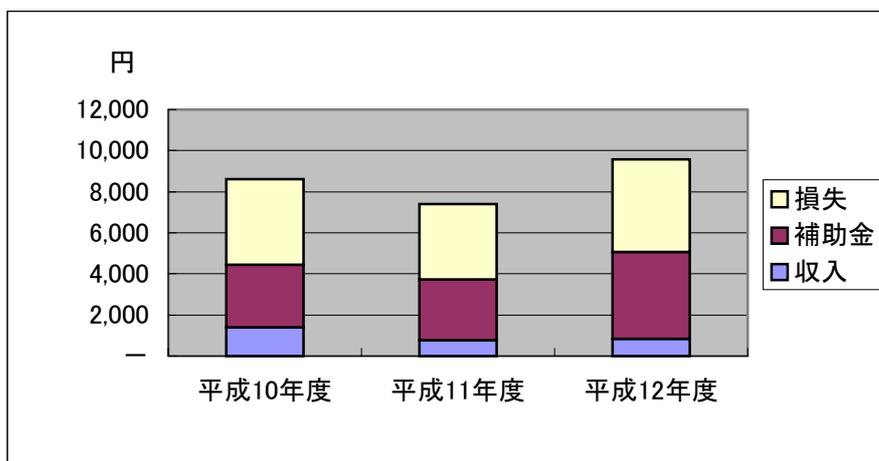
額は1,000円を下回る状況になってきています（「表7-16」参照）。

表7-16 利用者一人当たり情報 (単位：円)

利用者一人当たり	平成10年度	平成11年度	平成12年度
収入	1,414	781	826
費用	8,603	7,404	9,590
補助金	3,044	2,965	4,256
損失	△4,145	△3,657	△4,508

「表7-16」をグラフにしたものが「図7-2」です。各年度の棒グラフの高さが利用者一人当たりの費用の額になり、その費用を賄うものとして収入と補助金があり、賄ないきれなかった部分が損失となります。

図7-2 利用者一人当たり費用と内訳



以上、遊覧船運行事業については毎年度収入が減少しており、それを補う形で四日市市からの補助金が増加しています。すなわち、間接的には市民の負担が増加していることとなります。さらに収入と支出に分けて検討します。遊覧船の運航に関しては乗合便と貸切便があり、乗合便は運航コースが四日市港内一周で設定され、乗船料が乗員一人当たりで決まっています。また、貸切便は運航コースが乗客の希望により決まり、乗船料が時間単位で決まっています。乗合便と貸切便について航海回数と乗船料収入との関係でその推移を表したのが下記の「表7-17」です。航海一回当たりの乗船料収入を見ると、平成12年度では乗合便が7,543円に対して貸切便が52,414円と貸切便の方が収益率が高いことが分かります。これは過年度においても同様です。従って、収入面でみると乗合便よりも貸切便に重点をおいて営業活動を行い、収入を増やしていく必要があると思います。【意見】

表 7-17 一航海当たり収入の推移

項目／年度・ 運航区分	平成 10 年度		平成 11 年度		平成 12 年度	
	乗合	貸切	乗合	貸切	乗合	貸切
航海数	130	193	200	189	180	169
乗船料収入 (千円)	1,729	11,777	1,560	9,824	1,357	8,858
1 航海当たり収入 (円)	13,305	61,021	7,805	51,981	7,543	52,414

次に、費用について検討します。レジャー施設協会と運航委託業者との間で運航費用に関する「覚書」が結ばれており、その「覚書」に添付されている委託料内訳明細書を要約したものが下記の「表 7-18」です。この委託料内訳のうち人件費は平成 12 年度において委託料の総額に対し 46%の割合を占めています（平成 12 年度の修繕費のうち 20,000 千円は定期検査費用（5 年に 1 度の定期検査）であり、これを除くと委託料の総額に対して人件費は 64%の割合を占める）。すなわち、遊覧船の運航の回数等とは関係なく 31,145 千円分の費用が固定的に発生しています。しかし、実際の遊覧船の運航状況は人件費に見合う程の回数等でなく、費用対効果の点で非効率と考えられます。運航方法を見直し、人件費をなるべく変動費（運航状況に応じて変動する費用）化していくことが望まれます。【意見】

表 7-18 平成 12 年度遊覧船運行事業費委託料内訳明細書（要約） (単位：千円)

項目	金額	内訳
1 船舶費	58,521	
A 人件費	31,145	8,051 (1 人 1 年基準給与額) × 3.5 人 (乗員 3 人 + 陸員 0.5 人) = 28,178.5 社会保険料/船員保険料 事業主負担差額 = 2,966.5 28,178.5 + 2,966.5 円 = 31,145 合計 31,145
B 修繕費	20,500	定期検査費用 20,000 年間小修理費用 500 合計 20,500
C その他	6,876	
2 燃料費	3,600	
3 諸経費	6,212	適正利潤 (船舶費 58,521 + 燃料費 3,600) × 10% = 6,212
4 消費税	3,417	
計 (予算額)	71,750	
決算額	73,654	「表 7-8」参照

(エ) 売店事業・緑地管理事業

上記以外の事業としては売店事業と緑地管理事業があります。売店事業については収入規模も小さく、各年度においても損益が若干黒字になる程度で推移しています。

緑地管理事業は伊坂・村山貯水池周辺緑地に関する管理を四日市市から受託し

ているものであり、「表 7-19」で見ると受託料が一定である状況は変わっていません。これは、受託料の内半額は三重県企業庁から支給され、一旦四日市市が歳入計上し、同額付加して、レジャー施設協会に支給しているためです。

表 7-19 その他の事業の収入の推移 (単位：千円)

項目／年度	平成 10 年度	平成 11 年度	平成 12 年度
売店事業	2,983	2,961	1,952
緑地管理事業	10,460	10,460	10,460

ウ. その他

(ア) 山車倉庫

レジャー施設協会が所有する建物(土地の所有はない)のうちレジャー施設協会の事業の用に供していないものとして四日市市中町に倉庫があります。これは四日市市から無償貸与をうけた土地(44.1 m²)に山車用の倉庫を建設し、四日市商店連合会に無償貸与しているものです。山車用倉庫の貸与自体は公益的内容と思われませんが、レジャー施設協会の寄付行為目的や事業内容に直ちに該当するとはいえません。山車を使った事業を実施するなどレジャーに関する事業としての位置付けを明確にする等の対応が必要と思います。【意見】

(イ) 給与計算

平成 12 年 7 月分の給与計算について所得税額計算及び時間外勤務手当の計算に少額の誤りがありました。注意して下さい。【注意】

(ウ) 現金残高の不一致

平成 13 年 3 月末の現金残高について、計算誤りにより実際残高と帳簿残高とで少額の差異(帳簿残高過小)が生じていました。残高管理について十分注意する必要があります。【注意】

(エ) 決算報告書

一般に公益法人の会計処理は、公益法人会計基準により行うこととされています。レジャー施設協会では従来から公営企業に擬して企業会計方式による決算書を作成し、これにより決算報告及び承認を行ってきました。既に「2 過去 3 年間の主要財務数値及び財務分析」に記載したように、非営利を主とする公益法人の趣旨から決算書の体系や勘定科目としてそぐわない部分がありますので正式の決算書類としては公益法人会計基準に従ったものを作成して下さい。【指摘】

レジャー施設協会 以上

8 財団法人四日市市文化振興財団

8 財団法人四日市市文化振興財団

(1) 出資法人の概要

ア. 設立の経緯及び目的

財団法人四日市市文化振興財団(以下「文化振興財団」という)は、四日市市文化会館(市制施行80周年の記念事業として昭和55年9月着工、昭和57年8月開館)の管理・運営を受託する目的で昭和57年1月設立され、後に泗翠庵(茶室用数奇屋造建物、平成6年7月開館)の管理運営も受託しています。文化振興財団の寄附行為によると、両施設の管理・運営を通じ、芸術文化の普及振興を図り、もって市民生活の向上に寄与することを目的とするとしています。

イ. 事業内容

文化振興財団の寄附行為によると、次の事業を行うこととしています。

- ① 市民の文化、福祉の向上及び振興のための事業
- ② 四日市市が行う各種事業の受託及び協力
- ③ 四日市市の委託を受けてする文化会館及び茶室(泗翠庵)の管理及び運営
- ④ その他この法人の目的を達成するために必要な事業

具体的には、文化会館と泗翠庵の管理運営が主で、自主事業としてホール催事や展示催事等(入場料等収入を計上)を行っており、次の「表8-1」のような内容です。受託事業として管理運営を行う文化会館及び泗翠庵は、いわゆる「公(おおよけ)の施設」です。これらの公の施設は、通常、四日市市が直営するのですが一定の場合、外郭団体に委託できることになっています。すなわち地方自治法第244条の2第3項で「公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要」と認めるときは「地方公共団体が出資している法人」に「委託することが出来る」と規定されています。同法第244条の2第4項において、当該公の施設(文化会館及び泗翠庵)の利用料金を、当該管理受託者(ここでは文化振興財団)の収入として収受させることができるという利用料金制度の定め(平成3年改正)があり、これにより文化振興財団が収入計上することも出来ますが、現状では、四日市市が直接収入を計上しています。従って、受託事業として文化振興財団が受け入れた使用料は公金であり、文化振興財団の帳簿には記帳されず別途に事務取扱をしています。四日市市は使用料収入として一般会計の歳入として計上し、施設の運営・管理に要する費用は委託料(歳出)として受託者である文化振興財団に支払っているわけです。また、施設の整備・改修に要する費用(設備投資や一定額以上の修繕費)は一般会計の歳出で直接執行

されることとなります。

表 8-1 文化振興財団の事業の内容

事業名	内容	
受託事業	文化会館及び茶室の管理運営 四日市市から委託を受けた四日市市文化会館及び 泗翠庵の管理運営	
自主事業	ホール事業	市民の創造と参加を促す事業、芸術・芸能を鑑賞する場を提供する事業
	文化振興事業	市民文化セミナー、茶道入門講座、お茶会体験講座、煎茶の楽しみ
	展示事業	萬古展示、企画展示、財団ミニギャラリー
	広報出版事業	文化誌の発行、文化情報の提供
	その他の事業	リーダー研修会、市民オペラ準備等

ウ. 事業の状況

事業は受託事業と自主事業とに区分されていますが、業務のボリュームとしては文化会館を使用して行っているものが主となります。そこで、文化会館の施設別利用状況を利用率でみると「表 8-2」の日数ベースでは、ほとんどの施設で70%以上の利用があり、非常に良く利用されているように見えます。しかし、単位ベース（1日を午前、午後、夜間の3単位として計算したもの）で見ると、50%を割る施設（第1会議室）もあり、必ずしも全ての施設が高利用率とはいえません。季節的な傾向としては、全体として秋の利用率が高く、春の利用率が低いように思われます。

表 8-2 平成 12 年度文化会館施設別利用状況（日数ベース）

施設名	開館日数 (A)	利用日数 (B)	利用率 B/A (%)
第 1 ホール	259 日	213 日	82.2
第 2 ホール	247	218	88.3
第 3 ホール	316	291	92.1
第 4 ホール	315	301	95.6
第 1 展示室	312	224	71.8
第 3 展示室	312	262	84.0
第 4 展示室	313	210	67.1
第 1 会議室	317	240	75.7
第 2 会議室	317	311	98.1
第 3 会議室	317	309	97.5
和会議室	317	281	88.6
第 1 リハーサル室	317	308	97.2
第 2 リハーサル室	316	308	97.5
第 1 練習室	317	262	82.6
第 2 練習室	317	305	96.2
第 3 練習室	312	295	94.6

表 8-3 平成 11 年度・12 年度 文化会館施設別利用状況（単位ベース）

施設名	平成 11 年度 年間平均 利用率	平成 11 年度 利用率 50% 以下の月数	平成 12 年度 年間平均 利用率	平成 12 年度 利用率 50% 以下の月数
第 1 ホール	62.8	0	69.2	0
第 2 ホール	76.2	1	72.5	2
第 3 ホール	68.7	0	68.3	1
第 4 ホール	72.9	0	75.7	0
第 1 展示室	60.1	3	65.8	2
第 3 展示室	67.0	1	78.5	0
第 4 展示室	61.4	3	59.9	3
第 1 会議室	48.1	8	46.9	7
第 2 会議室	81.2	0	80.3	0
第 3 会議室	79.2	0	79.8	0
和会議室	59.2	1	64.5	0
第 1 リハーサル室	78.3	0	82.0	0
第 2 リハーサル室	76.2	1	83.8	0
第 1 練習室	59.4	1	59.2	4
第 2 練習室	73.2	0	75.6	0
第 3 練習室	64.6	2	69.8	1

(注) 第 2 ホールは照明改修工事のため平成 12 年 3 月、4 月は使用されていません。

泗翠庵については、「表 8-4」によると、ほとんど利用されておらず、利用率も単位ベースをとるとさらに低い数字になると考えられます。

表 8-4 平成 12 年度泗翠庵(茶室施設)の利用状況

施設名	開館日数(A)	利用日数(B)	利用件数	利用率(B/A)
広間及び次の間	306	84	76	27.5%
小間	306	46	45	15.0%

施設自体は文化の振興を目的として設置されており、その目的の達成度や利用者・市民の満足度（ニーズ）を測る指標として、利用率や利用者数だけで測ることは必ずしも十分でないと思われます。また、もとより、文化振興の効果が、このような短期的な統計で評価されるべきでないという意見もあると思います。しかし、施設の利用率が低いあるいは利用者数が少ないということは、当該施設が有効に利用されていないことを示唆します。利用率の低い施設については、利用状況を向上させることが望まれます。また、文化会館や泗翠庵に予算として投入した税金が有効に使われたかどうかですが、次の「表 8-5」によると利用者一人当りのコストと市民一人当りのコストは夫々概ね 600 円と 1,100 円で過去 3 年数字はほぼ一定です。この数字から、直ちに効率良く予算が使用されているかどうかは判定できませんが、一人当たりコストの額は高いとは言えないと考えます。さらに、今度は金額面から文化会館の稼動状況を見ると、「表 8-6」から、100%完全稼動し使用料が 100%入金された場合に対して現状は、71%と高い稼動状況となっていることが分かります。文化会館自体は、四日市市における文化活動に対応した、練習・発表の場として、「実際に利用しなくても、そこに施設があるということが、住民に満足感を与える」と考えることもできます。しかし、財政面からは、限りある予算ですから、単純な予算の現状維持は適切でなく、運営方法等の見直しによりコスト削減を行う等努力が必要です。また、「表 8-5」の数字は、官公庁会計での現金収支ベースの数字であり、資金支出を伴わない経費（例えば、減価償却費）を加味した発生主義のコストで一人当たりの経費を算定すると、一人当たり負担額はさらに増加しますので、その点も留意する必要があります。【意見】

表 8-5 文化会館・泗翠庵の利用者一人当たり・市民一人当たり運営コスト

項目／年度	平成 10 年度	平成 11 年度	平成 12 年度
運営コスト (施設管理運営費) (千円)	326,079	335,317	342,495
利用者数 (人)	549,878	545,055	533,325
利用者一人当たりの運営コスト (円)	593	615	642
市民一人当たりの運営コスト (円)	1,115	1,144	1,165
四日市市の人口 (人)	292,379	292,910	293,781

(注) 1 四日市市の人口は各年 10 月 1 日現在

2 文化会館の利用者数は各施設の入場者数を、泗翠庵の利用者数は茶室・立札席・見学者の合計を採っています。

表 8-6 平成 12 年度の全日利用した場合の文化会館使用料

全日利用した場合の 文化会館使用料 (A)	平成 12 年度の 会館使用料実績 (B)	割合 (B)/(A)
90,818 千円	64,916 千円	71%

(注) 1 全日とは年末年始の 6 日間及び休館日 39 日を除く 320 日稼働で、平日 206 日、休日 114 日使用としました。使用料金額は 1 日利用料金(平日・休日別)で算出しています。

2 会館使用料だけで、備品や舞台装置の貸出料は考慮していません。

エ. 四日市市との関係

(ア) 出資の状況

四日市市が基本財産(基本金)の全額(20,000 千円)を出捐しており、昭和 57 年 1 月 23 日の設立時より現在に至るまで増減、残高とも移動がありません。すなわち、この部分は定期預金として固定させ、収支としては、基本財産運用収入 30,000 円(平成 12 年度)を計上しているだけです。

(イ) 委託料・補助金等の状況

四日市市は四日市市文化会館・泗翠庵の運営の委託費及び自主事業に対して補助金を交付しています。文化振興財団の収入と受託収入・補助金収入の関係を示すと「表 8-7」の通りです。

表 8-7 文化振興財団の収入規模と市への依存度

(単位：千円)

項目／年度	平成 10 年度	平成 11 年度	平成 12 年度
収入規模 (A)	402,513	394,495	430,611
四日市市よりの 受託収入 (B)	305,154	313,491	324,195
四日市市よりの 補助金収入 (C)	16,000	16,000	16,000
四日市市より 収入依存割合 (B+C/A) (%)	79.8	83.5	79.0

上記の通り、収入のうち四日市市に依存する割合は 8 割前後です。さらに文化会館内の文化振興財団の事務所部分は四日市市より無償で借受けています(管理運営委託契約第 11 条による)。

(ウ) 四日市市と文化振興財団の人的関係

平成 12 年度末の文化振興財団の職員の状況は以下の通りです。

文化振興財団正職員 11 名 (内 2 名は四日市市へ出向)
 嘱託職員 4 名
 臨時職員 3 名

このほかに四日市市から職員が 5 名出向しています(給与は四日市市より支給)。

(2) 過去 3 年間の主要財務数値及び財務分析

「表 8-8」の要約収支計算書をみると、平成 10 年度及び平成 11 年度は単年度収支がマイナスでしたが、平成 12 年度はプラスとなっています。これは全体として管理費の増加はあるものの、自主事業の入場料等収入の増加や管理受託収入の伸びによるものです。既述のように、文化振興財団はおよそ 8 割の収入を四日市市に依存していますが、それは、収支計算書上の管理受託収入と事業受託収入及び補助金収入(過去 3 年間は年 16,000 千円)が該当します。公衆電話取扱収入と食堂等使用料収入は、いわゆる目的外使用料収入です。文化会館という施設本来の目的による使用ではありませんが、利用者の便宜のため行われるもので、四日市市が使用許可を行います。水道光熱費などの実費とともに業者から文化振興財団が徴収しますが、これらの収入は四日市市に帰属するものです。文化振興財団は一旦このように収入として計上して、この収入額と同額を費用計上し、四日市市に支払っています(実費弁償金分は文化振興財団が電力会社等に直接支払)。四日市市の収入・支出で

すから、本来は文化振興財団が法人として計上する必要はないものです。

文化振興財団は文化会館と泗翠庵を管理運営する事業（四日市市からの委託による業務）と文化振興財団が自主的に行っている事業とがあります。上記の管理事業受託収入、補助金収入及び目的外使用料収入以外は自主事業による収入となります。ところで、文化振興財団は年度末に、受託業務に係る収入と管理運営に要した支出の実績とを精算し、差額を四日市市へ出納閉鎖期間内に返金することになります（委託契約書 10 条第 2 項）。この精算時において、茶室収入（呈茶収入）が受託収入同様に精算差額の計算に入れられています。呈茶収入は四日市市の歳入する使用料ではありませんが、受託業務と同様に扱われているわけです。呈茶収入は自主事業とも位置付けられておらず、取扱が明確ではありませんので精算計算に算入することの要否も含め、取扱いについて検討して下さい。【指摘】

次に、「表 8-9」から財政状態を見てみると、平成 12 年度の資産総額は前年度と比べて 12%増加しています。これは事業収入の増加により現金及び預金が増えたことと、市民ミュージカルに対する助成金が得られることになっており、それが未収金として計上されているためです。負債は短期借入金の返済はあったものの、施設・設備の修繕の未払があったこと、翌年度の自主事業収入の前受金が増えたため負債総額も 2.2%増加しました。

以上、収支及び財産の状況に関する会計処理は、この報告書の注意及び指摘として記載した事項を除き適切に行われていました。

表 8-8 過去 3 年間の要約収支計算書

(単位:千円)

科目/年度	平成 10 年度	平成 11 年度	平成 12 年度
収入の部			
基本財産運用収入	70	40	30
管理受託収入	302,153	310,491	321,195
事業受託収入	3,000	3,000	3,000
入場料等収入	55,224	44,814	68,123
公衆電話取扱収入	232	170	57
食堂等使用料収入	3,483	3,490	3,185
刊行物販売収入(注 1)	263	545	499
広告収入(注 2)	4,827	5,457	3,557
茶室収入(注 3)	2,764	2,124	2,420
補助金収入	21,700	16,400	20,794
雑収入	8,794	7,962	7,746
当期収入合計	402,513	394,495	430,611
前期繰越収支差額	20,878	15,888	11,391
収入額合計	423,392	410,383	442,003
支出の部			
管理費	315,349	322,326	332,823
事業費	91,654	76,165	86,172
特定預金支出	500	500	500
支出額合計	407,503	398,991	419,496
次期繰越収支差額	15,888	11,391	22,506

(注)1 刊行物販売収入は、総合文化誌(「文化展望四日市」)の販売による収入です。

2 広告収入は、文化振興財団が発行する出版物(「催し物ごあんない」や「文化展望四日市」)の広告掲載等から得られる収入です。

3 茶室収入は「洒翠庵」の立礼席の呈茶収入です。なお、洒翠庵の施設利用料金は、四日市市が徴収する施設使用料ですので収入としては計上されていません。

4 消費税の会計処理は税込です。

表 8-9 過去 3 年間の要約貸借対照表

(単位：千円)

科目／年度	平成 10 年度	平成 11 年度	平成 12 年度
1. 流動資産	62,397	58,422	70,205
現金及び預金	50,685	50,299	56,886
その他流動資産	11,711	8,123	13,318
2. 固定資産	37,583	38,083	38,083
基本財産	20,000	20,000	20,000
その他の固定資産	17,583	18,083	18,083
資産合計	99,980	96,505	108,288
1. 流動負債	46,509	47,030	47,698
短期借入金	13,406	11,000	—
未払金	25,058	14,791	22,077
その他流動負債	8,043	21,239	25,620
2. 固定負債	17,328	18,110	18,939
負債合計	63,837	65,141	66,637
3. 正味財産	36,143	31,363	41,650
(うち基本金)	20,000	20,000	20,000
負債及び正味財産合計	99,980	96,505	108,288

(注) 消費税の会計処理は税込です。

(3) 出納その他の事務の執行に係る指摘事項等

ア. 事業別損益分析

文化振興財団の収支の状況について下表の通り、事業別に収支を集計してみました。その目的は文化振興財団の「表 8-8」に掲げた収支計算書では全ての収入区分と全ての支出区分とが対比計上されており、いわば「どんぶり勘定」的になっているため、各事業の収支状況が判然としないためです。事業別に分析する最大の目的は人件費が「管理費」の中で給料や手当という勘定に集約されているため、これを各事業に配賦することによって、収支ベースでの事業の状況を把握できるようにすることです。

「表 8-10」、「表 8-11」及び「表 8-12」の計算は次のように行いました。

事業を「貸館事業」（文化会館の運営に係る業務）、「茶室事業」（茶室泗翠庵の運営に係る業務）及び「自主事業」（貸館、茶室事業以外の事業）に区分し、収支計算書の「事業収入」（平成 10 年度 371,945 千円、平成 11 年度 370,093 千円及び平成 12 年度 402,040 千円）から、「事業受託収入」及び「食堂等使用料収入」を除いたものをこれら 3 事業に按分しています。

一方、費用は収支計算書の「管理費」のうち人件費を正職員、嘱託職員及び臨時職員の数で3事業に按分し、その他の「管理費」を茶室事業分と貸館事業分に分けています。収支計算書の「事業費」は「事業受託収入」の3,000千円（過去3年間同額）をそのまま費用とみなし、控除した金額を自主事業に係る費用としました。

このようにして3事業に按分した費用の比で「管理受託収入」を茶室事業と貸館事業に分けています（自主事業の収入は「入場料等収入」「公衆電話取扱収入」「刊行物販売収入」及び「広告収入」の合計）。

表8-10 過去3年間の貸館事業収支 (単位：千円)

科目／年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度
事業収入	278,193	286,661	298,135
費用	242,834	250,759	261,504
収支差額	35,359	35,902	36,631

表8-11 過去3年間の自主事業収支 (単位：千円)

科目／年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度
事業収入	60,548	50,987	72,238
費用	128,594	112,947	123,857
収支差額	△68,046	△61,959	△51,619

表8-12 過去3年間の茶室事業収支 (単位：千円)

科目／年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度
事業収入	26,724	25,954	25,480
費用	20,914	20,845	20,226
収支差額	5,810	5,108	5,254

自主事業は毎年度収入が増加しているため収支差額（赤字）は減少していますが、それでも平成12年度現在51百万円の赤字になっています。自主事業については、上の表とは別に四日市市から平成12年度以前3年間は16百万円の補助金を受けていますが、それだけでは赤字を補填できません。予算策定上、人件費はすべて文化会館・泗翠庵の運営に係る費用（四日市市の予算の委託料）として取扱われ、自主事業からは人件費は生じない形になっています。つまり収支計算上、人件費はすべて管理受託収入で賄われています。従って、自主事業の人件費は補助金による補填とともに、貸館事業及び茶室事業の収支差額、つまり管理受託収入により補填されているのが現状といえます。

また、茶室事業は上記の「表8-12」ではプラスの収支差額が発生しています。これ

は収入の中に、泗翠庵の業務受託収入が含まれているからです。業務を委託しているのは四日市市であり、委託料を四日市市は支払っています。一方、泗翠庵の茶室使用料は公金として四日市市に徴収されています。従って、泗翠庵全体の運営に係る損益状況を把握するためには、四日市市の泗翠庵に対する収支を加味する必要があります。四日市市が支払う業務委託料と文化振興財団が受け取る業務受託料は相殺関係にあるので受託収入を控除し、さらに四日市市が収受している茶室使用料を加味すると次のようになります。

表 8-13 泗翠庵に係る損益 (単位：千円)

科目／年度	平成 10 年度	平成 11 年度	平成 12 年度
収入	3,413	2,781	3,251
費用	20,914	20,845	20,226
収支差額	△17,500	△18,064	△16,975

(注) 収入は茶室の使用料及び立礼席の利用料です。

上記「表 8-13」の通り、泗翠庵自体の損益は 17 百万円程度の赤字を計上していることが分かります。

イ. 四日市市の文化会館・茶室事業の全体的な損益状況

現状では四日市市の文化振興費歳入・歳出決算と文化振興財団の収支決算とは、当然のことながら別々の決算書でその活動状況が示されています。しかし、夫々別個で決算書をもっても全体像は見えてきません。そこで、民間企業で行われている連結会計の手法を用いて収支を合算し、さらに減価償却費も加えて全体的な損益を試算しました。

表 8-14 文化会館・茶室事業の全体的な損益

(単位:千円)

科目/年度	平成 10 年度	平成 11 年度	平成 12 年度
使用料収入	100,745	105,019	104,569
茶室使用料収入	648	657	830
基本財産運用収入※	70	40	30
自主事業収入※	66,795	56,601	77,844
補助金収入(四日市市以外)※	5,700	400	4,794
雑収入※	8,794	7,962	7,746
計	182,753	170,680	195,815
管理費※	315,349	322,326	332,823
事業費※	91,654	76,165	86,172
施設管理運営費	23,925	24,826	21,299
文化会館整備 事業費(修繕費)	3,059	1,890	17,736
減価償却費	89,179	90,439	91,125
計	523,168	515,647	549,158
損 益	△340,414	△344,966	△353,342

(注) 1 ※は文化振興財団に係る項目でそれ以外は四日市市です。

2 四日市市と文化振興財団間の収入と支出は相殺して表示しています。

3 「文化会館整備事業費」のうち、固定資産の取得に相当するものを減価償却資産とし、それ以外については期間費用としての修繕費として扱っています。

4 減価償却費は、取得年度から耐用年数を 50 年とする定額法により計算しています。なお、減価償却費の対象とみなした資産の取得価額は、4,954,400 千円(平成 10 年度末)、5,024,400 千円(平成 11 年度末)、5,062,550 千円(平成 12 年度末)としています。

5 昭和 52 年度から昭和 57 年度に四日市市文化会館の建設のために総事業費のうち約 80% に相当する地方債を発行していますが、平成 10 年度から平成 12 年度においては、その影響は少ないと考え、支払利息は考慮していません。

6 四日市市職員の人件費は考慮していません。

上記の通り、四日市市の収入である「使用料収入」と文化振興財団の主催による「自主事業収入」を合わせても 2 億円に満たず、文化振興財団の管理費さえカバーしていないことが分かります。

また、既述のように(「表 8-6」参照)、文化会館を全日利用したと仮定した場合の収入試算額 90,818 千円(備品使用料を除く)から平成 12 年度の実績値 64,916 千円を差引いた金額(25,902 千円)を収入に加えても(すなわち全日利用したと考えても)損失は 3 億円を下回ることはありません。従って、四日市市が文化会館・泗翠庵に係る文化振興施策に投入しているコストは毎年度 3 億円強ということが出来ます。

さらに、文化会館は昭和 57 年度の開館から 19 年以上経過しており、劣化が進行しているため、平成 13 年度以降、大きな修繕が予定されています。現在見積もられている修繕見積額は約 6 億円ですが、具体的な長期修繕計画が策定されているわけではありません。財政上の資金計画と連動した長期修繕計画の策定が望まれます。【意見】

ウ. その他

(ア) 目的外使用料の会計処理について

文化会館という施設をレストランとして使用することや、売店として使用することは目的外使用に当り、四日市市の使用許可が必要となります。文化振興財団はレストランとして業者に運営させていますが、当該レストラン業者から徴収する使用料及び水道光熱費等の実費弁償金は四日市市に帰属するものであり、その点は文化会館の貸館の使用料収入と同様です。しかし、会計処理上、レストラン業者からの使用料収入を「食堂等使用料収入」に計上し、四日市市への支払を管理費の「賃借料」で処理しています。また、水道光熱費の実費弁償金は雑収入の「食堂光熱水費等収入」で処理し、「光熱水費」で直接支払処理をしています。これらの収入・支出（費用）は文化振興財団が認識すべき収入・費用ではなく、貸館の使用料収入と同様、公金の預かりとして処理する必要があります。公金管理上、文化振興財団の帳簿に記帳する場合でも、預り金勘定で記帳されることとなり、収入・支出とはなりませんので改善して下さい。

【指摘】

(イ) 施設の使用料

四日市市会計規則第 86 条第 2 項によると、「現金出納員が収納した歳入金は、即日又は翌日正午までに、払込書により金融機関に払い込まなければならない。但し、やむを得ない事由がある場合は、一時保管のうえ、数日分をまとめて払い込むことができる。」とあります。

施設の使用料収入である現金について、以前は毎日、銀行振込を行っていましたが、現在は数日間隔になっています。会計規則に従った処理を行って下さい。【指摘】

(ウ) 使用前のチケットの管理

使用前のチケット(入場券)については、保管用のケースに入れ、業務終了後はケースにカバーをしておくだけで、金庫等の中に保管せずカウンターの上にケースを置いたままになっています。未使用のチケットは、その換金の容易性から現金と同様に注意を払った管理が必要と思いますので適切に保管するようにして下さい。【注意】

(エ) 商品券の処理

文化振興財団が発行している商品券（シアター・チケット）は発行年度内限りで有効となっており、年度内に使用されない場合は無効になります。平成 12 年度において、当該商品券発行時（販売時）には入金額を前受金券勘定で記帳し、有効期限切れとなり残った当該商品券分 641 千円は前受金券勘定から入場料等収入勘定に振替記帳されていました。入場料等収入は入場に対する対価としての収入項目であるので、現状の処理は適切ではなく、雑収入勘定等の科目で処理する必要があります。【注意】

商品券は発行した時、行使された時に伝票起票を行うだけで、使用状況を明らかにする帳簿がありません。また、商品券の行使時に、従来は商品券の端を切り取って使用済としていましたが、現在は何もせず、済印等も押していません。適切な受払帳簿管理等を行って下さい。【注意】

(オ) 退職給与引当金

従来、毎決算において文化振興財団は退職給与引当金を自己都合退職による場合の期末要支給額の 100%を計上していましたが、平成 10 年度より 20%に引き下げました。引き下げに明確な理由がなく、単に正味財産の減少を避けるということでした。要支給額 100%基準で計算すると退職給与引当金残高は平成 13 年 3 月 31 日現在 44,694 千円となり、計上不足額は 35,755 千円となります。明確な会計方針を設定し、毎決算において適切に退職給与引当金を計上することを検討して下さい。【意見】

(カ) 特別調整手当

四日市市文化会館は土日も開館しているため、職員は土日の出勤も含めた勤務体制を予め組んでいます。勤務体制上、土日に出勤した場合でも通常出勤日とみなすため、時間外手当は定時（午後 5 時 15 分）以降勤務した場合のみ対象となります。逆に、カレンダー上は平日でも、勤務体制上、休日扱いになっている日に出勤した場合には、休日出勤扱いになります。

上記のとおり、土日でも出勤日の場合は休日出勤の対象にはならないのですが、規程上、通常出勤日が土日に該当する場合、別途「特別調整手当」が 1 日 1,500 円支給されることになっております（四日市市職員給与条例第 56 条の 15 の特別勤務手当と同額）。文化会館が土日も開館しているため、変形労働時間制を採用していることから、土日の出勤日を対象とする特別調整手当の支給が適切なのか検討して下さい。【意見】

文化振興財団 以上

9 財団法人四日市市都市整備公社

9 財団法人四日市市都市整備公社

(1) 出資法人の概要

ア. 設立の経緯及び目的

財団法人四日市市都市整備公社（以下「都市整備公社」という）は、平成3年4月に四日市市の全額出捐（50,000千円）により、主として電波障害対策（TV放送の放送受信障害の解消）業務を行わせる目的で設立されました。（平成8年7月に本町プラザの完成により、その管理業務も追加された。）

一方、財団法人四日市市開発公社（昭和35年11月設立、以下「開発公社」という）は、主として賃貸住宅・駐車場及び北部墓地公園の募集・管理を行うことを目的としていましたが、平成12年10月解散し、その事業と財産が都市整備公社に引き継がれています。

従って、現在の都市整備公社の事業は、開発公社から引き継いだ事業を加え、多岐にわたっており、事業執行そのものが目的の観があります。

イ. 事業内容

都市整備公社の寄附行為によれば、次の事業を行っています。

- ① 電波障害の解消を図るための事業
- ② 高度情報化に対する調査研究
- ③ 四日市市から受託する建築物及び施設等の管理、運営業務
- ④ 公社が経営する住宅及び施設等の管理、運営業務
- ⑤ その他目的達成に必要な事業

これらの事業を収入の規模により具体的に分類したものが次の「表9-1」です。

表 9-1 平成 12 年度の事業内容と事業規模

(単位：千円)

事業収入項目	事業規模 (収入金額)	内 容
電波障害対策支援負担金収入	12,584	四日市市より負担金受入
建物等管理・運営受託収入	100,184	本町プラザ等の管理・運営を四日市市より受託
賃貸住宅・賃貸店舗収入	8,986	賃貸住宅 31 戸の経営と賃貸店舗 19 戸の経営による賃貸料収入
高架下・月極駐車場収入	18,155	高架下は市より近鉄高架下を賃借して時間貸している 73 台分の駐車場。月極はあさけが丘、坂部が丘、三重一丁目の 89 台分の駐車場
北部墓地公園収入	21,427	覚書により、市の施設である北部公園墓地の管理運営を受託し(無償)、利用者から永代使用料・清掃等管理料を収入する。但し、永代使用料分は四日市市土地開発公社へ支払われる。
合計	161,338	

これによると収入金額の約 70% (負担金収入と受託収入) は四日市市からの収入であること、駐車場や北部墓地は事業の前提条件である用地の手配について四日市市から便宜を受けていることが分かります。また、事業目的の「②高度情報化に対する調査研究」に関しては収入は一切ありませんし、同様にこの事業に関する支出も一切ありません。従って、この事業は設立以来休業中です。

ウ. 四日市市との関係

「1 監査対象の全体概要」でも記載したように、四日市市への収入依存の状況は「表 9-2」の通りです。収入依存割合は、平成 10 年度から低下傾向にあります。これは、受信障害対策支援事業の事業規模が縮小し、それに伴い四日市市からの負担金収入も減少したこと及び平成 12 年度については旧開発公社から引き継いだ自主事業の収入があるためです。平成 13 年度に四日市市は市営の中央駐車場・本町駐車場を都市整備公社に管理運営委託(利用料金制)する予定ですので、この統計上の依存度は低下する方向にあります。

表 9-2 都市整備公社の収入規模と市への依存度 (単位：千円)

項目／年度	平成 10 年度	平成 11 年度	平成 12 年度
収入規模 (A)	269,906	141,223	214,717 (注)
四日市市よりの受託収入 (B)	106,749	101,766	100,184
四日市市よりの電波障害対策 支援負担金受入 (C)	140,413	13,759	12,584
四日市市より収入依存割合 (B+C/A) (%)	91.5	81.8	52.5

(注) この中には開発公社の残余財産受入 (49,877 千円) と平成 12 年 11 月から平成 13 年 3 月までの開発公社から引継いだ事業に対応する収入 (48,569 千円) があるので、その分を控除すると収入規模は 112,958 千円となり、収入依存割合は 99.8% となります。なお、開発公社の平成 10 年度、平成 11 年度及び平成 12 年度(解散まで)の収入規模は夫々 318,468 千円、135,225 千円及び 268,760 千円でした。

また、四日市市との人的関係については職員のレベルでは直接的な関係はありません。平成 12 年度末の都市整備公社の職員の状況は次の通りです。

正職員 5 名 (うち 1 名は四日市市より出向、4 名は四日市市土地開発公社より出向)
 嘱託職員 8 名 (うち 2 名は四日市市より出向)
 臨時職員 2 名

正職員 5 名は全て四日市市土地開発公社 (以下「土地開発公社」という) と四日市市よりの出向のため、これら出向者に係る人件費は収支計算書上、土地開発公社への負担金として、平成 13 年度予算では、事業費中の賃貸住宅管理費、賃貸店舗管理費、高架下駐車場管理費、北部墓地管理費及び中央駐車場管理費に含めています (四日市市からの出向職員・嘱託職員の人件費は四日市市負担)。このように各事業費に直接含めることは理論的には間違いではありませんが、実際に各収入に対応する業務に従事していなければ、各事業の収支を見誤らせることとなります。より、適切に負担額 (実質人件費) が配賦されるよう検討して下さい。【指摘】

都市整備公社の経営者層である理事・監事と四日市市との関係では、理事 5 名、監事 1 名は全て四日市市の助役、収入役、部長等です。

(2) 過去3年間の主要財務数値及び財務分析

「表9-3」に見る通り、過去3年間の収支の状況として開発公社事業引継ぎ前は都市整備公社の事業が、四日市市より受託事業であったため収支差額が生じない形(あっても少額)となっていました。開発公社事業を引継いだ平成12年度は収支差額が55,534千円発生しています。これは主に開発公社からの寄付金収入(49,877千円)によるものです。また、開発公社から引継いだ自主事業の収支の影響(平成12年度の5か月分)や受信障害対策支援事業の縮小(平成11年度・平成12年度)があり、収支は変動しています。

「表9-4」により、平成12年度末における財政状態をみると、資産総額414,580千円、負債総額107,613千円、正味財産306,966千円となっています。平成11年度末までの正味財産は基本金(50,000千円)を若干上回る程度でしたが、平成12年度においては、開発公社の解散に伴う財産の受け入れにより、2億5千万円程度の正味財産が増加しています。資産については、平成12年度末の資産総額が平成11年度末に比較して332,634千円(405.9%増)と大幅に増加しています。これは、流動資産が88,332千円(318.7%増)の増加、及び、固定資産が244,302千円(5,774.1%増)の増加によるものです。この要因は、上述の通り開発公社の財産を引き継いだことによるものです。なお、有形固定資産としては賃貸店舗土地・建物や賃貸住宅土地・建物等の180,056千円が引き継がれ、その他の固定資産としては修繕引当預金56,000千円、有価証券9,590千円が引き継がれています。負債については、平成12年度の負債総額が平成11年度末に比較して84,333千円(362.2%増)と大幅に増加しています。この主な要因は、資産増加と同様に修繕引当金56,000千円などの開発公社からの財産の引継ぎに伴うものです。

以上、収支及び財産の状況に関する会計処理は、この報告書の注意及び指摘として記載した事項を除き適切に行われていました。

表9-3 過去3年間の要約収支計算書（一般会計）（単位：千円）

科目／年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度
基本財産運用収入	175	101	75
事業収入	266,399	138,658	161,339
寄付金収入	-	-	49,877
雑収入	189	196	113
繰入金収入	3,142	1,815	1,685
特定預金取崩収入	0	454	1,628
当期収入合計	269,906	141,223	214,717
前期繰越収支差額	4,475	7,885	7,467
収入合計	274,380	149,109	222,184
事業費	256,772	131,203	137,649
管理費	9,250	10,066	21,304
特定預金支出	473	373	231
当期支出合計	266,495	141,642	159,184
当期収支差額	3,411	△ 419	55,534
次期繰越収支差額	7,885	7,467	63,000

(注) 消費税の会計処理は税込です。

表9-4 過去3年間の要約貸借対照表（一般会計）（単位：千円）

科目／年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度
流動資産	120,514	27,715	116,047
基本財産	50,000	50,000	50,000
有形固定資産	-	-	180,057
その他の固定資産	4,312	4,231	68,476
資産合計	174,826	81,946	414,580
流動負債	112,629	20,248	49,979
固定負債	3,112	3,031	57,634
負債合計	115,741	23,280	107,613
正味財産	59,085	58,667	306,966
(うち基本金)	50,000	50,000	50,000
負債及び正味財産合計	174,826	81,946	414,580

(注) 消費税の会計処理は税込です。

ここで開発公社からの財産引継ぎに関する都市整備公社の仕訳をまとめてみると次の「表9-5」のようになります。なお、この財産の引継ぎについては適切に処理されていました。

表 9-5 開発公社からの財産の引継ぎ仕訳（貸借対照表科目）（単位：千円）

借 方		貸 方	
墓地永代使用权	1,149	前受金	17,622
前払金	699	預り金	8,750
土地	90,365	修繕引当金	56,000
建物及び構築物	91,829	正味財産	243,562
電話加入権	51		
有価証券	9,590		
現金	132,059		
未収金	189		
合計	325,934	合計	325,934

(注) 開発公社からの財産の引継ぎに関しては都市整備公社のほかに四日市市へも平成 12 年 10 月 31 日付で土地の一部が寄付されています。

次の「表 9-6」及び「表 9-7」は基金制度特別会計に係るものです。基金制度特別会計は旧市街地を中心としたテレビジョン複合障害の発生している地域及び近い将来複合障害が発生するおそれのある地域、今後中高層建築物の建築が相当見込まれる地域を「特定地域」（約 1,100 ヘクタール）と定め、この地域に 10 メートルを越える建築物等の建築を予定している建築主に、障害予測図に準拠し応分の負担をしてもらい、これを主な原資としてこの特定地域の建物を四日市ケーブルテレビ(CTV)の幹線を利用して電波障害の解消を図っている事業に関する会計です。収支及び財産に関する会計処理は適切になされていました。

表 9-6 過去 3 年間の要約収支計算書（基金制度特別会計）（単位：千円）

科目／年度	平成 10 年度	平成 11 年度	平成 12 年度
事業収入	53,602	33,194	60,019
雑収入	145	24	358
当期収入合計	53,747	33,218	60,377
前期繰越収支差額	50,904	43,356	14,928
収入合計	104,651	76,573	75,305
事業費	54,900	56,482	38,363
管理費	3,253	3,349	3,153
繰入金支出	3,142	1,815	1,685
当期支出合計	61,295	61,645	43,200
当期収支差額	△ 7,548	△ 28,428	17,177
次期繰越収支差額	43,356	14,928	32,105

(注) 消費税の会計処理は税込です。

表 9-7 過去 3 年間の要約貸借対照表 (基金制度特別会計)

(単位: 千円)

科目/年度	平成 10 年度	平成 11 年度	平成 12 年度
流動資産	43,437	15,009	32,183
資産合計	43,437	15,009	32,183
流動負債	82	81	78
負債合計	82	81	78
正味財産	43,356	14,928	32,105
負債及び正味財産合計	43,437	15,009	32,183

(注) 消費税の会計処理は税込です。

(3) 出納その他の事務の執行に係る指摘事項等

ア. 事業別収支分析

平成 10 年度から平成 12 年度まで都市整備公社は「受信障害対策支援」事業と「建物管理運営受託」事業を継続して実施してきました。そして、平成 12 年度中に「賃貸住宅・賃貸店舗」事業、「高架下・月極駐車場」事業及び「北部墓地管理運営受託」事業を開発公社から引き継ぎました。また、都市整備公社は、四日市市が平成 12 年度以前直営(市営駐車場特別会計により執行)していた、中央駐車場と本町駐車場を、平成 13 年度より、管理運営受託しています。この、中央駐車場と本町駐車場の管理運営受託は、事業として都市整備公社にとり財務上大きな影響があると考え平成 12 年度実施中の事業に加え、以下では検討しました。一方、「受信障害対策支援」事業は、都市整備公社設立以来、特定地域内における電波障害対策を過去 9 年間で 31,300 戸余実施し、これにより特定地域内における電波障害対策は概ね完了しました。特定地域外における電波障害対策は、これまでに 11,955 戸実施し、特定地域外も残すところ 4~5 ヶ所を以って完了する予定です。従って、「表 9-8」にも現れていますが、電波障害解消事業のウエイトは低くなっていますので、以下では検討を省略しています。

表 9-8 過去 3 年間の受信障害対策支援事業の収支

項目/年度	平成 10 年度	平成 11 年度	平成 12 年度
事業収入 (千円)	140,413	13,759	12,584
事業費 (千円)	140,313	13,659	12,484
収支差額 (千円)	100	100	100
都市整備公社全体収入に対する割合 (%)	52	10	6

(ア) 建物等管理・運営受託事業

四日市市から受託する建物等管理・運営受託事業の内容は、四日市市本町プラザ(市民交流会館)、勤労者総合福祉センター、四日市市総合会館の管理をいい、収支状況は次の「表 9-9」の通りです。これによると、直接経費である事業費を差し引いた収支差額は、減少傾向にあるものの、プラスとなっています。支出の内容は、平成 12 年度で人件費関係約 20 百万円、水道光熱費約 12 百万円、委託料約 56 百万円でした。

表 9-9 過去 3 年間の建物等管理・運営受託事業の収支 (単位：千円)

科目／年度	平成 10 年度	平成 11 年度	平成 12 年度
収入	106,748	101,766	100,184
支出	96,410	93,378	92,614
収支差額	10,338	8,388	7,570

「表 9-10」は「表 9-9」の支出に加え、本町プラザの建物の取得価額を推計し、それを基に試算した減価償却費を加えた、収入と費用の状況です。減価償却費などを考慮した損益によると赤字です。従って、この事業の収支差額がプラスであるからといって財務的に問題ないとはいえない状況です。

表 9-10 過去 3 年間の建物管理業務の発生主義による損益 (単位：千円)

科目／年度	平成 10 年度	平成 11 年度	平成 12 年度
事業収入	106,748	101,766	100,184
本町プラザ	83,439	78,726	78,835
その他	23,309	23,040	21,349
費用合計	150,902	151,560	157,966
収支差額	△44,153	△49,793	△57,781

(注) 平成 8 年 7 月に完成した本町プラザ、立体駐車場、歯科医師センターの普通建設事業費(2,303 百万円)を取得価額とし、定額法により試算した減価償却費を延べ床面積の比によって按分して本町プラザの減価償却費を求め、この減価償却費を費用に加えています。減価償却費の試算額は各年度とも 51,017 千円です。

また、管理費を事業費全体に占める「建物管理業務費」の割合で配賦しています。

受託収入について市民交流会館(四日市市本町プラザ)、とその他(勤労者総合福祉センター、市総合会館)について推移を見てみると、本町プラザの割合が 80%程度を占めています。以下では本町プラザについてさらに検討していきます。

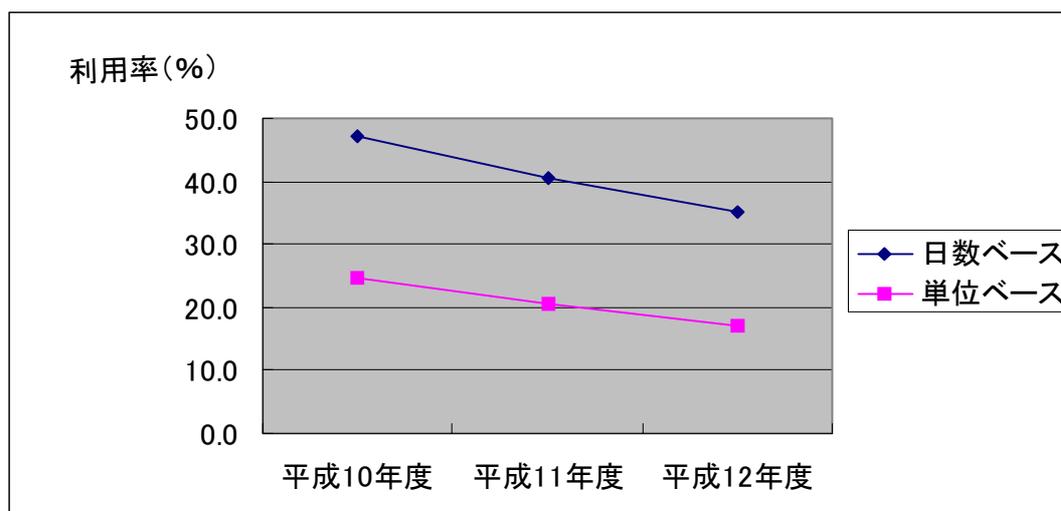
本町プラザについて収入と費用との関係を見てみると以下の通りです。

表 9-11 過去 3 年間の本町プラザの損益 (単位：千円)

科目／年度	平成 10 年度	平成 11 年度	平成 12 年度
収入	83,439	78,726	78,835
費用合計	126,376	123,254	123,895
支出	75,358	72,236	72,877
減価償却費	51,017	51,017	51,017
損失	△42,937	△44,528	△45,060

上記「表 9-11」の通り、本町プラザに関する建物管理業務については毎年度 1 億 2 千万円程度の費用が固定的に発生しています。その一方で、貸室の利用状況は下の「図 9-1」の通り、日数ベースによる利用率については 40%前後、単位ベースによる利用率は 20%前後と、ともに低い利用状況です。そして、毎年その利用率も低下する傾向が表れています。

図 9-1 本町プラザ貸室利用状況



(注) 日数ベースによる利用割合とは、一日のうち午前・午後・夜間の一回でも利用した場合を 1 日とし、この利用日数を開館した日数で除したものです。

単位ベースによる利用割合とは、利用回数を午前・午後・夜間の利用について各一回とし、これを開館した日の午前・午後・夜間の総数で除したものです。

また、本町プラザの各部屋別の利用状況を見ると「図 9-2」及び「図 9-3」のようになっています。

表 9-12 本町プラザの利用状況

年度別稼働日		ホール	和室	第1会議室	第2会議室	第3会議室	第4会議室	合計
平成10年度 (307日)	利用件数	208	96	324	361	238	148	1,375
	利用者数	16,306	2,696	7,490	5,837	6,297	4,501	43,127
平成11年度 (309日)	利用件数	188	85	278	323	174	90	1,138
	利用者数	14,456	2,681	7,074	5,240	4,907	3,173	37,531
平成12年度 (308日)	利用件数	148	56	203	322	120	101	950
	利用者数	8,926	1,603	4,794	3,764	2,712	2,187	23,986

(注) 各年度の下の()内の日数は開館した日数を表します。

図 9-2 市民交流会館（本町プラザ）の利用件数

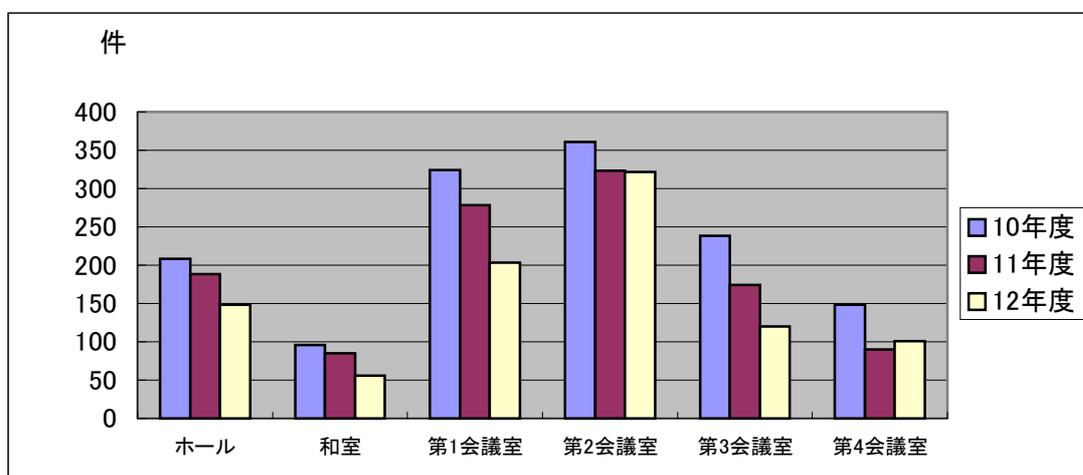
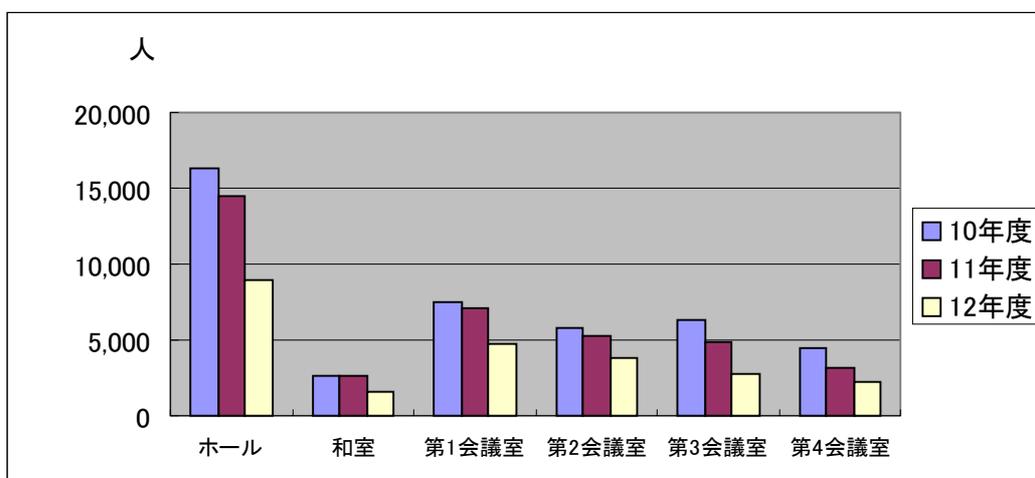


図 9-3 市民交流会館（本町プラザ）の利用者数



このままの傾向で利用状況が推移すると利用回数(単位ベース)による貸室利用割合は10%を割り込み、一年間の内、単位ベースの総数の9割以上が利用されない状況になることも想定されます。四日市市の財産が有効に使われない状況が続くということは、市民の税金が無駄に使用されているということになります。都市整備公社では建物管理業務のみを四日市市から受託しており、貸室の利用促進を図る等の営業的活動については業務の範囲外となっています。都市整備公社における賃貸住宅・賃貸店舗事業や高架下・月極駐車場事業のように管理業務の受託ではなく利用収入を都市整備公社の収入とする利用料金制の導入や市民生活課、都市計画課そして都市整備公社と経営に携わる関係者が多い状況を改め、一定のものに責任と権限を付与することにより利用率向上を図るなど検討されたいと思います。【意見】

(イ) 賃貸住宅・賃貸店舗事業

賃貸住宅というのは、坂部が丘三丁目の専用住宅30戸と店舗付住宅1戸及び駐車場75台の賃貸を指します。平成12年度の家賃表から期待される収入は10,734千円でしたが、実際は「表9-13」の10,384千円となっています。賃貸店舗というのは、三重一丁目の店舗19戸の賃貸を指します。平成12年度の家賃表から期待される収入は11,551千円でしたが、実際は「表9-13」の11,064千円となっています。これらの相違の理由は空家や滞納が考えられます。このような差額(あるべき収入金額と実際との差額)の原因や理由については定期的に調査されていないようです。数値の信頼性確認のため調査を実施するようにして下さい。【指摘】

また、原価及び収支差額の数字については、現状では原価に人件費を反映していないことや修繕費の削減等のため、傾向値は示すもののあるべき支出又は収支差額として直ちに適切であるとはいえない状況です。適正な原価配分に努めて下さい。【指摘】

坂部が丘三丁目は昭和45年度開設、三重一丁目は昭和49年開設です。これらの土地は都市整備公社の帳簿上夫々39,610千円、43,271千円で計上されていますが、固定資産税評価額(平成13年)では夫々333,519千円、399,575千円と8倍、9倍の評価となっています。(なお、都市整備公社の土地はこの他にバス回転場用地として簿価6,658千円、固定資産税評価額56,285千円があります。)この意味で都市整備公社の土地は含み益がある資産といえます。住宅等の建物の方は、簿価88,523千円に対して固定資産税評価額75,371千円でした。

表 9-13 過去 3 年間の賃貸住宅・賃貸店舗事業の収支 (単位：千円)

科目／年度	平成 10 年度	平成 11 年度	平成 12 年度
賃貸住宅収入	10,271	12,515	10,384
賃貸住宅原価	10,279	7,146	4,756
収支差額	△8	5,369	5,628
賃貸店舗収入	10,346	11,764	11,064
賃貸店舗原価	10,361	10,464	6,776
収支差額	△15	1,300	4,288

(注) 1 平成 10 年度、平成 11 年度及び平成 12 年度の 4 月から 10 月までは開発公社の決算収支計算書によっています。

2 賃貸住宅収入は平成 11 年度に家賃の値上げがあり、平成 12 年度に一部解約があったため変動しています。

(ウ) 高架下・月極駐車場事業

近鉄高架下の用地は、四日市市が近鉄と結んだ鉄道高架下利用に関する協定書及び高架下等賃借契約書に基づき、四日市市が都市整備公社に賃貸しているもので、その使用料は四日市市が近鉄に支払う金額相当で、11,850 千円（平成 13 年度都市整備公社予算）となっています。これは、「表 9-14」の支出の 1/4 程度を占めています。物件費支出はこの使用料の他に保安管理等の委託料約 10,000 千円をはじめ 7 割を占め、残りが実質人件費です。

また、駐車場の料金は 22 分 100 円とされ、近傍駐車場より高いようです。料金から逆算した利用状況は、1 台分スペース 1 日当り 5.5 時間で、24 時間稼働とすると 23% 程度の利用状況となります。稼働率向上に努めて下さい。【意見】

平成 12 年度の料金表から期待される月極駐車場収入は、4,368 千円で、「表 9-14」の 4,673 千円はこれを超過します。これは開発公社の業務が都市整備公社に引継がれるに際し、過年度の未収分の回収があったため等と考えられますが、調査が十分にはされていません。このような差額(あるべき収入金額と実際との差額)の原因や理由については数値の信頼性確認のため調査を実施するようにして下さい。【指摘】

表 9-14 過去 3 年間の高架下・月極駐車場事業の収支 (単位：千円)

科目／年度	平成 10 年度	平成 11 年度	平成 12 年度
近鉄高架下収入	48,025	41,064	40,491
近鉄高架下支出	48,045	42,841	36,274
収支差額	△19	△1,777	4,216
月極収入	3,730	4,561	4,673
月極支出	3,769	2,721	3,184
収支差額	△39	1,839	1,488

(注) 平成 10 年度、平成 11 年度及び平成 12 年度の 4 月から 10 月までは開発公社の決算収支計算書によっています。

(エ) 北部墓地公園事業

北部墓地公園施設の管理運営の収支は次の「表 9-15」の通りですが、永代使用料収支と墓地管理費収支からなり、そのうち、利用者から受け取った永代使用料収入は用地使用料として、同額を、公園墓地を開発した地権者である四日市市土地開発公社へ支払っています。そのため、収支差額は墓地管理業務から生じています。四日市市との覚書により、都市整備公社は北部墓地公園施設の管理運営を四日市市から受託している形になっていますが、現時点では土地の所有者は土地開発公社になっています。即ち、市営の墓地ではないわけですから、本来は、土地開発公社との間で覚書が結ばれる筋合いのものと思われます。また、仮に市営墓地であるならば、管理運営業務の受託料を四日市市から受取り、使用料は公金として四日市市が収受することになると考えられます。現状では上記四日市市との「覚書」によると使用料、管理料は都市整備公社の収入とするとあり、地方自治法にいう利用料金制のような形態となっています。土地開発公社との関係を整理する必要があると考えます。【意見】

墓地利用者の増加につれて、直ちに管理運営費が増加するものではないとすると（固定費に類似すると考えると）、「表 9-15」に見るように、現状の管理料で収支差額のプラスが今後生じると考えられます。

表 9-15 過去 3 年間の北部墓地公園の管理業務 (単位：千円)

科目／年度	平成 10 年度	平成 11 年度	平成 12 年度
収入	100,754	60,226	58,519
支出	100,809	57,598	55,020
収支差額	△55	2,627	3,499

(注) 平成 10 年度、平成 11 年度及び平成 12 年度の 4 月から 10 月までは開発公社の決算収支計算書によっています。

(オ) 事業別収支の状況

次の「表 9-16」は平成 12 年度の事業別収支の状況です。事業支出の数字には「表 9-11」にある本町プラザの減価償却費の試算額(51,017 千円)及び賃貸住宅・賃貸店舗に係る減価償却費(2,138 千円)が加算され、管理費が各事業に按分されています。既述の通り本町プラザに係る事業の赤字とその他事業の若干の黒字の状況が分かります。

表 9-16 平成 12 年度の事業別収支の状況

(単位：千円)

平成 12 年度の各事業	事業収入	事業支出	収支差額
受信障害対策支援事業	12,584	14,416	△1,832
建物管理運営受託事業 (注)	100,184	157,966	△57,781
賃貸住宅事業	4,502	1,454	3,047
賃貸店舗事業	4,484	2,945	1,539
高架下駐車場事業	16,276	14,060	2,216
月極駐車場事業	1,878	427	1,450
北部墓地公園事業	21,427	20,839	588
合計	161,338	212,109	△50,771

(注) 建物管理運営受託事業収入は四日市市にとっての委託料支出であり、本町プラザの貸室から生じる使用料とは別です。平成 12 年度の本町プラザの貸室使用料収入(四日市市の収入)は 1,932 千円でした。

(カ) 中央駐車場と本町駐車場

平成 12 年度まで市営駐車場であった、中央駐車場と本町駐車場が平成 13 年度から、都市整備公社に運営管理委託されることになりました。従来、四日市市の市営駐車場特別会計で予算執行されていた事務事業の決算内容は以下の「表 9-17」のような推移となっています。このうち公債費、一般会計繰入、繰越金、諸収入を除くと、次の「表 9-18」のようになります。即ち、営業活動そのもののフローをみると約 55 百万円の収支黒字です。地方自治法第 244 条の 2 第 4 項の規定により、四日市市は施設の利用料金(駐車場代)を管理受託者である都市整備公社の収入として収受させることとしています。従って、概略この 55 百万円という金額が、四日市市から都市整備公社へ移管されたといえます。更に、四日市市は市役所利用者へ 30 分無料駐車券を交付していますので、中央駐車場についてはその部分も経済的利益の付与と言えるかもしれません。ところで、平成 12 年までの市営駐車場特別会計は投資資金の返済と金利負担である公債費部分が事業の収支黒字では賄いきれないため一般会計からの繰出により収支尻を合わせています。しかし、民間の駐車場事業の視点では、更に、設備の減価償却や修繕引当を行っていく必要があります。すなわち、企業会計的にみると、営業活動だけでなく、財務活動や投資活動も考慮にいれなければならないということです。都市整備公社は営業活動部分のみ移管された形ですので、この点も考慮して収支・損益管理が甘くならないように注意すべきです。【意見】

表 9-17 過去 3 年間の市営駐車場特別会計歳入・歳出決算 (単位：千円)

科目／年度	平成 10 年度	平成 11 年度	平成 12 年度
事業収入：駐車場使用料	111,930	113,018	114,581
繰入金：一般会計繰入金	73,537	70,342	40,925
繰越金	14,709	17,388	18,120
諸収入：	(101)	(74)	(61)
預金利子	25	18	18
雑入	76	55	42
歳入決算計	200,278	200,823	173,688
事業費・管理費：	(52,155)	(58,108)	(59,033)
賃金	1,132	1,227	1,046
需用費	11,341	12,122	12,331
役務費	447	438	428
委託料	33,444	32,492	33,360
使用料及び賃借料	2,665	9,163	9,163
公課費	3,124	2,662	2,703
公債費：	(130,734)	(124,594)	(114,655)
元金	101,260	100,195	95,299
利子	29,474	24,399	19,356
歳出決算計	182,890	182,702	173,688
歳出歳入差額	17,388	18,120	0

表 9-18 過去 3 年間の使用料収入と事業費・管理費 (単位：千円)

科目／年度	平成 10 年度	平成 11 年度	平成 12 年度
駐車場使用料収入	111,930	113,018	114,581
事業費・管理費	52,155	58,108	59,033
収支差額	59,775	54,910	55,547

イ. 固定資産の会計処理

上述の通り都市整備公社は開発公社から建物及び駐車場施設を引き継いでいますが、その耐用年数について、開発公社の耐用年数をそのまま引き継いでいます。建物は開発公社から都市整備公社に引き継がれたときに所有権が移転し、その時点において都市整備公社で新たに建物を取得したものと考えなければなりません。このように中古の固定資産を新たに取得した場合において、民間企業では法人税法上の「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」における「中古資産の耐用年数」を用いて減価償却費の計算を行います。従って、引継ぎ資産に係る事業が法人税法上収益事業とされた場合、これに従う必要があると思います。【指摘】

「表 9-19」の通り法人税法上の耐用年数より都市整備公社の使用している耐用年数

は短いため償却超過となります。

表 9-19 耐用年数と減価償却費 (単位：千円)

施設内容	取得価額	現 状		見積計算	
		耐用年数	年間償却費	耐用年数	年間償却費
賃貸住宅建物	26,001	16年	1,158	22年	1,063
賃貸店舗建物	64,660	13年	3,493	18年	3,233
高架下駐車場施設	1,166	償却済み	—	2年	525

ウ. 預金使途の明確化

平成 12 年度末の貸借対照表上、流動資産の部において預金が 111,637 千円（普通預金 56,009 千円、定期預金 55,628 千円）計上されています。これは主に、開発公社から引き継いだものです。一方、未払金等の流動負債が 49,979 千円ありますが、これを差し引いても預金残高は 61,658 千円となり、定期預金の 55,628 千円は流動資産として保有しておく必然性はないのではないかと思います。資産の効率的運用の観点から適切な運用をして下さい。【意見】

エ. 修繕計画の策定

平成 12 年度末の貸借対照表上、資産の部及び負債の部において、修繕引当預金、修繕引当金が夫々 56,000 千円計上されていますが、修繕計画が作成されていません。これでは、修繕引当金を計上する根拠が無いということになります。また、都市整備公社においては、建物及び構築物の帳簿価額は 88,524 千円にのぼり、業務内容から建物及び構築物の重要性は高く、その維持管理については計画的に行う必要があります。従って中長期修繕計画を策定し、合理的、計画的な経営を行っていく必要があります。【意見】

オ. 収益事業に関する区分経理

公益法人は、収益事業を行う場合に限って法人税を納める義務があります。ここでいう収益事業とは販売業、製造業その他の政令で定める事業で、継続して事業場を設けて営まれるものをいい（法人税法 2 条 13 号）、法人税法施行令第 5 条第 1 項において 33 種類の事業が定められています。収益事業を営む公益法人は、収益事業から生じた所得に対してのみ法人税が課せられますが、公益法人が、収益事業と非収益事業を営む場合には、その収入及び支出は収益事業と非収益事業に区分しなければ、収益事業から生じた所得を算定することができません。そのため、法人税の課税所得の計算に当たっては収益事業から生ずる所得と非収益事業から生ずる所得に関する経理とを区分して行わなければならないこととなっています（法人税法施行令 6 条）。

都市整備公社では、法人税法施行令第5条第1項における33種類の事業のうち、不動産貸付業、駐車場業に関する事業を行っており、その税務上の取扱につき税務当局との協議が必要と考えます。【指摘】

カ.その他

(ア) 固定資産の減価償却開始時期

都市整備公社の有形固定資産の減価償却については、経理規程の第35条第2項にて「減価償却は、当該減価償却資産を取得した日の属する年の翌年度からはじめるものとする。」と規定されています。固定資産はその使用を開始した時点から便益（収益）を生み出すものであり、発生主義会計では費用・収益対応の原則から、固定資産を使用した時点から減価償却を開始するものとされています。また、平成12年度における都市整備公社での実際の会計処理においても、開発公社から固定資産（建物等）を引き継いだ平成12年11月以降で減価償却費の月割り計上（5か月分）を行っています。現状の経理規程に定める方法は公益法人会計基準が減価償却を強制していない点からみて、直ちに誤りとはいえません。しかし経理規程と実際の会計処理とを整合させる意味からも、有形固定資産の減価償却費について使用を開始した年度から月割りで計上する方法を検討されたいと思います。【意見】

(イ) 出納関係

切手の管理について、管理簿と現物との照合が定期的に行われていないので、差異が生じた際に原因が早急に把握できるように、定期的に管理簿と現物の照合を行うようにして下さい。【注意】

都市整備公社 以上